千葉市の下水道と河川

令和８年度

千 葉 市 建 設 局

目　次

【　下水道編　】
第１章　下水道事業の概要
１　事業の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅰ　主要年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２　事業の概要
Ⅰ　下水道の種類としくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（１）下水道の種類
（２）下水道のしくみ
Ⅱ　下水道事業を位置づける法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第２章　公共下水道事業
１　下水道の整備状況
（１）整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（２）普及状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（３）管路施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（４）処理場施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（５）ポンプ場施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

２　下水道の維持管理
Ⅰ　管路施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（１）維持管理実績
（２）包括的民間委託
（３）包括的民間委託（第２期）
Ⅱ　処理場の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（１）処理状況
（２）放流水質測定結果
（３）包括的民間委託
Ⅲ　事業場排除下水の指導状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
（１）下水排除基準
（２）特定事業場及び除害施設設置事業場数
（３）立入検査の状況

３　下水道への接続
Ⅰ　接続の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
Ⅱ　接続促進対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
Ⅲ　排水設備工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（１）指定工事店制度
（２）排水設備工事の検査状況
Ⅳ　下水道事業受益者負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
（１）受益者負担制度の概要

（２）受益者負担に関する条例の経緯
Ⅴ　下水道事業受益者分担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
（１）受益者分担金制度の概要
（２）分担金の収納状況
Ⅵ　下水道使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
（１）水道水を使用した場合
（２）水道水以外（井戸水等）を使用した場合
（３）使用料の収納状況
（４）使用料の変遷
（５）上下水道料金の徴収一元化

４　各種助成制度
Ⅰ　雨水貯留槽と雨水浸透ます設置補助制度・・・・・・・・・・・・・・48
（１）制度の概要
（２）補助実績
Ⅱ　防水板設置工事の助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
（１）制度の概要
（２）助成実績

５　下水道の経営
Ⅰ　財源の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（１）建設改良費の財源
（２）収益的支出の財源
Ⅱ　経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
（１）決算状況
（２）下水道使用料、汚水処理費及び維持管理費
（３）補てん財源残高
（４）企業債残高
Ⅲ　経営指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
（１）経営収支比率
（２）流動比率
（３）企業債残高対事業規模比率
（４）有形固定資産減価償却率
（５）管渠老朽化率

６　印旛沼流域下水道事業（県事業）
Ⅰ　建設事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
Ⅱ　建設事業に関する市町村負担金の状況・・・・・・・・・・・・・・・55
（１）建設負担金
（２）維持管理負担金（千葉市分）の状況

第３章　都市下水路事業
Ⅰ　都市下水路事業の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
Ⅱ　都市下水路事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
Ⅲ　都市下水路事業費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
Ⅳ　都市下水路整備五ヶ年計画実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

第４章　一般排水路（類似施設）事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

第５章　農業集落排水事業
Ⅰ　農業集落排水事業の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
Ⅱ　農業集落排水事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
（１）処理場施設一覧
（２）農業集落排水施設再編計画

【　河川編　】
第１章　河川事業の概要
Ⅰ　千葉市の河川の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
Ⅱ　都市基盤河川改修事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
（１）事業の概要
（２）二級河川生実川
（３）二級河川坂月川
（４）二級河川支川都川
（５）一級河川勝田川
（６）準用河川生実川
Ⅲ　流域貯留浸透事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
（１）事業の概要
（２）設置実績

【　事業の執行体制　】
Ⅰ　組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
Ⅱ　事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
Ⅲ　職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80

【　資料編　】
Ⅰ　下水処理場施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
Ⅱ　下水処理場の流入水量・処理水量状況・・・・・・・・・・・・・・・・91
Ⅲ　下水処理場の各種作業量・使用量状況・・・・・・・・・・・・・・・・92
Ⅳ　ポンプ場の運転状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
Ⅴ　下水処理場の水質試験成績（流入水）・・・・・・・・・・・・・・・・98
Ⅵ　下水処理場の水質試験成績（放流水）・・・・・・・・・・・・・・・・100
Ⅶ　南部浄化センター下水処理場の汚泥系試験成績・・・・・・・・・・・・103

Ⅷ　南部浄化センター汚泥焼却灰精密試験成績・・・・・・・・・・・・・・・・104

【　用語解説　】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

【下水道編】

第１章　下水道事業の概要

１　事業の沿革

本市の下水道事業は、昭和10年に雨水排除を目的に、都市計画事業の一環として市の中心部である中央地区47ヘクタールの下水道事業に着手したのが始まりです。昭和16年からの第二次世界大戦により事業を中断したものの、終戦後、第２期事業として昭和24年に長洲地区71ヘクタールを追加し、認可計画面積118ヘクタールで再開しました。その後、企業誘致を契機に、戦前の消費都市から生産都市へと変貌を遂げ、また近隣市町村との合併によって市域の拡大を図り、京葉臨海工業地帯の発展とともに都市施設の整備も積極的に取組み、昭和30年から第３期事業として、都川及びその支川である葭川の流域を中心とした市街地を、15年計画事業として整備しました。

これと前後して、高度経済成長期の到来とともに、市街地周辺部も急激な都市化が進み大規模な団地開発事業により、昭和38年11月に本市で最初の終末処理場として大宮下水処理場が大宮団地で稼働しました。現在、本市における公共下水道は、中央・印旛・南部の３処理区となっており、中心部となる中央処理区は、昭和40年に中央下水処理場（現：中央浄化センター）の建設に着手し、昭和43年に稼働を始めました。北西部の区域となる印旛処理区は、流域下水道の関連公共下水道として昭和48年に事業に着手し、花見川終末処理場が昭和49年から稼働、さらに、市の南東部の南部処理区は、昭和48年から処理場及び管渠等の建設に着手し、昭和56年に南部下水処理場（現：南部浄化センター）が稼働を始めました。

本市は、平成４年度に政令指定都市に移行し、「市民に身近な生活環境の整備・充実」を視点に普及促進を最優先課題として、汚水幹線の整備・面整備を推進しました。また、浸水地区解消のための雨水ポンプ場の建設・雨水幹線の整備を図り、南部浄化センターでは平成６年に汚泥焼却炉１号炉が稼働、平成13年には窒素・リンの除去率向上を目的とした高度処理施設が運転開始し、令和７年度末の下水道処理人口普及率は、97.6%となっております。

令和3年度～令和14年度の千葉市下水道事業中長期経営計画においては、引き続き未普及地域の解消を図るとともに、雨水対策については、一度整備が完了した地区や低地部等で再び浸水被害が発生していることから、「浸水リスク」かつ「都市機能の集積度」が高い地区について、浸水対策を一層強化するほか、雨水流出量を抑制するための雨水浸透施設等の整備を推進します。また、良好な水環境を実現するため、浄化センターでの高度処理施設整備を推進するとともに、潤いと安らぎのある水環境を目指して、地域に応じた快適で親しみのある水辺空間を創出します。さらに、施設を恒久的に維持していくため、管渠や浄化センターなどの施設を計画的に改築・修繕するとともに、平成23年3月11日の東日本大震災により下水道施設が大きな被害を受けたことを踏まえ、大地震でも下水道の最低限の施設機能が維持できるよう耐震化を進めております。

加えて、汚泥固形燃料化施設の整備や太陽光発電設備の導入など、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの削減に取組むとともに、リン価格の高騰に伴う下水汚泥肥料の資源利用拡大の検討を進め、脱炭素社会への貢献や循環型社会の構築にも対応して参ります。

Ⅰ　主要年表

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ場関係
S10	11月　上木課下水道係誕生		12月　中央処理区-(当初)都市計画決定、下水道法事業認可、都市計画法事業認可、中央地区　47ha		
S16	第2次世界大戦のため一時事業中断、昭和24年に再開された				
S24		12月　長洲受益者負担金条例制定	12月　中央処理区-都市計画決定、下水道法事業認可、都市計画法事業認可(追)長洲地区71ha(118ha)		
S30		12月　北部・受益者負担金条例制定			
S32			12月　中央処理区-都市計画決定、下水道法事業認可、都市計画法事業認可(道)北部第一・第二、西部地区302ha(420ha)		
S36				8月　大宮下水処理場-下水道法事業認可 12月　大宮下水処理場-建設に着手	
S37	10月　下水道課に昇格		3月　大宮処理区-(当初)都市計画決定、都市計画法事業認可55ha	3月　大宮下水処理場-都市計画決定・都市計画法事業認可 12月　大宮北部下水処理場-建設に着手	
S38		4月　下水道条例制定 〃　下水道使用料制定	5月　大宮処理区-(当初)下水道法事業認可55ha 6月　中央処理区-下水道法事業認可(追)神明、本千葉、新宿地区109ha(529ha)	6月　小倉下水処理場-下水道法事業認可 11月　大宮下水処理場-運転開始 12月　小倉下水処理場-建設に着手	
S39		7月　下水道排水設備業者の指定に関する規則制定	7月　小倉処理区-(当初)下水道法事業認可70ha 9月　中央処理区-都市計画決定、都市計画法事業認可(道)神明、本千葉、新宿地区109ha(529ha)		7月　神明、本千葉ポンプ場-下水道法事業認可 9月　神明、本千葉ポンプ場-都市計画決定、都市計画法事業認可
S40		1月　都市計画下水道事業受益者負担に関する省令施行		4月　小倉下水処理場-運転開始 10月　中央下水処理場-下水道法事業認可1期87,000人 12月　中央下水処理場(1期)-建設に着手	
S41			10月　坂月、大宮北部処理区-(当初)下水道法事業認可坂月214ha、大宮10ha 12月　大宮北部処理区-(当初)都市計画決定10ha 12月　坂月・小倉処理区-(当初)都市計画決定、都市計画法事業認可　坂月214ha、小倉70ha 〃　中央処理区-都市計画決定、下水道法事業認可(追変)都市計画決定(1,300ha)本町・出洲地区下水道法事業認可402ha(931ha)	10月　坂月・大宮北部下水処理場-下水道法事業認可 11月　坂月下水処理場-建設に着手 12月　大宮北部下水処理場-都市計画決定 〃　小倉・坂月下水処理場-都市計画決定、都市計画法事業認可 〃　中央下水処理場-都市計画決定、下水道法事業認可	10月　坂月第一、第二ポンプ場-下水道法事業認可 12月　坂月第一、第二ポンプ場-都市計画決定、都市計画法事業認可 12月　幸ポンプ場・出洲ポンプ場-都市計画決定、下水道法事業認可
S42	3月　公共下水道課新設		8月　新検見川(さつきが丘)処理区-(当初)都市計画決定、都市計画法事業認可78ha	2月　新検見川下水処理場-建設に着手 8月　新検見川下水処理場-都市計画決定、都市計画法事業認可	
S43		4月　水洗便所改造資金助成条例制定 〃　下水道使用料改定特別会計設置	4月　新検見川処理区-(当初)下水道法事業認可78ha	4月　新検見川下水処理場-下水道法事業認可 6月　中央下水処理場(第1期)坂月下水処理場-運転開始 10月　大宮北部下水処理場-運転開始	6月　神明・幸ポンプ場-運転開始 出洲ポンプ場-運転開始
S44	10月　下水道課 →都市排水課 公共下水道課 →公共下水道課 →下水道管理課	5月　水洗便所改造資金助成条例施行規則制定	12月　中央処理区-下水道法事業認可(追)東寺山、出洲、稲毛、黒砂地区898ha(1,829ha) 〃　印旛処理区-(当初)下水道法事業認可、こてはし台処理分区80ha 〃　印旛沼流域下水道-(当初)都市計画決定、都市計画法事業認可　千葉市5,044ha 〃　印旛沼処理区-(当初)都市計画法事業認可、こてはし台処理分区　80ha 〃　中央処理区-都市計画決定、(追変)東寺山、出洲、稲毛、黒砂地区1,300ha(1,829ha)	12月　中央下水処理場-都市計画法事業認可(2期189,000人)	12月　黒砂ポンプ場-都市計画法事業認可 6月　本千葉ポンプ場-運転開始 11月　坂月第一ポンプ場-運転開始
S45	10月　下水道管理課 →下水道施設課 →土木事務所		1月　中央処理区-都市計画決定(追変)東寺山、出洲地区96ha(1,396ha) 〃　印旛処理区-(当初)都市計画決定、こてはし台処理分区80ha 12月　中央処理区-都市計画決定(追変)稲毛・黒砂地区433ha(1,829ha)	1月　中央下水処理場(第2期)-建設に着手	1月　東寺山ポンプ場-都市計画決定 11月　坂月第二ポンプ場-運転開始 12月　黒砂ポンプ場-都市計画決定
S46		3月　都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定	12月　印旛処理区-都市計画決定(追)検見川・稲毛海岸NT824ha(904ha)		12月　高洲第一・第二ポンプ場-都市計画決定
S47			2月　印旛処理区-下水道法事業認可(追)検見川・稲毛海浜NT824ha(904ha) 〃　印旛処理区-都市計画法事業認可(追)検見川・稲毛　NT824ha(904ha)	3月　中央下水処理場(第2期)-運転開始 6月　中央下水処理場-都市計画法事業認可(第3期233,700人) 7月　中央下水処理場(第3期)-建設に着手 8月　中央下水処理場-下水道法事業認可	2月　高洲第一・第二ポンプ場-下水道法事業認可 〃　高洲第一・第二ポンプ場-都市計画法事業認可 4月　高洲第一ポンプ場、黒砂ポンプ場-運転開始
S48	4月　下水道部誕生 建設局下水道部		2月　印旛処理区-都市計画決定(追)検見川海浜NT341ha(1,245ha) 〃　南部処理区-(当初)都市計画決定　末広、白旗、大巌寺、浜野、村田、六方、高品地区1,236ha 3月　南部処理区-基本計画策定 〃　南部処理区-(当初)下水道法事業認可　末広、白旗、大巌寺、浜野、村田、六方、高品地区1,236ha 3月　南部処理区-(当初)都市計画法事業認可　末広、白旗、大巌寺、浜野、村田、六方、高品地区1,236ha	2月　南部下水処理場-都市計画決定(100,000人) 3月　南部下水処理場-下水道法事業認可 〃　南部下水処理場-都市計画法事業認可	2月　真砂ポンプ場-都市計画決定 10月　高洲第二ポンプ場-運転開始

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ場関係
S49	4月　公共下水道課 →下水建設課 →水洗普及課 7月　下水建設課 →下水施設課 →中央下水処理場		3月　印旛処理区-下水道法事業認可(追)検見川海浜NT341ha(1,245ha) 9月　中央処理区-都市計画決定(変)神明、新宿地区(1,829ha) 〃　中央処理区-下水道法事業認可(変)神明、新宿地区(1,829ha) 10月　中央処理区-都市計画法事業認可(変)神明、新宿地区(1,829ha) 11月　印旛処理区-基本計画策定 12月　印旛沼流域下水道-都市計画決定(変)管理の一部 〃　印旛沼流域下水道-(当初)下水道法事業認可　管渠の一部	4月　中央下水処理場(第3期)-運転開始 4月　花見川終末処理場-運転開始 12月　花見川終末処理場面積-都市計画決定 〃　花見川終末処理場面積-下水道法事業認可	3月　真砂ポンプ場-下水道法事業認可 9月　君待ポンプ場(神明雨水ポンプ場)-都市計画決定 9月　君待ポンプ場(神明雨水ポンプ場)-下水道法事業認可 10月　君待ポンプ場(神明雨水ポンプ場)-都市計画法事業認可
S50		4月　下水道使用料改定	1月　印旛沼流域下水道-都市計画法事業認可(変)　管渠の一部 12月　印旛処理区-都市計画決定(追変)検見川処理分区△10ha(1,235ha)	1月　花見川終末処理場面積-都市計画法事業認可	1月　東寺山ポンプ場-運転開始
S51			3月　上気処理区-基本計画策定 〃　印旛処理区-下水道法事業認可(追変)検見川処理分区△10ha(1,235ha) 〃　印旛処理区-都市計画法事業認可(追変)検見川処理分区△10ha(1,235ha)		4月　真砂ポンプ場-運転開始
S52		4月　下水道使用料改定	10月　南部処理区-都市計画決定(追)東南部、古市場団地690ha(1,926ha) 11月　南部処理区-下水道法事業認可(追)東南部、古市場団地690ha(1,926ha) 12月　印旛沼流域下水道-都市計画決定(変)管渠の一部 〃　南部処理区-都市計画決定(変)(1,926ha)	7月　中央下水処理場-下水道法事業認可(工場排水20,000㎥分) 10月　南部下水処理場-都市計画決定(200,000人) 11月　南部下水処理場-下水道法事業認可 12月　花見川第二下水処理場-都市計画決定	7月　君待ポンプ場-運転開始 10月　村田ポンプ場-都市計画決定(位置変更) 11月　村田ポンプ場-下水道法事業認可(位置変更) 12月　寒川ポンプ場-都市計画決定(位置変更)
S53	4月　建設局→土木局		3月　南部処理区-都市計画法事業認可(追)東南部、古市場団地690ha(1,926ha) 9月　南部処理区-都市計画決定(変)南部幹線位置変更 11月　南部処理区-下水道法事業認可(変)南部幹線位置変更	9月　南部下水処理場-都市計画決定(用地追加) 10月　中央下水処理場-運転開始(工場排水) 11月　南部下水処理場-下水道法事業認可(用地追加)	
S54	4月　下水建設課 →下水道第一課 →下水道第二課	3月　下水道排水設備工事業者の指定に関する規則全部改定 4月　下水道指定排水設備工事業者等審査委員会要綱制定 〃　下水道使用料改定 6月　都市計画下水道事業受益者負担に関する条例全部改定	1月　印旛沼流域下水道-都市計画決定(変)管渠区域の一部 〃　南部処理区-都市計画法事業認可(変)南部幹線位置変更 3月　印旛沼流域下水道-下水道法事業認可(変)管渠区域の一部 〃　印旛沼流域下水道-都市計画法事業認可(変)管渠区域の一部 12月　都市計画決定-(全市)千葉都市計画下水道番号の変更 印旛処理区-都市計画決定(変)新検見川処理区78ha(1,313ha) 中央処理区-都市計画決定(変)(1,829ha) 南部処理区-都市計画決定(変)(1,926ha) 〃　印旛沼流域下水道-都市計画法事業認可(変)西部幹線ルート変更 〃　中央処理区-下水道法事業認可(変)会計年度延長	1月　花見川終末水処理場-都市計画決定(用地) 〃　南部下水処理場-都市計画事業認可(用地追加) 3月　花見川終末水処理場-下水道法事業認可(用地) 〃　花見川終末水処理場-都市計画法事業認可(用地) 12月　新検見川下水処理場-都市計画決定(処理場廃止)	
S55	4月　下水道第一課 →下水道第一課 →都市下水路課		2月　中央処理区-都市計画法事業認可(変)会計年度延長 10月　印旛処理区-都市計画決定(追)こてはし台、草野処理分区708ha(2,021ha)		
S56			3月　印旛処理区-下水道法事業認可(追)こてはし台、草野処理分区490ha(1,725ha) 〃　印旛処理区-都市計画法事業認可(追)こてはし台、草野処理分区490ha(1,725ha) 7月　印旛沼流域下水道-都市計画決定(変)磯辺幹線 9月　印旛沼流域下水道-下水道法事業認可(変)磯辺幹線 〃　印旛沼流域下水道-都市計画法事業認可(変)磯辺幹線	4月　南部下水処理場-運転開始5万人	4月　ひび野ポンプ場-運転開始
S57	4月　南部下水処理場新設	4月　下水道使用料改定	1月　若松地区-基本計画策定 3月　南部処理区-都市計画決定(追)川戸、貝塚、桜木、東南部直1,578ha(3,504ha) 5月　南部処理区-下水道法事業認可(変)東南部地区(1,926ha) 6月　南部処理区-都市計画法事業認可(変)東南部地区(4,013ha) 8月　南部処理区-都市計画決定(追)土気地区509ha(4,013ha) 〃　印旛処理区-都市計画決定(追)花見川右岸、横戸、幕張、海浜地区1,381ha(3,402ha)		3月　蘇我ポンプ場-都市計画決定(位置変更) 〃　高田第一、第二ポンプ場-都市計画決定 〃　東南部ポンプ場-都市計画決定(ポンプ場廃止) 5月　寒川、蘇我、都ポンプ場-下水道法事業認可(位置変更) 〃　東南部ポンプ場-下水道法事業認可(ポンプ場廃止) 6月　寒川、蘇我、都ポンプ場変更　東南部ポンプ場廃止-都市計画法事業認可 8月　大椎、越智、高津戸、土気ポンプ場-都市計画決定 〃　検見川雨水、若葉、ひび野ポンプ場-都市計画決定
S58			1月　印旛処理区-下水道法事業認可(追)横戸、幕張、海浜地区897ha(2,622ha) 〃　印旛処理区-下水道法事業認可(追)横戸、幕張、海浜地区897ha(2,622ha)		1月　検見川雨水、若葉、ひび野ポンプ場-下水道法事業認可 〃　検見川雨水、若葉、ひび野ポンプ場-都市計画法事業認可

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ場関係
S58			3月　南部処理区-下水道法事業認可(追)土気、誉田、浜野地区346ha(2,272ha) 〃　南部処理区-都市計画法事業認可(追)上気、誉田、浜野地区346ha(2,272ha) 11月　印旛処理区-都市計画決定(追)検見川第一、稲毛西部第二地区21ha(3,423ha) 12月　勝田川基本計画策定		3月　大椎ポンプ場-下水道法事業認可 〃　大椎ポンプ場-都市計画法事業認可
S59	4月　下水道事業建設経費の一元化を図り水洗普及課で総括する。	12月　下水道使用料改定(60年4月より)	3月　中央処理区-都市計画法事業認可(変)会計年度延長 〃　印旛処理区-下水道法事業認可(追変)鷹の台、検見川第一、稲毛西部第二地区68ha(2,690ha)草野第1号、幕張海浜3号幹線変更 〃　印旛処理区-都市計画法事業認可(追変)鷹の台、検見川第一、稲毛西部第二地区68ha(2,690ha)草野第1号、幕張海浜3号幹線変更		3月　若葉ポンプ場変更-下水道法事業認可 〃　若葉ポンプ場変更-都市計画法事業認可 8月　若葉ポンプ場-運転開始
S61	4月　上木局→建設局 〃　下水道第一課が筆頭課となる。 〃　下水道事業建設経費の一元化 水洗普及課 →下水道第一課		3月　印旛沼流域下水道-下水道法事業認可(変)会計年度延長都市計画決定(変) 都市計画法事業認可(変)会計年度延長 9月　南部処理区-都市計画決定(変)千葉寺原町第3区画整理地区168ha(4,181ha) 11月　印旛沼流域下水道-下水道法事業認可(変)会計年度延長東部第二幹線、処理分区 都市計画決定(追) 都市計画法事業認可(変)		2月　都ポンプ場-暫定運転開始 4月　大椎ポンプ場-運転開始
S62			3月　印旛処理区-都市計画決定(追)若松四街道南部御成四街道東部91ha(3,514ha) 5月　南部処理区-下水道法事業認可(追)(変)桜木、椎名崎、高品、土気地区254ha(2,526ha) 幹線追加、幹線の変更 6月　南部処理区-都市計画法事業認可(追)(変)桜木、椎名崎、高品、土気地区254ha(2,526ha) 幹線追加、幹線の変更 7月　印旛処理区-下水道法事業認可(追)(変)若松、四街道南部、御成、四街道東部、花見川、天戸、幕張台処理分区670ha(3,360ha) 幹線の変更、分区界の変更、真砂ポンプ場廃止 〃　印旛処理区-都市計画法事業認可(追)(変)若松、四街道南部、御成、四街道東部、花見川、天戸、幕張、幕張台処理分区670ha(3,360ha) 幹線の変更、分区界の変更、真砂ポンプ場廃止		5月　都汚水中継ポンプ場(変)-下水道法事業認可 6月　都汚水中継ポンプ場(変)-都市計画法事業認可 7月　真砂汚水中継ポンプ場廃止-下水道法事業認可 〃　真砂汚水中継ポンプ場廃止-都市計画法事業認可
S63	4月　下水道第一課・下水道第二課を廃止し、下水道計画 課・下水道建設課を新設 下水道計画課が筆頭課となる。		1月　印旛沼流域下水道-都市計画決定の変更 千葉市変更なし(全体計画人口41万人から45万人となる。) 3月　印旛沼流域下水道-下水道事業認可、都市計画法事業認可 〃　南部処理区-都市計画決定(追)土気地区、大巌寺地区195ha(4,376ha) 桜木地区幹線の見直し、幹線の変更、蘇我雨水ポンプ場用地の変更 5月　中央処理区-下水道法事業認可、事業年度の延長 〃　南部処理区-下水道法事業認可(追)土気、浜野、末広、白旗、高品地区537ha(3,063ha)、幹線追加 9月　印旛沼流域下水道-都市計画決定 12月　印旛沼流域下水道-下水道法事業認可、都市計画法事業認可(追)		3月　蘇我雨水ポンプ場用地(追)-下水道法事業認可、都市計画法事業認可
H元	4月　機構改革により 下水道計画課 →下水道管理課 →下水道計画課 下水道施設課→中央下水処理場 →南部下水処理場 下水道管理課が筆頭課になる。		1月　印旛沼流域下水道-都市計画法事業認可 3月　印旛処理区-都市計画決定(変)排水区界の変更、幹線の変更 〃　南部処理区-都市計画決定(変)排水区界の変更、幹線の変更 〃　中央処理区-下水道法事業認可、都市計画法事業認可、事業年度の延長 〃　印旛処理区-下水道法事業認可、都市計画法事業認可、(追)、草野、花見川、処理分区他131ha(3,491ha) 〃　南部処理区-下水道法事業認可、都市計画法事業認可、(追)、土気地区122ha(3,185ha)、幹線の変更 11月　中央処理区-都市計画決定(変) 東寺山地区削除、幹線の廃止 〃　南部処理区-都市計画決定(変)、大巌寺、浜野、白旗、桜木、東寺山の地区の追加、幹線の追加、変更、廃止	4月　汚泥溶融施設運転開始	3月　長作汚水中継ポンプ場、こてはし台汚水中継ポンプ場他 (追)-下水道法事業認可、都市計画法事業認可 〃　村田雨水ポンプ場(変)-下水道法事業認可、都市計画法事業認可 5月　東寺山ポンプ場-運転停止 6月　都ポンプ場-運転開始 11月　東寺山ポンプ場廃止-都市計画決定
H2	4月　機構改革により下水道建設課 →南部下水建設課 →北部下水建設課		5月　中央処理区-下水道法事業認可、都市計画法事業認可、東寺山地区削除164ha(1,665ha)、幹線の廃止 〃　南部処理区-下水道法事業認可、都市計画法事業認可、大巌寺、白旗、東寺山地区の追加628ha(3,813ha)幹線の追加・変更・廃止 6月　南部処理区-都市計画法事業認可 7月　印旛処理区-都市計画決定(変)事務簡素化のため計画決定幹線の変更(20ha→100ha) 幕張海浜処理分区幹線の変更	4月　南部処理場-運転開始(10万人) 5月　中央下水処理場施設変更-下水道法事業認可、都市計画法事業認可 〃　南部下水処理場施設変更-下水道法事業認可、都市計画法事業認可 6月　南部下水処理場施設変更-都市計画法事業認可	4月　真砂ポンプ場-運転停止 5月　東寺山ポンプ場廃止-下水道法事業認可、都市計画法事業認可 6月　東寺山ポンプ場廃止-都市計画法事業認可 8月　村田雨水ポンプ場-運転開始

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ場関係
H3	4月　機構改革により局制へ移行 下水道局誕生 管理部 下水道総務課 水洗普及課 下水道維持課 中央浄化センター 南部浄化センター 建設部 下水道計画課 南部下水道建設課 北部下水道建設課 都市排水課	9月　下水道使用料改定(4年4月分より)	2月　印旛沼流域下水道-都市計画決定(変) 3月　印旛沼流域下水道-下水道法事業認可 都市計画法事業認可 〃　印旛処理区-下水道法事業認可、都市計画法事業認可、 幕張海浜処理分区幹線の追加・変更・廃止、排水区の追加、排水区界の変更		11月 越智ポンプ場-運転開始
H4	4月　政令指定都市移行	3月　地方公営企業法(一部)を適用(4年4月より)	3月　印旛処理区-都市計画決定(追)(変) 畑町第2処理分区の追加37ha(3,551ha)行政界変更に伴う処理分区界、排水区の変更 〃　南部処理区-都市計画決定(変)(追)業務の簡素化のための計画決定幹線の変更(20ha→100ha) 〃　2号・7号の編入、村田、高品地区の追加364ha(5,315ha) ＊南部処理区の3,813haは、坂月・小倉・大宮・大宮北部処理区(349ha)を含まず。 8月　印旛沼流域下水道-都市計画決定(変) 9月　印旛沼流域下水道-下水道法事業認可 都市計画法事業認可	3月　南部浄化センター施設変更-都市計画決定 〃　名称　南部下水処理場→南部浄化センター 敷地面積△4,580㎡(224,400㎡) 4月　中央浄化センター民間委託管理に移行 7月　同上　下水道法事業認可 9月　同上　都市計画法事業認可 10月 南部浄化センター民間委託管理に移行	3月　村田雨水ポンプ場境敷地面積変更ー都市計画決定 〃　坂月第1・2ポンプ場追加-都市計画決定
H5	4月　建設部 下水道施設建設課 新設		3月　印旛処理区-都市計画決定(変) 幹線の追加及び変更(柏井排水区、長作処理分区) 印旛処理区-下水道法事業認可 都市計画法事業認可 畑町第2処理分区の追加37ha(3,528ha)排水区の追加、幹線の追加及び変更 7月　南部処理区-下水道法事業認可 大宮北部・小倉・坂月・大宮処理分区349ha編入及び六方・高品・桜木・貝塚・椎名崎・土気地区619haの追加(4,781ha)、排水区の編入・追加703ha(3,507ha)、幹線の追加・変更 9月　南部処理区-都市計画法事業認可		7月　同上　下水道法事業認可
H6				12月 小倉浄化センター廃止 4月　汚泥焼却炉1号炉運転開始(南部浄化センター) 10月 南部浄化センター運転開始(15万人)	9月　同上　都市計画法事業認可
H7	4月　管理部普及課に名称変更(旧水洗普及課)		2月　印旛処理区-都市計画決定(変) 柏井第1、こてはし第1・第2、こてはし台、長沼、畑町第2、草野、天戸第2、花見川処理分区405ha追加(3,956ha) 南部処理区-都市計画決定(変) 土気汚水8号幹線の管径・延長・位置変更 南部浄化センター放流渠追加	2月　坂月浄化センター廃止 南部浄化センター-都市計画決定(変)敷地面積+600㎡(225,000㎡)	2月　土気汚水中継ポンプ場・高津戸汚水中継ポンプ場・都市計画決定(変)ポンプ場の廃止
		6月　下水道使用料改定(7年10月分より)	5月　南部処理区-下水道法事業認可 特定環境保全公共下水道として坂月・加曽利・新大宮・刈田子・大金沢・誉田・大木戸北・大椎・越智処理分区100ha追加 一般市街地として桜木・貝塚・土気地区94ha追加、幹線の追加・変更 8月　印旛処理区-下水道法事業認可 柏井・こてはし第1、第2・畑町第1、第2・天戸第2・屋敷・武石・こてはし台・長沼・草野・花見川・長作の追加428ha 9月　同上　都市計画法事業認可	5月　同上　下水道法事業認可	5月　同上　下水道法事業認可 都汚水中継ポンプ場能力変更 12月 蘇我雨水ポンプ場-運転開始
H8	4月　建設部に下水道事業調整課新設	3月　千葉市公共下水道事業受益者分担金条例制定(8年4月より)		3月　大宮北部浄化センター廃止 4月　汚泥焼却炉2号運転開始	
H9		4月　消費税アップに伴う下水道使用料改定(9年4月より)	4月　都市計画決定(変)(追)中央、印旛、南部処理区業務簡素化のための計画改定幹線の変更(100ha←1000ha) 南部処理区　六方、山王、小倉地区318haの追加 9月　中央・南部処理区-下水道法事業認可 (汚水)大巌寺・浜野・村田・六方・高品・川戸・桜木・高田・土気地区730ha追加 特定環境保全公共下水道として加曽利・新大宮・坂月・刈田子・大金沢・誉田東・大木戸北・越智・大椎特環処理分区15ha追加 幹線の追加・変更 (雨水)村田川排水区5haの追加 浸水対策事業区域の追加 12月 中央・南部処理区-都市計画法事業認可	1月　大宮浄化センター廃止 9月　南部浄化センター-下水道法事業認可 高度処理施設の導入 12月 南部浄化センター-都市計画法事業認可 高度処理施設の導入	4月　都市計画決定(変)中央ポンプ場の追加 9月　都汚水中継ポンプ場-下水道法事業認可　能力変更 寒川雨水ポンプ場-下水道法事業認可　計画の見直しによる変更 中央ポンプ場-下水道法事業認可追加 10月 長作ポンプ場-運転開始 12月 都汚水中継ポンプ場-都市計画法事業認可　能力変更 寒川雨水ポンプ場-都市計画法事業認可　計画の見直しによる変更 中央ポンプ場-都市計画法事業認可追加

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ場関係
H10		3月　下水道使用料改定 (10年7月分より)	2月　印旛処理区-下水道法事業認可 (汚水)長沼・畑町第1・勝田川第2・佐倉第16処理分区117haの追加 幹線の変更・追加 (雨水)勝田川第4・リサーチパーク第1・第2・第3排水区91haの追加 検見川第3・第5排水区の変更 幹線の変更・追加 印旛処理区-都市計画法事業認可 (汚水)幹線の変更・追加		7月　千葉公園内貯留槽運転開始
H11			1月　南部処理区-都市計画決定(変) (汚水)土気地区81ha追加(8,714ha)		3月　大椎汚水中継ポンプ場-下水道法事業認可 計画の見直しによる能力変更
	4月　都市排水課と河川課を一元化し都市河川課を新設		3月　南部処理区-下水道法事業認可 (汚水)土気地区81ha(5,802ha)	4月　汚泥溶融施設休止	7月　大椎汚水中継ポンプ場-都市計画法事業認可
			7月　南部処理区-都市計画法事業認可 12月　中央・南部処理区-下水道法事業認可 (汚水)幹線の変更・廃止 (雨水)幹線の変更・廃止・追加 浸水対策事業区域の変更		12月　中央ポンプ場-下水道法事業認可 計画の見直しによる能力変更
H12		3月　河川管理条例の制定 河川管理規則の制定	3月　中央・南部処理区-都市計画法事業認可		3月　中央ポンプ場-都市計画法事業認可 計画の見直しによる能力変更
	4月　北部下水道建設課内に中央地区再整備室を設置		8月　南部処理区-都市計画決定(変) (汚水)市街化調整区域820ha追加(5,714ha)		3月　新出洲圧送管送水開始
			〃　印旛処理区-都市計画決定(変) (汚水)幕張(第1・第2)処理分区119.7ha 幕張海浜・柏井第2処理分区 市街化調整区域683.3ha 803haの追加(4,757ha)		
		12月　下水道使用料改定 (13年4月分より)	12月　中央・南部処理区-下水道法事業認可 (汚水)幹線の追加・変更 (雨水)幹線の追加・変更	12月　南部浄化センター-下水道法事業認可 水処理系列の変更 中央送泥管の追加	12月　都汚水中継ポンプ場-下水道法事業認可　揚水量の変更 大椎汚水中継ポンプ場-下水道法事業認可　揚水量の変更
H13	4月　下水道事業調整課を下水道計画課に統合		3月　中央・南部処理区-都市計画事業認可		
	中央地区再整備室 →下水道再整備課		5月　印旛処理区-都市計画決定(変) (汚水)長沼・草野処理分区36haの追加(4,795ha) (雨水)こてはし第7・宮野木第1排水区39haの追加	5月　南部浄化センター 高度処理施設運転開始	
			7月　南部処理区-下水道法事業認可 (汚水)幹線の追加・変更・廃止		
			8月　印旛処理区-下水道法事業認可 (汚水)市街化調整区域-東幕張・稲毛北区画整理694haの追加 (雨水)鷹の台第一排水区12haの追加		
			9月　印旛処理区-都市計画法事業認可		
H14					5月　寒川雨水ポンプ場-運転開始 6月　中央処理区-都市計画決定(変)神明第2ポンプ場の追加
			9月　中央・南部処理区-下水道法事業認可 (汚水)幹線の変更・追加 (雨水)幹線の変更	9月　中央・南部浄化センター-下水道法事業認可 神明第2ポンプ場の追加による汚水量の変更	9月　神明第2ポンプ場-下水道法事業認可
			11月　中央・南部処理区-都市計画法事業認可 12月　南部処理区-都市計画決定(変) (汚水)川崎地区127haの追加 (雨水)川崎第1、第2排水区127haの追加		
			〃　印旛処理区-下水道法事業認可 (汚水)幹線の変更・廃止・追加 (雨水)幕張第7排水区6haの追加		
H15			2月　印旛処理区-都市計画法事業認可 3月　中央・南部処理区-下水道法事業認可 (汚水)川崎地区127haの追加 (雨水)川崎第1、第2排水区127haの追加	3月　中央・南部浄化センター-下水道法事業認可 汚泥の送泥・受泥施設の追加	
			6月　中央・南部処理区-都市計画法事業認可		
		12月　下水道使用料改定 (16年4月分より)			
H16			2月　中央処理区-都市計画決定(変) (雨水)出洲排水区11haの追加		2月　中央処理区-都市計画決定(変) 中央雨水ポンプ場 名称及び位置・面積の変更
	4月　下水道計画課内に雨水企画室を設置		3月　印旛処理区-下水道法事業認可 事業年度の延伸		
H16			5月　中央・南部処理区-下水道法事業認可 (汚水)幹線の変更・追加 (雨水)出洲排水区11haの追加 幹線の変更・追加	5月　南部浄化センター-下水道法事業認可 高度処理水の送水	5月　中央雨水ポンプ場-下水道法事業認可
			7月　中央・南部処理区-都市計画法事業認可 印旛処理区-都市計画法事業認可	7月　南部浄化センター-都市計画法事業認可	7月　中央雨水ポンプ場-都市計画法事業認可
			12月　印旛処理区-都市計画決定(変) (雨水)武石第3-2排水区45ha追加		

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ場関係
H17			5月　中央・南部処理区−下水道法事業認可 (汚水)計画汚水量の変更 計画放流水質の決定 幹線・貯留施設の変更・追加 (雨水)高品排水区45haの追加 高田西部排水区108haの追加 高田中央排水区22haの追加 幹線・貯留施設の変更・追加 11月 中央・南部処理区−都市計画法事業認可 12月 印旛処理区−都市計画法事業認可	4月　南部浄化センター汚泥焼却炉3号運転開始	11月 検見川雨水ポンプ場運転開始
H18	4月　管理部下水道営業課に名称変更(旧称：普及課) 下水道営業課業務推進係に名称変更(旧称：普及課普及係)		8月　中央・南部処理区−下水道法事業認可 (汚水)計画放流量の変更(再生水) (雨水)生実第2排水区58haの追加 小倉排水区19haの追加 幹線の追加・変更・廃止 貯留施設3か所追加 10月 印旛処理区−下水道法事業認可 (雨水)こてはし台排水区55ha追加 宮野木第1排水区31ha追加 幕張第23排水区26ha追加 幕張第24排水区32ha追加 幕張第25・26・27排水区区域変更 幹線の追加・変更・廃止 貯留施設3か所追加 〃　印旛処理区−都市計画法事業認可	4月　南部浄化センター高度処理施設運転開始(B系増設分) 8月　南部浄化センター−下水道法事業認可 計画放流水質の変更 再生水処理施設の追加	
		12月 下水道使用料改定 (19年4月分より)			
H19			3月　中央・南部処理区−都市計画法事業認可 9月　中央・南部処理区−下水道法事業認可 若松東第1、第2排水区174haの追加 星久喜、矢作、都川、千葉寺、浅間北第1、浅間北第2、祐光北、作草部第2、椿森北、東千葉第1、東千葉第2排水区の変更 椿森北第2、浅間南排水区の廃止 幹線、貯留施設の変更、追加	9月　南部浄化センター−下水道法事業認可 汚泥処理方式の変更	
H20				4月　南部浄化センター高度処理施設運転開始(A系改造分)	4月　北部第二貯留管運転開始
H21			3月　中央・南部処理区−下水道法事業認可 (雨水)土気第2、小山排水区85haの追加 幹線の追加、変更 貯留施設4か所追加		3月　中央雨水ポンプ場−下水道法事業認可　揚水量変更
	4月　下水道営業課組織改正により負担金係が廃止され、4係から3係になる。	4月　接続指導制度を整備		4月　南部浄化センター再生水送水開始 9月　中央浄化センターから南部浄化センターへ送泥開始(汚泥系施設休止)	
H22		3月　千葉市長洲地区下水道受益者分担金徴収条例及び千葉市北部地区下水道受益者分担金徴収条例の廃止 〃　下水道使用料改定 (22年7月分より) 〃　千葉市下水道事業中長期経営計画策定 (22年4月～32年3月)			2月　神明第2ポンプ場運転開始
	4月　下水道局→建設局に統合　管理部→下水道管理部下水道経営課に名称変更(旧称：下水道総務課) 建設部→下水道建設部	4月　千葉市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正(22年4月より) 6月　千葉市下水道事業経営委員会設置条例の制定(22年10月～委嘱)			
H23			3月　中央・南部処理区−下水道法事業認可 (汚水)大宮、大宮北部、大巌寺、浜野、村田、八方、高品、桜木、貝塚、高田、椎名崎、落井第1、落井第2、土気、多部田地区における合計44.1haの区域追加 幹線の追加 (雨水)古市場第1、中西第5、中西第6、村田川東排水区における合計13haの区域追加 貯留施設の追加	3月　南部浄化センター−下水道法事業認可 計画汚水量の変更 計画放流水質の変更 処理施設の変更	3月　結城野ポンプ場−下水道法事業認可 神明第2ポンプ場から結城野ポンプ場へ名称変更

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ場関係
H23			3月　印旛処理区-下水道法事業認可 (汚水)こてはし台、柏井第1、柏井第2、こてはし第2、長沼、畑町第3、鷹の台、天戸第2、屋敷武石、幕張第2、御成四街道東部、勝田川第1、勝田川第2、横戸第2処理分区における合計9.8haの区域追加 幹線の変更追加 計画汚水量の変更 (雨水)武石第3-2排水区における合計36haの区域追加 幹線の変更	3月　中央浄化センター-下水道法事業認可 計画汚水量の変更 汚泥脱水機の廃止	
			〃　中央・南部・印旛処理区-都市計画法事業認可		
	4月　南部下水道建設課を廃止 下水道建設課に名称変更(旧称：北部下水道建設課)				4月　中央雨水ポンプ場運転開始
H24			3月　中央・南部処理区-下水道法事業認可 (汚水)幹線の追加、変更 (雨水)幹線の変更	3月　中央浄化センター-下水道法事業認可 2系水処理施設の廃止 雨水滞水池の追加	3月　坂月第1ポンプ場-下水道法事業認可 坂月汚水5号幹線供用開始 後廃止
			11月　中央・南部処理区-下水道法事業計画 (汚水)幹線の追加 (雨水)幹線の変更	11月　南部浄化センター-下水道法事業計画 沈砂洗浄設備追加	11月　結城野ポンプ場-下水道法事業計画 揚水量変更
H25			3月　印旛処理区-下水道法事業計画 (汚水)幹線の変更 (雨水)宮野木第1排水区他27排水区を統合し、草野排水区とする。 草野排水区に統合される旧園生第3排水区分16ha追加 幹線の追加		
			〃　印旛処理区-都市計画法事業認可		
				4月　南部浄化センター高度処理施設運転開始(C系1・2系列)	
H26		2月　下水道使用料改定 (26年4月分より)			
			3月　中央・南部処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸 計画人口の変更 計画流入・放流水質の変更 計画汚水量の変更	3月　中央浄化センター-下水道法事業計画 汚泥処理施設の廃止 高度処理施設の追加	3月　本千葉ポンプ場-下水道法事業計画 本千葉ポンプ場廃止 君待雨水ポンプ場休止
				〃　南部浄化センター-下水道法事業計画 消化ガス発電設備の追加	
			6月　中央・南部処理区-都市計画法事業認可 事業執行期間の延伸		6月　本千葉ポンプ場-都市計画法事業認可 本千葉ポンプ場廃止
					〃　坂月第1ポンプ場-都市計画法事業認可 坂月第1ポンプ場廃止
					12月　本千葉ポンプ場 - 都市計画決定 本千葉ポンプ場廃止
					〃　坂月第1ポンプ場-都市計画決定 坂月第1ポンプ場廃止
					〃　高田第1、第2ポンプ場-都市計画決定 高田第1、第2ポンプ場廃止
H27		2月　下水道条例の一部改正(規定及び定義の明確化27年3月より)(使用の態様の変更の届出27年7月より)		1月　南部浄化センター - 下水道法事業計画 4号焼却炉追加 1号焼却炉廃止	
	4月　機構改革により農業集落排水事業が経済農政局から建設局に移る。 下水道経営課内に農業集落排水事業室を設置			4月　南部浄化センター沈砂洗浄設備運転開始	
			10月　印旛処理区-下水道法事業計画 事業執行期間の延伸 (汚水)幹線の変更 11月　印旛処理区-都市計画法事業認可 事業執行期間の延伸 11月　南部処理区-下水道法事業計画 (汚水)幹線の変更 (雨水)幹線の変更、貯留施設の追加		
H28				3月　南部浄化センター消化ガス発電設備運転開始	
H29				4月　南部浄化センター高度処理施設運転開始(C系3・4系列)	

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ場関係
H30			3月　印旛処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸 （雨水）柏井第2排水区10ha追加 幕張海浜西第19排水区を幕張海浜西第19-1排水区・幕張海浜西第19-2排水区に分割 幹線の追加・変更、吐口の追加 〃　印旛処理区-都市計画法事業認可 計画目標年次の延伸 〃　中央処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸 計画処理人口の変更 計画汚水量の変更 （雨水）幹線の変更 〃　南部処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸 計画処理人口の変更 計画汚水量の変更 （汚水）幹線の変更		3月　坂月第2ポンプ場-下水道法事業計画 坂月汚水5号幹線供用開始 後廃止
	4月　機構改革により下水道経営課内の農業集落排水事業室を廃止 下水道計画課内の雨水企画室を廃止 下水道建設課を廃止 雨水対策課を新設 下水道整備課を設置（旧称：下水道再整備課）組織改正により農集施設事業班、建設班が設置され４班から５班になる 下水道営業課組織改正により徴収一元化準備班が廃止され４班から３班になる			10月　南部浄化センター汚泥焼却炉4号運転開始	
R2			3月　中央処理区-下水道法事業計画 計画処理人口、汚水量の変更 （遮集管、汚水）管渠の変更 貯留施設の変更 〃　南部処理区-下水道法事業計画 計画処理人口、汚水量の変更 （雨水）宮崎排水区72ha追加 都排水区に41haを追加し、都第１排水区・都第２排水区・都第３排水区に分別 幹線の追加・変更、吐口の変更 貯留施設の追加 6月　南部処理区-都市計画法事業認可	3月　中央浄化センター-下水道法事業計画 処理方法及び処理能力の変更 処理施設の変更 沈沙池ポンプ棟の追加 〃　南部浄化センター-下水道法事業計画 処理能力、処理施設の変更	3月　神明・幸・黒砂・出洲ポンプ場-下水道法事業計画 中央浄化センター沈沙池ポンプ棟供用開始後廃止
		3月　千葉市下水道事業中長期経営計画策定（3年4月～15年3月）			
R3					1月　高洲ポンプ場-都市計画決
			3月　印旛処理区-下水道法事業計画 計画目標年年次の延伸 計画処理人口、汚水量の変更 （汚水）幹線の変更 〃　中央処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸 計画処理人口、汚水量の変更 貯留施設の変更 〃　南部処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸 計画処理人口、汚水量の変更 貯留施設の追加 主要な吐口の変更 〃　中央・南部・印旛処理区-都市計画法事業認可	3月　南部浄化センター-下水道法事業計画 汚泥固形燃料化施設の追加 11月　中央浄化センター 高度処理施設運転開始	3月　高洲ポンプ場-下水道法事業計画 〃　高洲ポンプ場-都市計画法事業認可
R4	組織改正により 下水道管理部を下水道企画部に変更。 下水道経営課 （経営班と下水道計画課が統合。） 下水道経理課 （経理第一班、第二班と下水道営業課　使用料班が統合。） 下水道営業課 （業務推進班、排水設備班と下水道維持課　接続指導班が統合。） 総合治水課（新設） （雨水対策課　雨水企画班、都市河川課　河川班、急傾斜地対策班（新設）が統合。）				

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ場関係
R4	下水道建設部を下水道施設部に変更。 下水道整備課（筆頭課） 雨水対策課 （工務第一班、第二班と都市河川課　排水路班が統合。） 下水道維持課 下水道施設建設課 中央浄化センター 南部浄化センター ※都市河川課を廃止。				
R5		9月　下水道使用料改定(6年4月分より)			
			2月　中央処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸 計画処理人口、汚水量の変更 計画降雨調書の追加 吐口調書への樋門等の点検方法および頻度の追加		
			〃　南部処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸 計画処理人口、汚水量の変更 計画降雨調書の追加 吐口調書への樋門等の点検方法および頻度の追加		
		3月　農業集落排水事業に地方公営企業法(一部)を適用(6年4月より)	3月　印旛処理区-下水道法事業計画 計画目標年年次の延伸 計画降雨調書の追加 吐口調書への樋門等の点検方法および頻度の追加		
		3月　下水道事業経営委員会の名称を下水道事業等経営委員会に変更(6年4月より)	〃　中央・南部・印旛処理区-都市計画法事業認可		
R6			4月　中央処理区-下水道法事業計画 主要な吐口の変更（出洲排水区） 主要な管渠の変更 主要な管渠追加（北部第一浸水対策） 遮集幹線変更（神明,幸,黒砂,出洲）	4月　中央浄化センター-下水道法事業計画 沈砂池、主ポンプ、雨水滞水池能力の変更	
			〃　南部処理区-下水道法事業計画 予定排水区（雨水）の変更 寒川排水区11ha減、宮崎排水区14ha追加、浜野川排水区2ha減 主要な吐口の変更（宮崎排水区） 17.156m3/sに減、吐口を蘇我町に変更 主要な管渠の変更 小倉排水区　管渠延長の追加 宮崎排水区　管渠仕様の変更 主要な貯留施設の変更 宮崎排水区　貯留能力の変更 計画降雨の変更（村田川排水区）	〃　南部浄化センター-下水道法事業計画 汚泥脱水機　能力、台数の変更	
			9月　印旛処理区-下水道法事業計画 予定排水区域の追加（草野排水区29ha） 主要な吐口の追加(草野排水区、高洲4丁目） 吐口調書への樋門等の点検方法および頻度の追加（No.45,48） 主要な管渠の変更 草野排水区　管渠仕様の変更		
			1月　中央処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸（R13年度） 計画処理人口、汚水量の変更		
			〃　南部処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸（R13年度） 計画処理人口、汚水量の変更		
			〃　印旛処理区-下水道法事業計画 計画目標年次の延伸（R13年度） 計画処理人口、汚水量の変更		
			2月　中央・南部・印旛処理区-都市計画法事業認可 計画目標年次の延伸（R13年度）		
R7		9月　下水道使用料改定(8年4月分より)	10月　南部処理区-下水道法事業計画 （汚水）農集区域、区域外流入区域の追加 （雨水）仁戸名東排水区18ha追加 主要な管渠の変更 桜木汚水9号幹線、金親汚水幹線の延伸	10月　南部浄化センター-下水道法事業計画 主ポンプ、機械濃縮設備台数の変更 送風機の能力変更	
			2月　南部処理区-都市計画法事業認可 （雨水）仁戸名東排水区18ha追加		
			〃　印旛処理区-下水道法事業計画 （汚水）農集区域、区域外流入区域の追加		
R8				4月　南部浄化センター- 汚泥固形燃料化施設運転開始(焼却炉5号)	

２　事業の概要

Ⅰ　下水道の種類としくみ

（１）下水道の種類

下水道は、下水道法（昭和33年法律第79号）により、公共下水道、流域下水道、都市下水路の３種類に分けられています。

- 広義の下水道
  - 下水道法上の下水道
    - 公営企業として実施されるもの
      - 公共下水道（広義）
        - 公共下水道（狭義）
        - 特定環境保全公共下水道
        - 特定公共下水道
      - 流域下水道
    - 一般会計で実施されるもの
      - 都市下水路
  - 下水道法以外のもの
    - 公営企業として実施されるもの
      - 農業集落排水施設
      - 漁業集落排水施設
      - 林業集落排水施設
      - 簡易排水施設
      - 小規模集合排水処理施設
      - 特定地域生活排水処理施設
      - 個別排水処理施設
    - 一般会計で実施されるもの
      - コミュニティ・プラント
      - 浄化槽（合併処理浄化槽）
      - 生活排水処理施設

ア　公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の担当部分が暗渠である構造のものです。そのうち、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道と呼びます。

イ　特定環境保全公共下水道

公共下水道の一種で、市街化区域以外にある農村部の生活環境の改善、あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的に行う下水道です。

ウ　特定公共下水道

特定の事業者の事業活動によって生じる公害の発生の防止ないし除去を目的とするもので、企業者の費用負担を原則とした公共下水道です。

エ　流域下水道

２以上の市町村の区域にわたる下水を受けてこれを排除し、処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道で、それぞれの市町村の管渠が接続される下水道幹線、ポンプ場と終末処理場から構成されています。

オ　都市下水路

主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、原則として、当該都市下水路の始まる箇所における内径が0.5m以上の排水管渠で集水面積が10ha以上のものです。

カ　農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理することで農業用用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るための施設です。

（2）下水道のしくみ

下水道は、浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とする基盤的な施設であり、排水設備・管渠・ポンプ場・処理場（本市は浄化センターと呼ぶ）から構成されています。

下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式と、汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する合流式があります。

ア　排水設備

排水設備は、台所・風呂場・水洗トイレから生じた汚水や宅地内に降った雨を、公共下水道に流入させるための施設で、土地・建物等の所有者又は管理者が設置するものです。

イ　管渠施設

管渠は、道路などの地下に網の目のように埋設され、住居・商業・工業地域などから排出された汚水や雨水を収集し、ポンプ場・処理場に運搬する役目を果たしています。その途中には清掃、点検等のための多数のマンホールを設けています。

ウ　ポンプ場

ポンプ場は、管渠で自然流下できない部分を補うため、汚水をポンプで揚水し順次送水する汚水中継ポンプ場と、大雨の時に浸水災害を防止するため雨水を河川等に強制的に放流する雨水ポンプ場とがあります。

エ　処理場（浄化センター）

処理場は、管路施設により集められた下水を、きれいな水にするための施設であり、その処理過程は、まず下水に含まれるゴミや土砂類等の無機物を沈砂池で沈降させた後、最初沈殿池でゆるやかに流し、固形物を除去します。

次に、反応槽では下水中に空気を吹き込み微生物を活性化（有機物を捕食し太らせる）させ沈降しやすくします。そして、最終沈殿池で汚泥として沈殿させたうえ、上澄水を塩素滅菌して海などに放流します。

また、沈殿池で沈殿させた汚泥は、濃縮・消化及び脱水し更に焼却により減量化を図りセメントの原料等に有効利用します。

Ⅱ　下水道事業を位置づける法令

下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るための必要不可欠な都市施設です。

下水道施設の設置、管理等に関する下水道法は、都市計画法（昭和43年法律第100号）をはじめとする都市整備法の体系にも位置づけられるとともに、環境対策のための基本法である環境基本法（平成5年法律第91号）やその体系に位置づけられている、水質汚濁防止法（昭和45年法律第38号）、大気汚染防止法をはじめ、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等様々な法の適用を受けています。

下水道に関する法制は、下水道法及びその他の関係法規により構成されていますが、下水道関係法規は主として、「都市整備法」としての側面および「環境法」としての側面に係わる２系統の法体系およびこれから派生している法規により構成されています。

下水道事業に関連する法令の体系は、およそ次のとおりです。

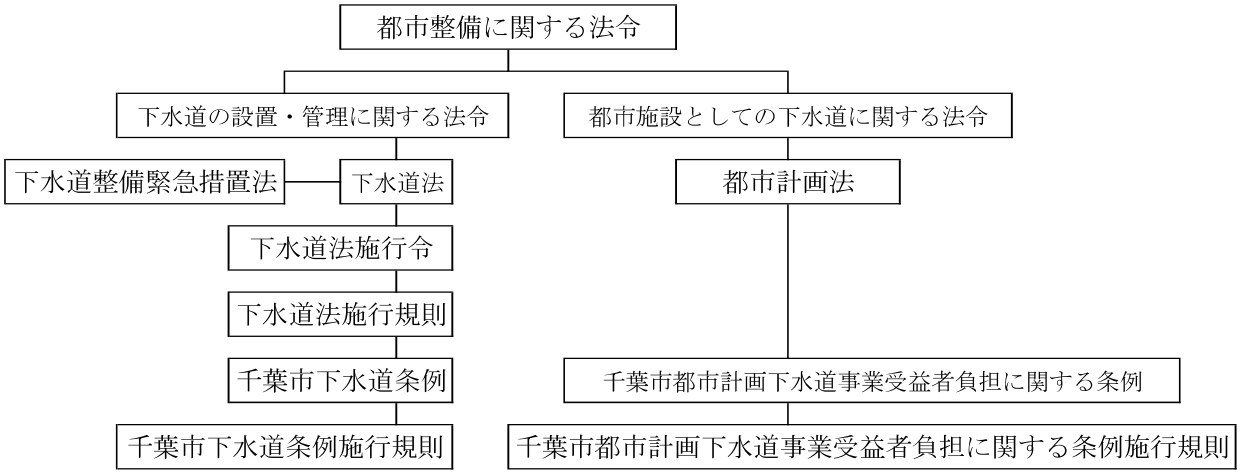
都市整備に関する法令
下水道の設置・管理に関する法令
都市施設としての下水道に関する法令
下水道整備緊急措置法
下水道法
都市計画法
下水道法施行令
下水道法施行規則
千葉市下水道条例
千葉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
千葉市下水道条例施行規則
千葉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

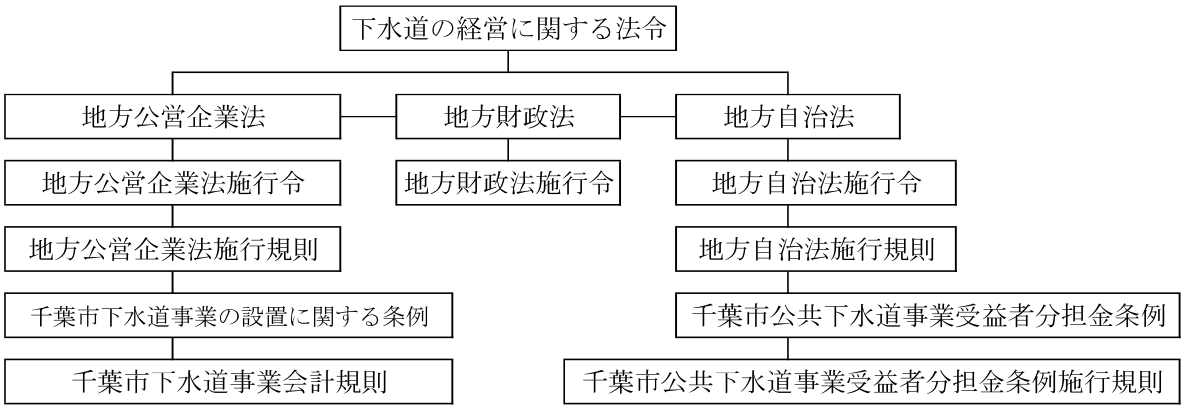
下水道の経営に関する法令
地方公営企業法
地方財政法
地方自治法
地方公営企業法施行令
地方財政法施行令
地方自治法施行令
地方公営企業法施行規則
地方自治法施行規則
千葉市下水道事業の設置に関する条例
千葉市公共下水道事業受益者分担金条例
千葉市下水道事業会計規則
千葉市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則

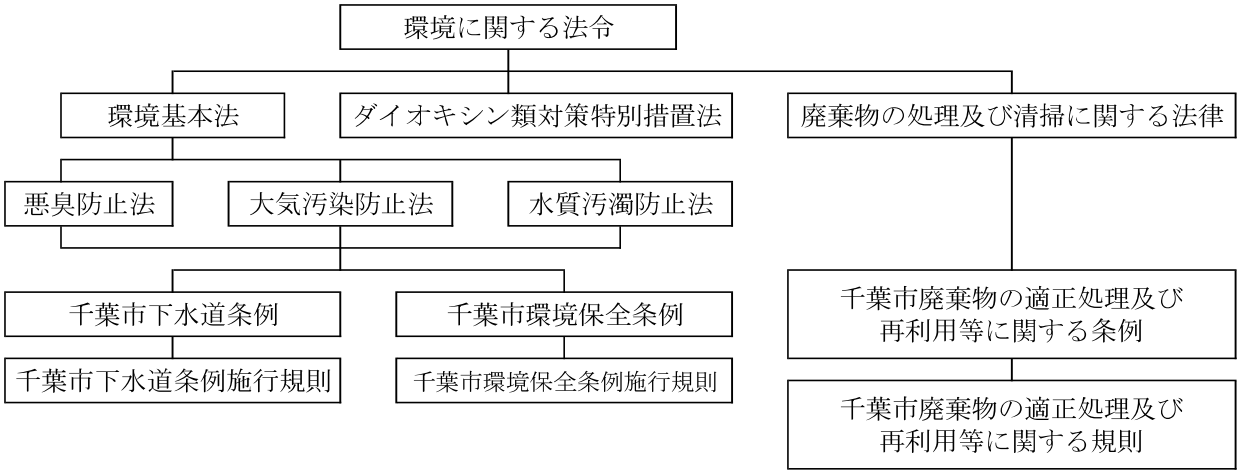
環境に関する法令
環境基本法
ダイオキシン類対策特別措置法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
悪臭防止法
大気汚染防止法
水質汚濁防止法
千葉市下水道条例
千葉市環境保全条例
千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例
千葉市下水道条例施行規則
千葉市環境保全条例施行規則
千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則

第２章　公共下水道事業

１　下水道の整備状況

（１）整備計画

処理区名	処理場名	排除方式	放流先	全体計画			下水道法事業計画　※１					
				処理面積 (ha)	計画人口 (人)	管渠延長 (km)	事業期間		処理面積 (ha)	計画人口 (人)	管渠延長 (km)	事業費 (百万円)
中央	中央浄化センター	合流（一部分流）	東京湾	1,665 合流 941 分流 724	132,850	339	当初 最終 年度	S11.12.23 R7.1.9 S11～R13	1,665 雨水 1,480	135,860	【48】	157,335
印旛	(県)花見川終末処理場・花見川第二終末処理場	分流	東京湾	4,869	416,350	1,385	当初 最終 年度	S43.4.22 R7.1.21 S43～R13	4,826 雨水 3,208	369,430	【144】	201,216
南部	南部浄化センター	分流	東京湾	7,062	310,180	2,302	当初 最終 年度	S48.3.9 R7.1.9 S47～R13	7,032 雨水 4,354	432,760	【213】	503,738
合計	―	―	―	13,596	859,380	4,026	―		13,523	938,050	【405】	862,289

※1　【　】事業計画の管渠延長は幹線のみとなる。

処理区名	都市計画決定			都市計画事業認可		
	決定年月		決定面積 (ha)	認可年月日		事業期間 (年度)
中央	当初 変更	S10.12.11 H26.12.16	1,665 雨水 1,480	当初 変更	S10.12.11 R7.2.25	S11～R13
印旛	当初 変更	S42.8.23 R3.1.5	4,795 雨水 3,960	当初 変更	S44.12.25 R7.2.25	S44～R13
南部	当初 変更	S48.2.27 H26.6.10	6,674 雨水 5,855	当初 変更	S48.3.23 R8.2.17	S47～R13
合計	―		13,134	―		―

（２）普及状況

表　全市下水道処理人口普及率（処理可能人口／行政区域人口）

項目／年度	行政区域人口	処理可能人口	下水道処理人口普及率	全国平均	項目／年度	行政区域人口	処理可能人口	下水道処理人口普及率	全国平均
平成１０年度末	871,233人	707,165人	81.2%	58.0%	平成２４年度末	958,161人	931,633人	97.2%	76.3%
平成１１年度末	880,657人	735,693人	83.5%	60.0%	平成２５年度末	959,487人	932,867人	97.2%	77.0%
平成１２年度末	887,883人	761,571人	85.8%	61.8%	平成２６年度末	962,554人	936,036人	97.2%	77.6%
平成１３年度末	895,836人	786,472人	87.8%	63.5%	平成２７年度末	964,830人	938,301人	97.3%	77.8%
平成１４年度末	905,206人	815,936人	90.1%	65.2%	平成２８年度末	966,154人	939,874人	97.3%	78.3%
平成１５年度末	912,720人	840,977人	92.1%	66.7%	平成２９年度末	967,966人	941,710人	97.3%	78.8%
平成１６年度末	917,521人	862,962人	94.1%	68.1%	平成３０年度末	970,455人	944,428人	97.3%	79.3%
平成１７年度末	924,063人	886,655人	96.0%	69.3%	令和元年度末	973,121人	947,203人	97.3%	79.7%
平成１８年度末	929,277人	898,483人	96.7%	70.5%	令和２年度末	975,507人	950,267人	97.4%	80.1%
平成１９年度末	938,330人	909,080人	96.9%	71.7%	令和３年度末	975,947人	951,083人	97.5%	80.6%
平成２０年度末	947,832人	920,581人	97.1%	72.7%	令和４年度末	977,086人	952,325人	97.5%	81.0%
平成２１年度末	955,022人	927,770人	97.1%	73.7%	令和５年度末	980,931人	956,140人	97.5%	81.4%
平成２２年度末	959,415人	932,566人	97.2%	75.1%	令和６年度末	984,357人	960,144人	97.5%	81.8%
平成２３年度末	958,518人	931,739人	97.2%	75.8%	令和７年度末	987,754人	963,618人	97.6%	

※全国平均の平成２３年度末は岩手県・宮城県・福島県を、平成２４年度末は岩手県・福島県を、平成２５年度末～２６年度末は福島県を、平成２７年度末以降は福島県の一部を除く

表　処理区別接続世帯数　接続世帯数／整備区域内世帯数（接続率）

処理区／年度末	中央			印旛			南部			計		
	接続世帯	整備区域内世帯	接続率	接続世帯	整備区域内世帯	接続率	接続世帯	整備区域内世帯	接続率	接続世帯	整備区域内世帯	接続率
H8	52,702	53,589	98.3%	103,983	109,109	95.3%	79,042	88,659	89.2%	235,727	251,357	93.8%
H9	54,399	55,315	98.3%	108,069	113,506	95.2%	84,790	95,489	88.8%	247,258	264,310	93.5%
H10	55,568	56,262	98.8%	113,438	118,275	95.9%	93,244	105,784	88.1%	262,250	280,321	93.6%
H11	56,464	57,115	98.9%	118,754	123,693	96.0%	101,489	113,878	89.1%	276,707	294,686	93.9%
H12	57,129	57,773	98.9%	123,372	128,737	95.8%	108,882	121,309	89.8%	289,383	307,819	94.0%
H13	58,035	58,712	98.8%	127,980	132,978	96.2%	117,502	129,497	90.7%	303,517	321,187	94.5%
H14	60,025	60,631	99.0%	132,275	137,955	95.9%	125,899	137,796	91.4%	318,199	336,382	94.6%
H15	61,526	62,161	99.0%	136,857	141,662	96.6%	132,913	145,462	91.4%	331,296	349,285	94.8%
H16	62,487	62,774	99.5%	142,886	145,124	98.5%	140,947	153,122	92.0%	346,320	361,020	95.9%
H17	62,328	62,549	99.6%	148,441	151,178	98.2%	149,393	160,492	93.1%	360,162	374,219	96.2%
H18	63,452	63,554	99.8%	151,964	154,065	98.6%	155,347	164,721	94.3%	370,763	382,340	97.0%
H19	65,386	65,442	99.9%	155,168	156,650	99.1%	160,234	168,039	95.4%	380,788	390,131	97.6%
H20	67,410	67,466	99.9%	158,016	159,091	99.3%	165,209	171,948	96.1%	390,635	398,505	98.0%
H21	69,412	69,474	99.9%	159,971	160,781	99.5%	168,975	174,701	96.7%	398,358	404,956	98.4%
H22	70,239	70,304	99.9%	161,319	162,018	99.6%	172,319	177,364	97.2%	403,877	409,686	98.6%
H23	70,004	70,050	99.9%	162,012	162,532	99.7%	174,801	179,257	97.5%	406,817	411,839	98.8%
H24	70,092	70,146	99.9%	162,968	163,385	99.7%	176,856	180,737	97.9%	409,916	414,268	98.9%
H25	70,713	70,761	99.9%	164,428	164,776	99.8%	179,729	183,040	98.2%	414,870	418,577	99.1%
H26	72,083	72,118	100.0%	166,075	166,402	99.8%	182,569	185,394	98.5%	420,727	423,914	99.2%
H27	73,211	73,242	100.0%	167,439	167,721	99.8%	185,767	188,109	98.8%	426,417	429,072	99.4%
H28	74,124	74,142	100.0%	169,078	169,329	99.9%	188,583	190,692	98.9%	431,785	434,163	99.5%
H29	75,661	75,670	100.0%	171,084	171,280	99.9%	191,021	192,908	99.1%	437,766	439,858	99.5%
H30	76,701	76,823	99.8%	173,440	173,561	99.9%	193,837	195,724	99.1%	443,978	446,108	99.5%
R元	78,133	78,313	99.7%	175,800	175,953	99.9%	196,943	198,610	99.2%	450,876	452,876	99.6%
R２	79,434	79,531	99.8%	178,726	178,866	99.9%	199,929	201,624	99.2%	458,089	460,021	99.6%
R３	80,037	80,054	100.0%	181,131	181,263	99.9%	201,538	203,173	99.2%	462,706	464,490	99.6%
R４	81,753	81,770	100.0%	183,207	183,462	99.9%	203,732	205,366	99.2%	468,692	470,598	99.6%
R５	84,584	84,594	100.0%	185,964	186,214	99.9%	206,223	207,810	99.2%	476,771	478,618	99.6%
R６	87,219	87,241	100.0%	188,783	189,098	99.8%	208,891	210,780	99.1%	484,893	487,119	99.6%
R７	89,456	89,475	100.0%	191,674	191,975	99.8%	211,774	213,590	99.2%	492,904	495,040	99.6%

表　処理区別接続人口　接続人口／整備区域内人口（接続率）

処理区／年度末	中央			印旛			南部			計		
	接続人口	整備区域内人口	接続率	接続人口	整備区域内人口	接続率	接続人口	整備区域内人口	接続率	接続人口	整備区域内人口	接続率
H8	119,888	121,893	98.4%	282,190	295,360	95.5%	208,006	231,284	89.9%	610,084	648,537	94.1%
H9	122,589	124,660	98.3%	288,494	302,664	95.3%	220,798	246,705	89.5%	631,881	674,029	93.7%
H10	123,986	125,545	98.8%	298,364	311,084	95.9%	240,064	270,536	88.7%	662,414	707,165	93.7%
H11	124,368	125,768	98.9%	308,259	321,636	95.8%	258,182	288,289	89.6%	690,809	735,693	93.9%
H12	124,812	126,193	98.9%	316,580	331,009	95.6%	274,461	304,369	90.2%	715,853	761,571	94.0%
H13	124,859	126,301	98.9%	323,941	337,913	95.9%	293,489	322,258	91.1%	742,289	786,472	94.4%
H14	128,242	129,531	99.0%	332,446	346,694	95.9%	311,351	339,711	91.7%	772,039	815,936	94.6%
H15	130,042	131,396	99.0%	340,998	352,948	96.6%	326,683	356,633	91.6%	797,723	840,977	94.9%
H16	132,260	132,349	99.9%	352,881	358,512	98.4%	343,674	372,101	92.4%	828,815	862,962	96.0%
H17	131,477	131,902	99.7%	362,646	369,288	98.2%	359,458	385,465	93.3%	853,581	886,655	96.3%
H18	133,398	133,584	99.9%	367,608	372,684	98.6%	370,129	392,215	94.4%	871,135	898,483	97.0%
H19	137,133	137,232	99.9%	372,188	375,667	99.1%	377,970	396,181	95.4%	887,291	909,080	97.6%
H20	140,735	140,837	99.9%	375,538	378,082	99.3%	386,117	401,662	96.1%	902,390	920,581	98.0%
H21	144,464	144,578	99.9%	376,611	378,525	99.5%	391,674	404,667	96.8%	912,749	927,770	98.4%
H22	145,667	145,785	99.9%	377,262	378,919	99.6%	396,486	407,862	97.2%	919,415	932,566	98.6%
H23	144,905	144,986	99.9%	376,214	377,438	99.7%	399,347	409,315	97.6%	920,466	931,739	98.8%
H24	144,546	144,641	99.9%	375,707	376,699	99.7%	401,676	410,293	97.9%	921,929	931,633	99.0%
H25	144,983	145,067	99.9%	375,398	376,234	99.8%	404,301	411,566	98.2%	924,682	932,867	99.1%
H26	147,134	147,194	100.0%	375,460	376,233	99.8%	406,492	412,609	98.5%	929,086	936,036	99.3%
H27	148,113	148,166	100.0%	375,632	376,290	99.8%	408,820	413,845	98.8%	932,565	938,301	99.4%
H28	148,599	148,629	100.0%	375,645	376,226	99.8%	410,552	415,019	98.9%	934,796	939,874	99.5%
H29	150,135	150,151	100.0%	375,767	376,214	99.9%	411,422	415,345	99.1%	937,324	941,710	99.5%
H30	150,658	150,929	99.8%	376,992	377,266	99.9%	412,326	416,233	99.1%	939,976	944,428	99.5%
R元	151,695	152,112	99.7%	377,727	378,068	99.9%	413,698	417,023	99.2%	943,120	947,203	99.6%
R２	152,415	152,650	99.8%	379,517	379,825	99.9%	414,400	417,792	99.2%	946,332	950,267	99.6%
R３	152,553	152,588	100.0%	380,810	381,100	99.9%	414,184	417,395	99.2%	947,547	951,083	99.6%
R４	153,920	153,955	100.0%	380,811	381,406	99.8%	413,783	416,964	99.2%	948,514	952,325	99.6%
R５	156,717	156,734	100.0%	381,955	382,489	99.9%	413,856	416,917	99.3%	952,528	956,140	99.6%
R６	159,553	159,590	100.0%	382,382	383,040	99.8%	413,891	417,514	99.1%	955,826	960,144	99.6%
R７	161,833	161,865	100.0%	383,120	383,739	99.8%	414,560	418,014	99.2%	959,513	963,618	99.6%

表　下水道整備状況

処理区	全処理区									中央処理区					印旛処理区					南部処理区				
項目 / 年度末	行政区域面積（A）(ha)	全体計画面積（B）(ha)	市街化区域 (ha)	市街地面積［DID］(C) (ha)	下水道法事業計画面積（D）(ha)	現在整備面積（E）(ha)	行政区域に対する整備率 (E)/(A) (%)	全体計画に対する整備率 (E)/(B) (%)	下水道法事業計画に対する整備率 (E)/(D) (%)	全体計画面積 (F) (ha)	下水道法事業計画面積（G）(ha)	現在整備面積 (H) (ha)	全体計画に対する整備率 (H)/(F) (%)	下水道法事業計画に対する整備率 (H)/(G) (%)	全体計画面積 (I) (ha)	下水道法事業計画面積（J）(ha)	現在整備面積 (K) (ha)	全体計画に対する整備率 (K)/(I) (%)	下水道法事業計画に対する整備率 (K)/(J) (%)	全体計画面積 (L) (ha)	下水道法事業計画面積（M）(ha)	現在整備面積 (N) (ha)	全体計画に対する整備率 (N)/(L) (%)	下水道法事業計画に対する整備率 (N)/(M) (%)
S55	27,172	13,753	－	6,730	5,829	3,428	12.6	24.9	58.8	1,665	1,665	1,660	99.7	99.7	5,289	1,725	1,129	21.3	65.4	6,799	2,439	639	9.4	26.2
S56	27,196	14,766	－	9,290	5,829	3,614	13.3	24.5	62.0	1,665	1,665	1,662	99.8	99.8	5,289	1,725	1,255	23.7	72.8	7,812	2,439	697	8.9	28.6
S57	27,196	15,081	－	9,290	7,072	3,767	13.9	25.0	53.3	1,665	1,665	1,663	99.9	99.9	5,604	2,622	1,328	23.7	50.6	7,812	2,785	776	9.9	27.9
S58	27,196	15,081	－	9,290	7,140	4,068	15.0	27.0	57.0	1,665	1,665	1,663	99.9	99.9	5,604	2,690	1,418	25.3	52.7	7,812	2,785	987	12.6	35.4
S59	27,212	15,081	－	9,290	7,140	4,512	16.6	29.9	63.2	1,665	1,665	1,664	99.9	99.9	5,604	2,690	1,796	32.0	66.8	7,812	2,785	1,052	13.5	37.8
S60	27,212	15,720	－	9,290	7,140	4,838	17.8	30.8	67.8	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	5,871	2,690	1,987	33.8	73.9	8,189	2,785	1,186	14.5	42.6
S61	27,219	15,720	－	9,790	7,140	4,988	18.3	31.7	69.9	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	5,871	2,690	2,025	34.5	75.3	8,184	2,785	1,298	15.9	46.6
S62	27,254	15,949	－	9,790	8,064	5,289	19.4	33.2	65.6	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,095	3,360	2,087	34.2	62.1	8,189	3,039	1,537	18.8	50.6
S63	27,254	15,949	－	9,790	8,854	5,678	20.8	35.6	64.1	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,095	3,491	2,247	36.9	64.4	8,189	3,185	1,766	21.6	55.4
H元	27,254	15,949	12,689	9,790	9,318	6,176	22.7	38.7	66.3	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,095	3,491	2,337	38.3	66.9	8,189	3,183	2,174	26.5	57.0
H2	27,254	15,949	12,689	9,790	9,318	6,606	24.2	41.4	70.9	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,095	3,491	2,524	41.4	72.3	8,189	4,162	2,417	29.5	58.1
H3	27,254	15,949	12,689	11,100	9,318	6,851	25.1	43.0	73.5	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,095	3,491	2,633	43.2	75.4	8,189	4,162	2,553	31.2	61.3
H4	27,254	15,949	12,715	11,100	9,355	7,074	26.0	44.4	75.6	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,095	3,528	2,737	44.9	77.6	8,189	4,162	2,672	32.6	64.2
H5	27,254	15,949	12,715	11,100	9,974	7,311	26.8	45.8	73.3	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,095	3,528	2,850	46.8	80.8	8,189	4,781	2,796	34.1	58.5
H6	27,254	15,997	12,715	11,100	10,596	7,578	27.8	47.4	71.5	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,143	3,956	3,048	49.6	77.0	8,189	4,975	3,137	38.3	63.1
H7	27,254	15,997	12,715	11,100	10,596	7,835	28.7	49.0	73.9	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,143	3,956	3,043	49.5	76.9	8,189	4,975	3,127	38.2	62.9
H8	27,208	15,997	12,687	11,260	10,596	8,246	30.3	51.5	77.8	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,143	3,956	3,142	51.1	79.4	8,189	4,975	3,439	42.0	69.1
H9	27,208	15,997	12,825	11,260	11,459	8,709	32.0	54.4	76.0	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,143	4,074	3,283	53.4	80.6	8,189	5,720	3,761	45.9	65.8
H10	27,208	15,997	12,825	11,260	11,541	9,269	34.1	57.9	80.3	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,143	4,074	3,466	56.4	85.1	8,189	5,802	4,138	50.5	71.3
H11	27,208	15,997	12,825	11,260	11,541	9,750	35.8	60.9	84.5	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	6,143	4,074	3,628	59.1	89.1	8,189	5,802	4,457	54.4	76.8
H12	27,208	12,953	12,825	11,260	12,940	10,194	37.5	78.7	78.8	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,776	4,768	3,734	78.2	78.3	6,512	6,507	4,795	73.6	73.7
H13	27,208	12,953	12,825	11,678	12,940	10,621	39.0	82.0	82.1	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,776	4,768	3,890	81.4	81.6	6,512	6,507	5,066	77.8	77.9
H14	27,208	13,137	12,868	11,678	13,067	11,051	40.6	84.1	84.6	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,811	4,768	4,059	84.4	85.1	6,661	6,634	5,327	80.0	80.3
H15	27,208	13,137	12,868	11,678	13,067	11,445	42.1	87.1	87.6	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,811	4,768	4,233	88.0	88.8	6,661	6,634	5,547	83.3	83.6
H16	27,208	13,137	12,868	11,678	13,067	11,805	43.4	89.9	90.3	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,811	4,768	4,386	91.2	92.0	6,661	6,634	5,754	86.4	86.7
H17	27,208	13,137	12,868	11,678	13,067	12,019	44.2	91.5	92.0	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,811	4,768	4,430	92.1	92.9	6,661	6,634	5,924	88.9	89.3
H18	27,208	13,137	12,868	11,824	13,067	12,077	44.4	91.9	92.4	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,811	4,768	4,447	92.4	93.3	6,661	6,634	5,965	89.6	89.9
H19	27,208	13,137	12,881	11,824	13,067	12,112	44.5	92.2	92.7	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,811	4,768	4,457	92.6	93.5	6,661	6,634	5,990	89.9	90.3
H20	27,208	13,137	12,881	11,824	13,067	12,164	44.7	92.6	93.1	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,811	4,768	4,459	92.7	93.5	6,661	6,634	6,040	90.7	91.0
H21	27,208	13,137	12,881	11,824	13,067	12,173	44.7	92.7	93.2	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,811	4,768	4,463	92.8	93.6	6,661	6,634	6,045	90.8	91.1
H22	27,208	13,191	12,881	11,824	13,121	12,180	44.8	92.3	92.8	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,465	92.6	93.4	6,705	6,678	6,050	90.2	90.6
H23	27,208	13,191	12,881	12,033	13,121	12,189	44.8	92.4	92.9	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,470	92.7	93.6	6,705	6,678	6,054	90.3	90.7
H24	27,208	13,191	12,881	12,033	13,121	12,247	45.0	92.8	93.3	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,481	92.9	93.8	6,705	6,678	6,101	91.0	91.4
H25	27,208	13,191	12,881	12,033	13,121	12,255	45.0	92.9	93.4	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,483	93.0	93.8	6,705	6,678	6,107	91.1	91.4
H26	27,208	13,191	12,881	12,033	13,121	12,261	45.1	92.9	93.4	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,485	93.0	93.9	6,705	6,678	6,111	91.1	91.5
H27	27,208	13,191	12,881	12,033	13,121	12,268	45.1	93.0	93.5	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,489	93.1	94.0	6,705	6,678	6,114	91.2	91.6
H28	27,208	13,191	12,881	12,033	13,121	12,273	45.1	93.0	93.5	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,491	93.2	94.0	6,705	6,678	6,117	91.2	91.6
H29	27,208	13,191	12,881	12,033	13,121	12,279	45.1	93.1	93.6	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,495	93.2	94.1	6,705	6,678	6,119	91.3	91.6
H30	27,209	13,191	12,882	12,183	13,121	12,282	45.1	93.1	93.6	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,497	93.2	94.1	6,705	6,678	6,120	91.3	91.6
R1	27,209	13,191	12,882	12,183	13,121	12,286	45.2	93.1	93.6	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,498	93.3	94.1	6,705	6,678	6,123	91.3	91.7
R2	27,209	13,191	12,882	12,183	13,121	12,291	45.2	93.2	93.7	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,499	93.3	94.2	6,705	6,678	6,127	91.4	91.7
R3	27,209	13,191	12,882	12,370	13,121	12,296	45.2	93.2	93.7	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,501	93.4	94.2	6,705	6,678	6,130	91.4	91.8
R4	27,209	13,191	12,882	12,370	13,121	12,299	45.2	93.2	93.7	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,503	93.4	94.2	6,705	6,678	6,131	91.4	91.8
R5	27,209	13,191	12,882	12,370	13,121	12,300	45.2	93.2	93.7	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,504	93.4	94.3	6,705	6,678	6,131	91.4	91.8
R6	27,209	13,191	12,882	12,370	13,121	12,302	45.2	93.3	93.8	1,665	1,665	1,665	100.0	100.0	4,821	4,778	4,505	93.5	94.3	6,705	6,678	6,132	91.5	91.8

表　行政区ごとの公共下水道普及状況

（令和８年３月末現在）

行政区名 項目	市全体	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
行政人口 A	987,754 人	220,724 人	177,392 人	158,286 人	146,381 人	128,488 人	156,483 人
整備区域内人口 B	963,618 人	219,270 人	172,624 人	157,846 人	139,615 人	117,826 人	156,437 人
接続人口 C	959,513 人	217,966 人	172,377 人	157,217 人	138,795 人	116,725 人	156,433 人
普及率 B/A	97.6%	99.3%	97.3%	99.7%	95.4%	91.7%	99.9%
接続率 C/B	99.6%	99.4%	99.9%	99.6%	99.4%	99.1%	99.9%

（３）　管路施設の整備状況

表　管路施設　（令和８年３月末現在）

処理区名	整備状況					
	整備面積(ha)	整備区域内人口（人）	整備管渠延長（m）			
			汚水	雨水	合流	合計
中央	1,665	161,865	76,418	60,267	298,349	435,033
印旛	4,543	383,739	952,217	280,972	—	1,233,190
南部	6,399	418,014	1,706,341	453,825	—	2,160,165
合計	12,607	963,618	2,734,976	795,064	298,349	3,828,389

（4）処理場施設の整備状況

表　処理場施設

処理場名			中央浄化センター	南部浄化センター
位置			千葉市美浜区新港69	千葉市中央区村田町893
敷地面積(㎡)			68,985	225,000
処理区名			中央処理区	南部処理区
排除方式			合流式（一部分流）	分流式
処理方式			嫌気無酸素好気法 活性汚泥法	嫌気無酸素好気法 活性汚泥法
予定流入水質(mg/L)			BOD 230・SS 175	BOD 202・SS 153
予定放流水質(mg/L)			BOD 15・SS 15	BOD 10・SS 10
放流先			東京湾	東京湾
汚泥処理法			南部浄化センターへ送泥	濃縮→消化→脱水→焼却
汚泥焼却灰処分方法			ー	有効利用
全体計画	処理能力	晴天時(㎥/日)	60,970	224,560
		雨天時(㎥/日)	219,750	224,560
		計画人口(人)	132,850	416,350
下水道事業計画	認可年月日		R7.10.27	R7.1.9
	事業期間(年度)		S40～R13	S47～R13
	供用開始年月日		S43.6.1	S56.4.1
	処理能力	晴天時(㎥/日)	61,930	246,600
		雨天時(㎥/日)	223,210	246,600
		計画人口(人)	135,860	432,760
	事業費(千円)		33,218,815	118,566,221
完成	処理能力	晴天時(㎥/日)	84,300 （うち高度処理24,700 ）	255,800 （うち高度処理187,400 ）
		雨天時(㎥/日)	352,610	255,800 （うち高度処理187,400 ）
	主要施設		分配槽　1槽 最初沈殿池　14池 反応タンク　8池 最終沈殿池　8池 塩素混和池　3池 機械管理本館　1棟 汚泥移送ポンプ室　1棟 返送汚泥ポンプ室　1棟 送泥ポンプ室　1棟 雨水滞水池　1池	沈砂池機械室棟　1棟 特高変電所　1棟 分配槽　1槽 最初沈殿池　40池 反応タンク　20池 最終沈殿池　40池 消毒設備　3池 汚泥濃縮槽　4槽 汚泥消化タンク　6槽 汚泥貯留槽　2槽 機械濃縮機棟　1棟 汚泥処理棟　1棟 汚泥焼却管理棟　2棟 汚泥焼却炉　3基 脱硫塔　3基 ガスホルダー　2基 消化ガス発電設備　2基 汚泥固形燃料化施設　1基 管理本館　1棟

（５）ポンプ場施設の整備状況

表　ポンプ場施設（18箇所）

（令和８年４月１日現在）

処理区	ポンプ場名	所在地	敷地面積（㎡）	排除方式	設置目的	全体計画						下水道事業認可				完成						
						１分間揚水量		ポンプの種類	ポンプ施設		放流先	認可年月日	事業期間	１分間揚水量		１分間揚水量		ポンプの種類	ポンプ施設			事業費（千円）
						晴天時最大（m^3）	雨天時最大（m^3）		口径（mm）	台数				晴天時最大（m^3）	雨天時最大（m^3）	晴天時最大（m^3）	雨天時最大（m^3）		口径（mm）	台数	１台･1分間揚水量（m^3）	
中央処理区	結城野	中、神明町251番地20	1,536.7	合流	汚水中継	60.0	163.1	水中	500 600	2 4	神明遮集幹線 南部接続1号幹線	H14.9.25	H14～H20	60.0	163.1	60.0	163.1	水中	500 600	2 3	26.0 35.0	3,052,330
	黒砂	美、幸町2-20-20	2,284.7			47.3	95.5	水中	400 600	3 3	黒砂圧送	S44.12.25	S41～S42	47.3	95.5	47.3	95.5	槽外型水中立軸渦巻	450 600	3 2	19.8 39.6	338,884
	神明	中、間屋町2-20	798.5			31.2	92.7	水中	400 500	3 2	神明・出洲圧送	S39.7.7	S32～S44	31.2	92.7	31.2	92.7	水中斜流	500 500	2 3	30.0 33.0	111,457
	幸	美、幸町2-4-1	1,462.0			58.2	132.2	立軸渦巻	400 600	3 3	出洲圧送	S41.10.25	S41～S44	58.2	132.2	58.2	132.2	立軸斜流	400 600	3 3	21.0 35.0	176,396
	出洲	美、新港69番地（中央浄化ｾﾝﾀｰ内）	－	分流		25.8	25.8	水中	200 300	2 2	中央浄化ｾﾝﾀｰ	(S44.12.25) S52.7.18		25.8	25.8	25.8	25.8	水中	250 300	2 2	8.0 10.0	39,000
	中央雨水	中、中央港1丁目25番	10,973.3	合流	雨水排水	－	870.0	立軸斜流	1,350	4	東京湾	H9.9.19	H9～H22	－	435.0	－	435.0	立軸斜流	1,350	2	217.5	17,197,779
印旛処理区	高洲第一	美、高洲2-5	2,495.7	分流	汚水中継	33.8	33.8	立軸渦巻	300 400	2 2	稲毛1号圧送管	S47.2.1	S46～S50	33.8	33.8	33.8	33.8	槽外型水中	300 400	2 2	9.0 17.4	243,750
	高洲第二	美、高洲4-12	2,500.4			20.5	20.5	立軸渦巻	200 300	2 2	稲毛2号圧送管	S47.2.1	S48～S53	20.5	20.5	20.5	20.5		200 300	2 2	4.5 9.0	235,000
	ひび野	美、ひび野2-113	2,511.1			32.6	32.6	立軸渦巻	250 350	3 2	幕張海浜3号	S58.1.25	S54～H5	32.6	32.6	32.6	32.6	水中	250 350	3 2	6.7 12.5	1,100,000
	若葉	美、若葉1-110	813.8			7.5	7.5	立軸渦巻	150	4	幕張海浜3号	S59.3.22	S58～H12	7.5	7.5	7.5	7.5		150	4	3.0	752,062
	長作	花、武石町1-1926-1	1,784.9			2.37	2.37	水中	200	2	長作1号圧送管	H元.3.31	H元～H10	2.37	2.37	2.37	2.37		200	2	2.5	1,290,633
	検見川雨水	花、幕張町5-384	2,330.0		雨水排水	－	111.1	水中立軸斜流	300 700	1 2	花見川	(S58.1.25) H10.2.9	S57～H15	－	111.1	－	111.1	水中渦巻 立軸斜流	300 700	1 2	11.1 50.0	1,787,839
南部処理区	都	中、都町3丁目24番17号	2,004.1	分流	汚水中継	112.0	112.0	水中	500	5	南部幹線	(S48.3.9) H12.12.26	S47～H15	130.0	130.0	130.0	130.0	水中	500	2 4	33.0 31.0	2,518,336
	大椎	緑、あすみが丘5丁目75番地	2,087.0			11.4	11.4		250 200	2 2	土気1号	(S58.3.10) H12.12.26	S59～H15	11.4	11.4	11.4	11.4		250 200	2 2	6.2 3.1	1,240,490
	越智	緑、越智町1580番地	4,399.6			11.0	11.0		250	3	土気11号	S63.5.9	H元～H8	11.0	11.0	11.0	11.0		250	3	5.5	1,220,231
	村田雨水	中、浜野町1025地内	4,403.6	雨水	雨水排水	－	1,248.0	立軸斜流	800 1,350	1 5	東京湾	(S48.3.9) H6.7.21	S47～H10	－	1,248.0	－	780.0	立軸斜流	800 1,350	1 3	78.0 234.0	2,374,502
	蘇我雨水	中、蘇我町2丁目934番地14	3,492.5			－	1,521.0		1,200 1,800	1 3	東京湾	S48.3.9	S47～H10	－	1,530.0	－	1,530.0		1,200 1,800	1 3	198.0 444.0	12,949,082
	寒川雨水	中、寒川町3丁目107番地9	2,141.4			－	662.7		1,200 1,350	1 2	東京湾	(S48.3.9) H9.9.19	S47～H10	－	663.0	－	663.0		1,200 1,350	1 2	159.0 252.0	6,528,000

表　小規模ポンプ場施設

（令和８年４月１日現在）

処理区別	ポンプ場名	所在地	敷地面積（㎡）	排除方式	設置目的	完成 1分間揚水量 晴天時最大（m^3）	完成 1分間揚水量 雨天時最大（m^3）	ポンプの種類	ポンプ施設 口径（mm）	ポンプ施設 台数	ポンプ施設 1台・1分間揚水量（m^3）	事業費（千円）
中央処理区	要第一	中、要町8-5地先	－	合流	汚水中継	2.5	5	水中	150	2	2.5	10,050
	要第二	中、要町4-1地先	－			1	2		100	2	1	9,400
	港第二	中、港町14番地	－			1.85	1.85		80	2	0.925	－
	稲毛	稲、稲毛2-8-15地先	－	分流		0.12	－		50	2	0.12	5,520
	港	中、出洲港8-7地先	－			0.63	－		80	2	0.63	40,100
	弁天雨水	中、要町6-18	64.66		雨水排水	－	40		400	2	20	46,400
	本町雨水	中、旭町8-1地先	32.6		水路排水	－	34		400	2	17	86,000
	松波雨水	中、松波1-19-13地先	－		雨水排水	－	6.3		150	2	3.15	36,000
	港雨水	中、港町15番地	217			－	49.6		400	2	15	255,975
										1	19.6	
	亀岡雨水	中、亀井町10-27地先	－			－	20		300	2	10	56,500
	羽衣橋雨水	中、中央4-14-10地先	－			－	9		200	2	4.5	22,288
	亀井雨水	中、本町3-5（本町公園内）	－			－	33.48		400	3	16.7	179,735
	港第二雨水	中、港町14番地	－			－	96		600	2	48	190,502
	神明第一雨水	中、神明町34	105.6			－	8.52		200	2	4.26	－
	神明第二雨水	中、出洲港19	120.5			－	7.8		200	2	3.9	－
	新港横戸町線雨水	稲、黒砂3丁目地内	976.9			－	32.72		250	4	8.18	414,959
	千葉公園内雨水貯留槽	中、弁天町3-1（千葉公園内）	1160.3		雨水調整	－	3.2		200	2	3.2	－
	北部第二貯留管	美、幸町2-8-8地先	－			－	0.82		80	2	0.41	－
	小仲台第一	稲、小仲台4-10（小園公園内）	－			－	0.324		80	2	0.162	－
	稲毛黒砂貯留管	美、新港69番地（中央浄化ｾﾝﾀｰ内）	－			－	8.3		200	2	4.15	－
	小仲台第二	稲、小仲台4-10（小園公園内）	－			－	1.02		80	2	0.51	－
	汐見丘貯留管	中、汐見丘町7（高砂公園内）	－			－	1.274		100	2	0.637	－
印旛処理区	幕張	花、幕張町5-391-6地先	－	分流	汚水中継	0.55	－	水中	80	2	0.55	－
	幕張本郷	花、幕張本郷7-39-3地先	－			0.7	－		80	2	0.7	6,422
	花園	花、花園町2445-37地先	－			0.54	－		80	2	0.54	5,287
	横戸	花、横戸町39-7	55.2			0.32	－		80	2	0.32	31,145
	千種	花、こてはし台1-25-1地先	－			1.98	－		100	2	1.98	－
	畑町	花、畑町1605-19地先	－			0.43	－		80	2	0.43	－
	柏井	花、柏井町1-21	199			0.456	－		80	2	0.456	62,747
	幕張一丁目	花、幕張町1-1274-4地先	－			0.471	－		80	2	0.471	10,588
	千種第二	花、千種町136-10	9.6			0.1326	－		65	2	0.1326	31,746
	柏井第一	花、三角町82-28	－			0.18	－		80	2	0.18	20,689
	花島第一	花、花島町52-1	－			0.7	－		100	2	0.7	35,690
	犢橋	花、犢橋町80-10	－			0.753	－		80	2	0.753	22,577
	畑町第二	花、畑町1379-1地先	－			0.29	－		80	2	0.29	32,816
	若松第一	若、若松町983-219	8.1			1	－		80	2	1	16,428
	長沼原第一	稲、長沼原町628-3地先	－			0.84	－		80	2	0.84	21,456
	柏井第二	花、柏井町758地先	－			0.2	－		65	2	0.2	19,428
	内山	花、内山町144地先	－			0.159	－		80	2	0.159	14,828
	宇那谷	花、宇那谷町199-2	67.8			0.16	－		80	2	0.16	22,526
	犢橋第二	花、犢橋町1703-1地先	－			0.3	－		65	2	0.3	－
	幕張六丁目	花、幕張町6-323地先	－			0.411	－		80	2	0.411	－
	幕張四丁目	花、幕張町3-1107-14地先	－			0.283	－		80	2	0.283	－
	幕張本郷第二	花、幕張本郷4-16-31地先	4			0.29	－		80	2	0.29	－
	長沼原第二	稲、長沼原町942-45地先	－			0.595	－		80	2	0.595	－
	若松第二	若、若松町432-46地先	－			0.283	－		80	2	0.283	－
	幕張二丁目	花、幕張町2-1212-2地先	－			0.3	－		80	2	0.3	17,682

処理区別	ポンプ場名	所在地	敷地面積（㎡）	排除方式	設置目的	完成 1分間揚水量 晴天時最大（m^3）	完成 1分間揚水量 雨天時最大（m^3）	完成 ポンプの種類	完成 ポンプ施設 口径（mm）	完成 ポンプ施設 台数	完成 ポンプ施設 1台・1分間揚水量（m^3）	完成 事業費（千円）
印旛処理区	犢橋第三	花、犢橋町1086-6地先	－	分流	汚水中継	0.283	－	水中	80	2	0.283	14,286
	若松第三	若、若松町429-64地先	－			0.283	－		80	2	0.283	18,422
	若松第四	若、若松町115-3	42			0.283	－		80	2	0.283	10,530
	若松第五	若、若松町2201-1地先	－			0.283	－		80	2	0.283	11,075
	浜田橋雨水	花、幕張町1-7676-3	243		雨水排水	－	1.2	水中	100	2	0.6	7,700
	南浜田雨水	花、幕張町1-1318-1地先	－			－	15		250	2	7.5	19,300
	武石雨水	花、幕張町5-331-9	21.8			－	3.4		100	2	1.7	5,700
	宮野木雨水	稲、宮野木町582地先	－			－	2.56		100	2	1.28	17,306
	美浜長作町線雨水	花、幕張町4-802-2	125.6			－	12.63		200	3	4.21	163,151
	花見川雨水	花、幕張町6-328地先	－		水路排水	－	18		300	2	9	20,000
	こてはし台雨水貯留管	花、三角町656-4（犢橋公園内）	－		雨水調整	－	6		200	2	3	－
南部処理区	赤井第一	中、赤井町55-1地先	－	分流	汚水中継	0.3	－	水中	80	2	0.3	26,042
	赤井第二	中、赤井町292-2地先	－			0.3	－		80	2	0.3	31,979
	今井町	中、今井町1388地先	－			0.159	－		50	2	0.159	17,690
	大草第一	若、大草町251-18	6			0.306	－		80	2	0.306	26,687
	大高第一	緑、大高町21-19地先	11.9			0.29	－		80	2	0.29	30,702
	大高第二	緑、大高町33-121	71.83			0.283	－		80	2	0.283	16,418
	大高第三	緑、大高町41-497	9.04			0.181	－		80	2	0.181	13,727
	大宮台	若、大宮台3-18-6地先	－			0.29	－		80	2	0.29	19,642
	大宮第一	若、大宮町518-11地先	－			1.8	－		100	2	1.8	43,714
	大宮第二	若、大宮町850地先	－			0.3	－		80	2	0.3	33,160
	大宮第三	若、大宮町1050-8地先	－			0.3	－		80	2	0.3	25,952
	大宮第四	若、大宮町3680-2地先	－			0.3	－		80	2	0.3	18,696
	大宮第五	若、大宮町2054-68番地先	－			0.601	－		80	2	0.601	14,887
	大宮第六	若、大宮町1550-3地先	－			0.343	－		80	2	0.343	26,580
	大宮第七	若、大宮町2319地先	－			0.283	－		80	2	0.283	17,740
	大宮第八	若、大宮町3552-10地先	－			0.29	－		80	2	0.29	20,949
	大宮第九	若、大宮町3433-15地先	－			0.2	－		65	2	0.2	19,706
	大森	中、大森町319-7地先	－			0.3	－		80	2	0.3	24,574
	小倉	若、小倉町1687-14	42.24			0.159	－		80	2	0.159	20,712
	生実	中、生実町1510-8	57.98			0.3	－		65	2	0.3	25,930
	貝塚	若、貝塚町596-1地先	－			0.36	－		80	2	0.36	33,477
	加曽利	若、加曽利町1526-10地先	－			0.3	－		80	2	0.3	19,643
	葛城	中、葛城2-4-45地先	－			0.071	－		50	2	0.071	5,886
	金親第一	若、金親町955-14	40.6			0.283	－		80	2	0.283	22,233
	金親第二	若、金親町525-3地先	－			0.283	－		80	2	0.283	26,326
	鎌取	緑、鎌取町2809-92地先	－			0.283	－		80	2	0.283	17,546
	川井第一	若、川井町134-1地先	－			0.283	－		80	2	0.283	23,831
	川井第二	若、川井町175-3地先	－			0.283	－		80	2	0.283	24,042
	高品	若、高品町985-2地先	－			0.29	－		80	2	0.29	13,079
	高田第一	緑、高田町2296-234	－			1.08	－		100	2	1.08	28,081
	高田第二	緑、高田町401-5地先	－			0.3	－		80	2	0.3	26,628
	高田第三	緑、高田町1937地先	84.3			0.283	－		80	2	0.283	36,040
	高田第四	緑、高田町1940地先	－			0.08	－		50	2	0.08	3,618
	高田第五	緑、高田町416-8	100			1.18	－		100	2	1.18	56,930
	高津戸第一	緑、高津戸町218地先	27.69			0.29	－		80	2	0.29	27,378
	高津戸第二	緑、高津戸町616地先	19.56			0.29	－		80	2	0.29	28,005
	高津戸第三	緑、高津戸町428地先	－			0.3	－		80	2	0.3	23,974
	高津戸第四	緑、高津戸町668-1地先	－			0.3	－		80	2	0.3	32,082
	高津戸第五	緑、高津戸町683-3地先	－			0.29	－		80	2	0.29	25,606
	高津戸第六	緑、高津戸町766-1	－			0.283	－		80	2	0.283	21,787
	高根	若、高根町1229地先	－			0.357	－		80	2	0.357	20,967
	多部田第一	若、多部田町754-52地先	－			0.498	－		80	2	0.498	32,905
	多部田第二	若、多部田町92地先	－			0.29	－		80	2	0.29	19,523

処理区別	ポンプ場名	所在地	敷地面積（㎡）	排除方式	設置目的	完成						
						1分間揚水量		ポンプの種類	ポンプ施設			事業費（千円）
						晴天時最大（m^3）	雨天時最大（m^3）		口径（mm）	台数	1台・1分間揚水量（m^3）	
南部処理区	千城台西	若、千城台西3-7-4地先	-	分流	汚水中継	0.071	-	水中	50	2	0.071	18,204
	土気第一	緑、土気町1416地先	-			0.283	-		80	2	0.283	31,467
	土気第二	緑、土気町1343-3地先	33.8			0.29	-		80	2	0.29	18,300
	土気第三	緑、土気町1389-9地先	-			0.283	-		80	2	0.283	22,813
	土気第四	緑、土気町1307-4	34.21			0.071	-		50	2	0.071	9,177
	土気第六	緑、土気町1282地先	-			0.283	-		80	2	0.283	21,044
	土気第七	緑、土気町1277地先	-			0.283	-		80	2	0.283	18,245
	土気第八	緑、土気町1264-6	49.21			0.283	-		80	2	0.283	7,118
	土気第九	緑、土気町1294-1地先	-			0.283	-		80	2	0.283	10,887
	土気第十	緑、土気町1295-20地先	-			0.071	-		50	2	0.071	10,200
	中西第一	緑、中西町349地先	-			0.283	-		80	2	0.283	35,135
	仁戸名	中、仁戸名町448-1地先	-			0.283	-		80	2	0.283	23,142
	野呂第一	若、野呂町1793-76地先	-			0.3	-		80	2	0.3	21,723
	東千葉	中、東千葉2-185-17	235.2			3.12	-		150	2	3.12	42,199
	東寺山	若、東寺山町506-5地先	-			0.29	-		80	2	0.29	34,289
	東山科	緑、東山科町1-16地先	-			0.283	-		80	2	0.283	19,495
	平川	緑、平川町1406-2地先	-			0.28	-		80	2	0.28	15,929
	平山	緑、平山町1905-1番地先	-			0.29	-		100	2	0.29	25,440
	平山第二	緑、平山町1937-12地先	-			0.29	-		80	2	0.29	36,156
	平山第三	緑、平山町1048-87	55.99			0.29	-		80	2	0.29	25,661
	古市場第一	中、古市場町100-4地先	-			0.283	-		80	2	0.283	17,962
	古市場第二	緑、中西町217地先	-			0.283	-		80	2	0.283	16,603
	辺田	緑、辺田町199-16地先	-			0.9	-		100	2	0.9	35,248
	誉田第一	緑、誉田町1-411-3地先	38.3			0.54	-		80	2	0.54	46,269
	誉田第二	緑、誉田町3-76-13地先	8.7			0.71	-		80	2	0.71	28,850
	誉田第三	緑、誉田町2-21-910地先	4			0.5	-		80	2	0.5	21,921
	誉田第四	緑、誉田町2-21-50地先	-			1.3	-		100	2	1.3	24,122
	誉田第五	緑、誉田町3-71-3地先	-			0.16	-		80	2	0.16	14,788
	誉田第六	緑、誉田町1-259-1地先	-			0.283	-		80	2	0.283	35,208
	誉田第七	緑、誉田町1-42-11地先	-			4.046	-		150	3	2.023	137,531
	誉田第九	緑、誉田町2-29地先	-			0.283	-		80	2	0.283	32,673
	誉田第十	緑、誉田町2-20-65地先	-			0.16	-		65	2	0.16	20,009
	誉田第十一	緑、誉田町2-20-868地先	-			0.16	-		65	2	0.16	21,874
	旭町雨水	中、旭町11	48		雨水排水	-	46.2		400	3	15.4	162,020
	穴川雨水	稲、穴川3-8-10地先	-			-	2.04		100	2	1.02	25,678
	都町雨水	中、都町3-13	54.5			-	54.9		400	3	18.3	189,414
	都町第二雨水	中、都町3-24-17（都ポンプ場内）	-			-	22.6		300	2	11.3	90,714
	稲荷雨水	中、稲荷町2-472	113.8			-	9.06		200	3	4.6	-
	鎌取雨水	緑、鎌取町2877-1	77.5 道路壁中			-	10.26		200	3	5.13	-
	末広雨水	中、末広4-1-3	112.9			-	5		200	2	5	-
	蘇我町線雨水	中、蘇我町4-1-1	1333.07			-	73.5		350	6	14.7	-
	村田町道路排水	中、村田町482	-			-	2.94		150	2	1.47	-
	みつわ台雨水貯留槽	若、みつわ台3丁目地先	-			-	10.4		250	2	5.2	-

（　中央浄化センター全景　）

（　中央浄化センター平面図　）

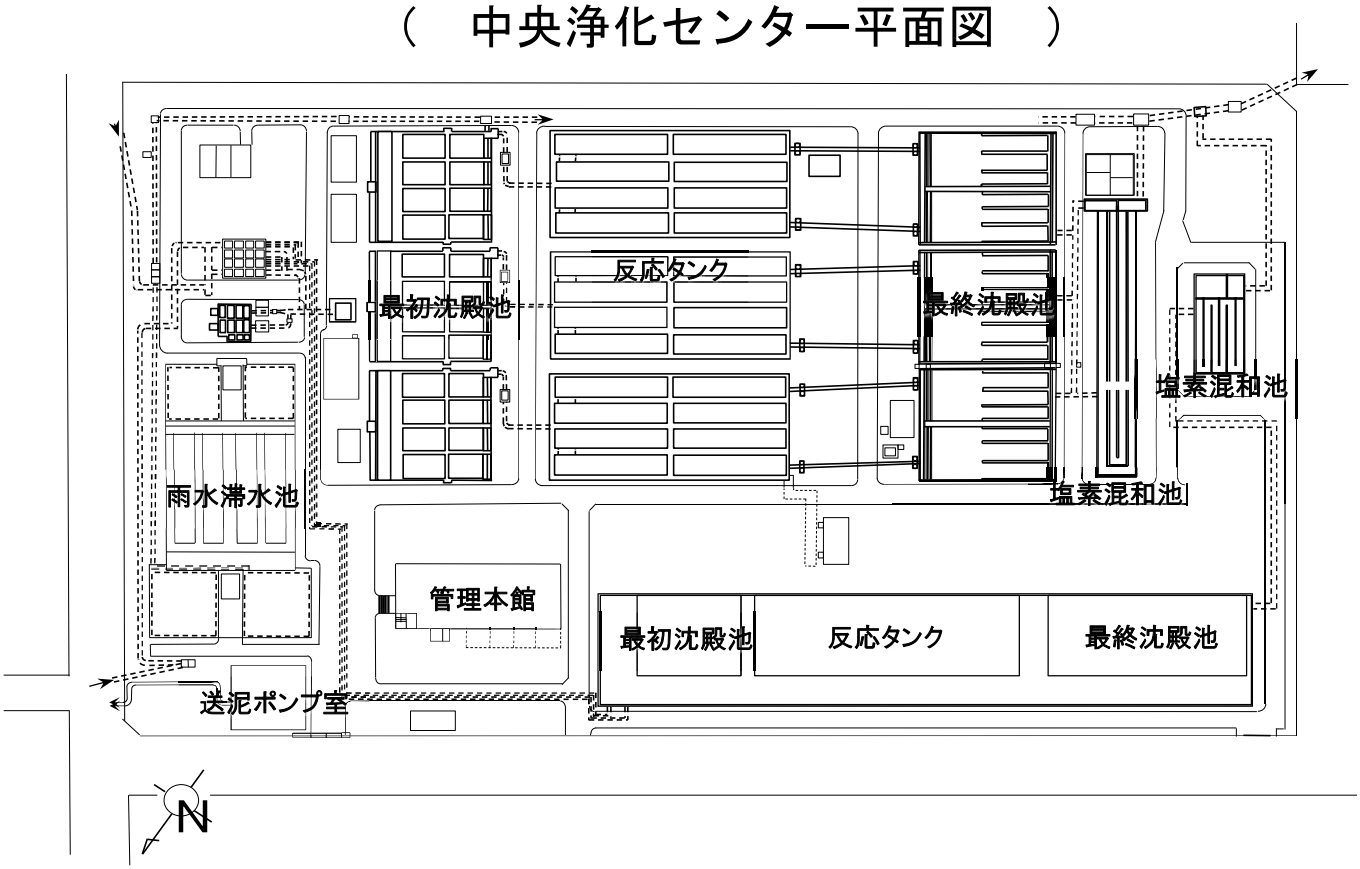

中央浄化センター（フローシート）

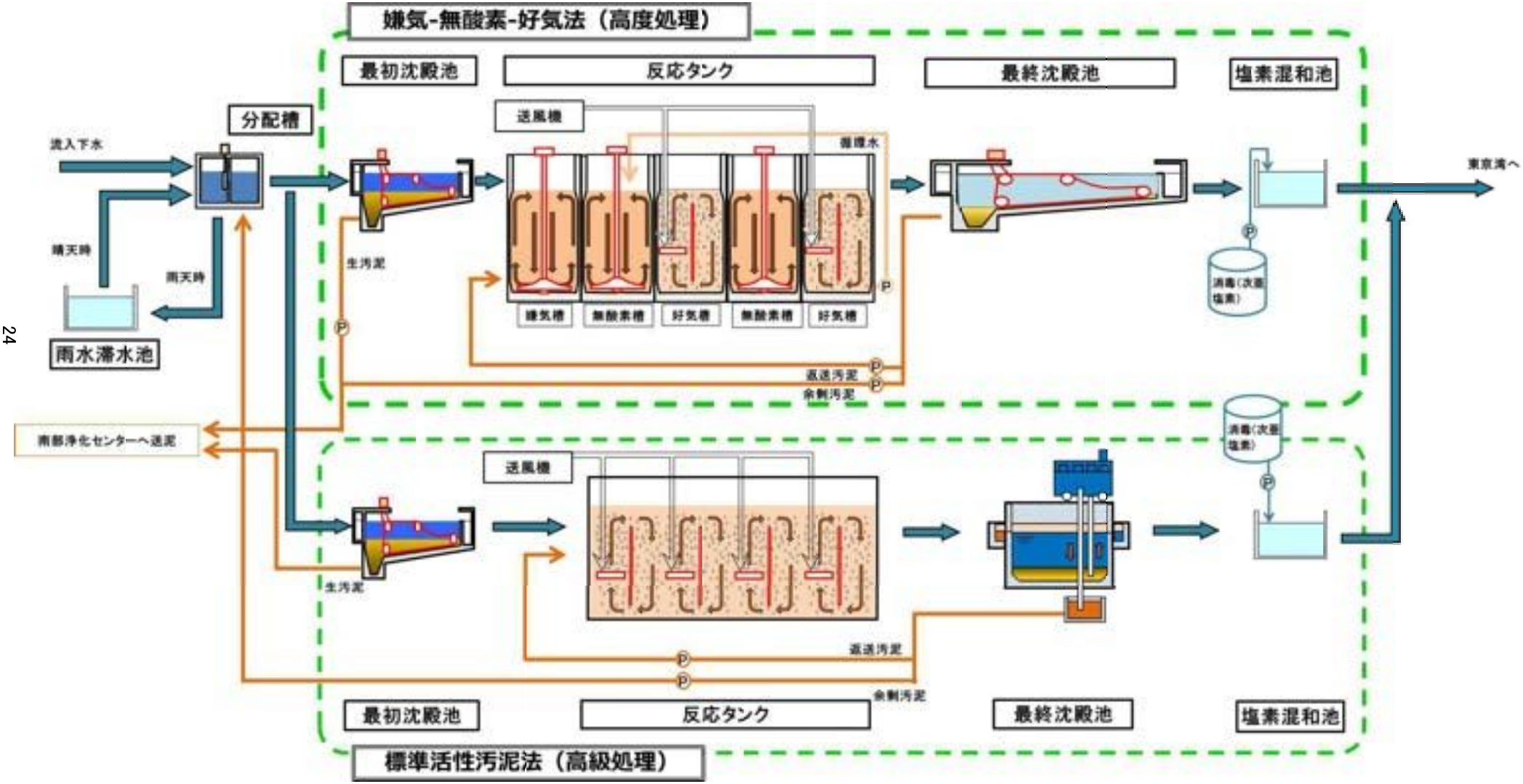

南部浄化センター全景

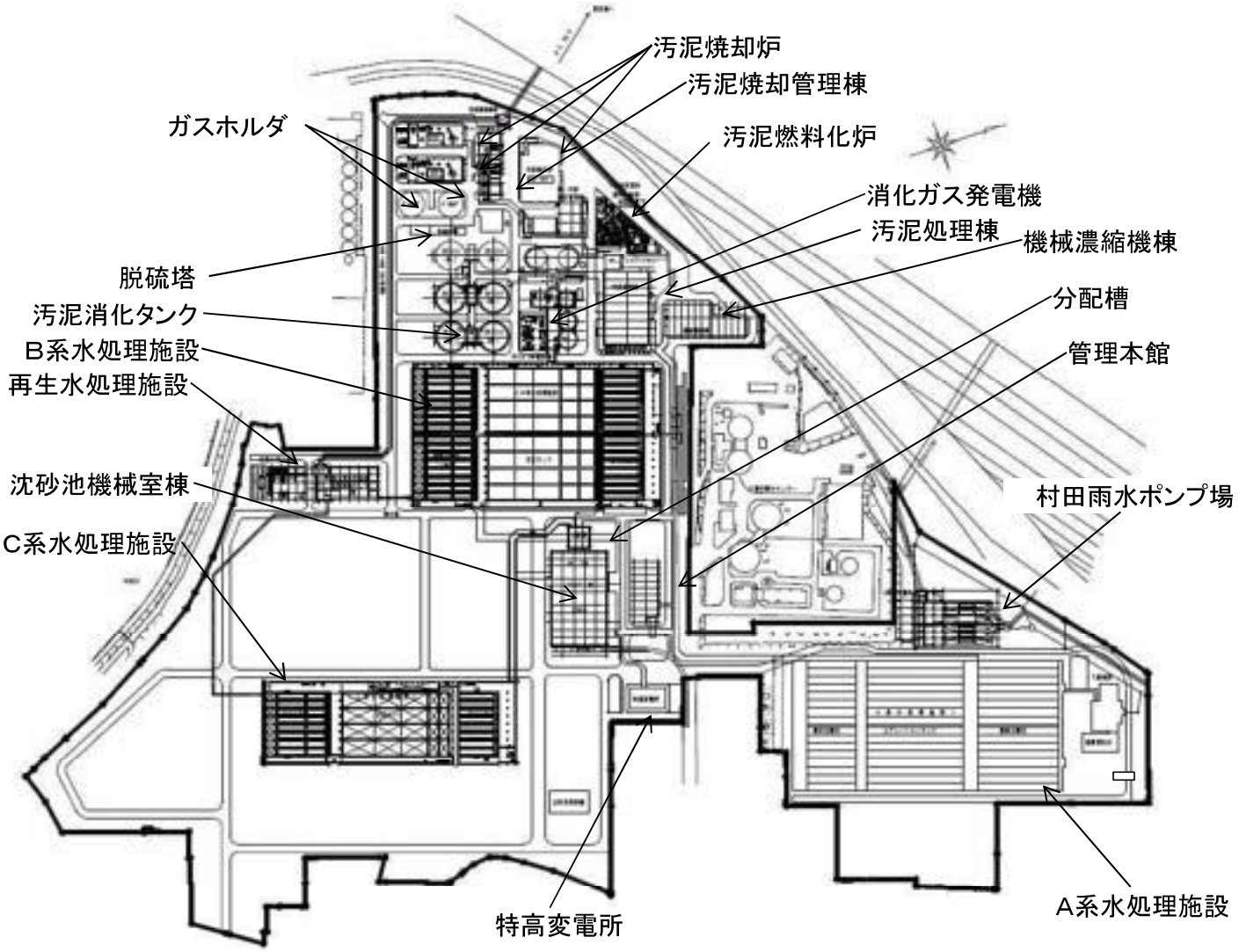
汚泥焼却炉
汚泥焼却管理棟
ガスホルダ
汚泥燃料化炉
消化ガス発電機
汚泥処理棟
機械濃縮機棟
脱硫塔
分配槽
汚泥消化タンク
B系水処理施設
管理本館
再生水処理施設
沈砂池機械室棟
村田雨水ポンプ場
C系水処理施設
特高変電所
A系水処理施設

南部浄化センター（フローシート）

（１）汚水処理フロー

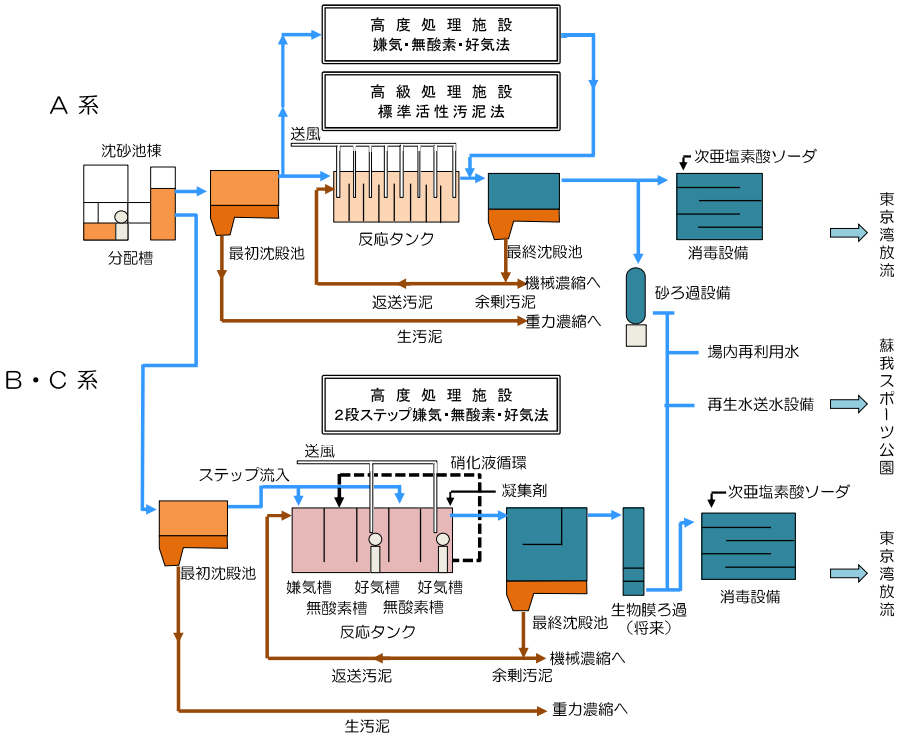

（２）汚泥処理フロー

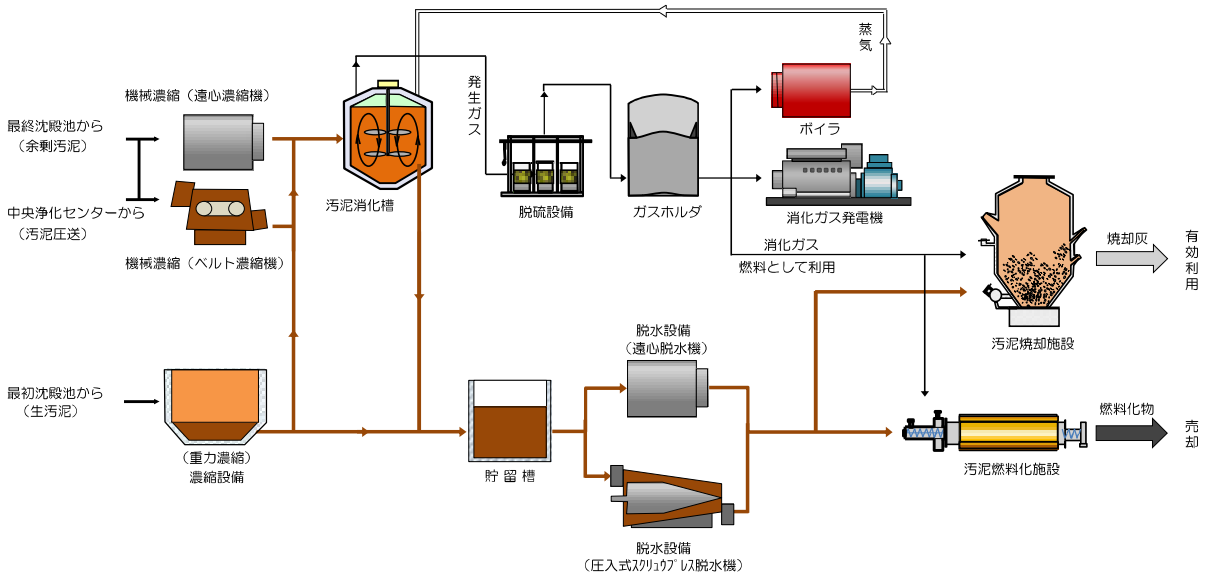

２　下水道の維持管理

Ⅰ　管路施設の維持管理

管渠施設の維持管理については、必要に応じ本管・取付管の清掃並びに補修等は、管轄の各土木事務所にて実施しており、管渠の移設及び調査等は下水道維持課にて実施しています。

なお、昨年度までに実施した主な業務は次のとおりです。

（１）維持管理実績

表　管渠維持管理実績表

件名＼年度		Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
下水道施設移設工事		0m	0m	0m	0m	0m	0m	0m
下水道施設点検・調査委託		123km	158km	118km	120km	81km	82km	99km
下水道台帳作成委託		27.7km	31.4km	23.0km	32.3km	23.7km	8.4km	6.1km
下水道管渠清掃委託		4.7km	2.1km	1.9km	2.3km	1.8km	4.6km	3.5km
下水道施設の占用更新事務		57 件	63 件	66 件	65 件	38 件	22 件	66 件
下水道施設築造工事等承認事務		882 件	862 件	987 件	975 件	1,052 件	1,042 件	1,134 件
下水道賠償責任事務	排水施設	1 件	0 件	1 件	0 件	3 件	0 件	0 件
	公共下水道	4 件	2 件	1 件	0 件	2 件	1 件	3 件
用地境界査定事務		60 件	68 件	64 件	52 件	51 件	98 件	56 件
開発行為等に伴う排水協議（締結）		62 件	70 件	73 件	91 件	80 件	82 件	69 件

（２）包括的民間委託（第１期）

ア　委 託 名

下水道管路施設包括的維持管理業務委託

イ　委託期間

令和５年２月 28 日～令和８年３月 31 日

ウ　委託金額

189,200,000 円（税込）R7(変更)240,304,900 円（税込）

エ　決算額

令和７年度　96,722,300 円（税込）

オ　業務内容

（ア）対象とする区域

印旛処理区「稲毛海浜・真砂処理分区」（734ha）

※対象となる町名は、美浜区磯辺、高洲、高浜、真砂

（イ）対象施設

・公共下水道施設（本管・取付管・公共桝・人孔等）

・一般排水路（草野水路）

（ウ）業務概要

下水道管路施設包括的維持管理業務

・統括管理業務　一式

・住民対応業務（受付、現地確認）　一式

・住民対応業務（調査、清掃）　一式

・住民対応業務（修繕）　一式

・計画的業務（管渠調査）　一式

（３）包括的民間委託（第２期）

ア　委 託 名

下水道管路施設包括的維持管理業務委託

イ　委託期間

令和８年３月 24 日～令和 11 年３月 31 日

ウ　委託金額

1,331,000,000 円（税込）

エ　業務内容

（ア）対象とする区域

印旛処理区（美浜区地内 2,120ha）

※計画的業務については千葉市内一円

（イ）対象施設

・公共下水道施設（本管・取付管・公共桝・人孔等）

・一般排水路（草野水路、浜田川横水路、黒砂横水路）

（ウ）業務概要

下水道管路施設包括的維持管理業務

・計画的業務（管渠点検）

管口カメラ点検工 N=4,188 箇所　点検工 N=117 箇所　　ドローン点検工 L=11,470m

巡視工 L=6,134m

・計画的業務（管渠調査）

本管 TV カメラ調査工 L=235,648m　浮流式 TV カメラ調査工 L=5,556m

目視調査工 L=58,914m　マンホール点検工 N=10,416 箇所

・計画的業務（重点点検）

マンホール点検工 N=2,670 箇所　人孔管渠内清掃工（昼間）　N=210 箇所

・計画的業務（雨水吐点検）

雨水吐点検工 N=54 箇所（684 回）　　管渠内清掃工 N=3 箇所

・計画的業務（雨水浸透施設点検清掃）

浸透桝清掃 N=2,032 箇所　浸透人孔清掃 N=54 箇所　浸透トレンチ管清掃 L=10,468m

浸透試験 N=24 回

・計画的業務（流量調査）

流量計測工 N=5 箇所

・計画的業務（送煙試験）

送煙試験工（本管）　L=6,130m　取付管 TV カメラ調査工 N=5 箇所

・計画的業務（合流式下水道水質調査）

雨水吐き（２箇所）N= ６回　処理施設（１箇所）N=6 回

・統括管理業務　　一式

・住民対応業務（受付、現地確認）　　一式

・住民対応業務（維持補修※不急対応）　一式

・住民対応業務（維持補修※緊急対応）　一式

50年経過した下水道管延長の推移（令和７年度末時点）

総延長は約３，８２８km

Ⅱ　処理場の維持管理

終末処理場は、中央処理区に中央浄化センター、南部処理区には南部浄化センターを配置し維持管理しています。

また、県印旛沼流域関連公共下水道区域の印旛処理区には、花見川終末処理場及び花見川第二終末処理場を有し、県事業として維持管理されています。

（１）処理状況

表　下水道処理状況　　（令和７年度）

処理場名	流入水量（㎥）	処理水量(年間)（㎥）			日平均処理水量（㎥）	備考
		簡易処理	高級処理	高度処理		
中央浄化センター	15, 782, 430	81, 480	8, 556, 430	7, 144, 520	43, 239	
南部浄化センター	55, 770, 779	―	6, 923, 383	48, 847, 396	152, 797	
合計	71, 553, 209	81, 480	15, 479, 813	55, 991, 916	196, 036	

表　修繕執行状況　　（単位：千円）

処理場名	令和７年度		備考
	件数	修繕費	
中央浄化センター	3	67, 210	
南部浄化センター	8	211, 949	
	11	279, 159	

表　工事執行状況　　（単位：千円）

処理場名	令和７年度		備考
	件数	工事費	
中央浄化センター	5	592, 972	
南部浄化センター	4	3, 508, 488	
合計	9	4, 101, 460	

表　流入水、放流水の水質（年間平均）

令和７年度

試験項目	単位	排水基準	中央浄化ｾﾝﾀｰ		南部浄化ｾﾝﾀｰ		
			流入水	放流水	流入水	放流水高度・標準(A)	放流水高度処理(B・C)
気温	℃		17.6	17.6	18.1	18.1	18.1
水温	℃		21.9	22.6	23.7	24.7	24.7
透視度	cm		5.9	98	2.8	100	100
ｐＨ(水素イオン濃度)		5.0～9.0	7.4	7.0	7.5	6.9	7.0
ＢＯＤ(生物化学的酸素要求量)	mg/L	－	198	4.3	240	1.4	2.1
ＣＯＤ(化学的酸素要求量)	mg/L	20	95	8.3	120	9.1	8.7
ＳＳ(浮遊物質量)	mg/L	70	122	2	200	ND	ND
ｎ－ヘキサン抽出物質	mg/L	2,30	11	ND	11	ND	ND
フェノール類含有量	mg/L	0.5	0.16	ND	0.20	ND	ND
銅含有量	mg/L	1	ND	ND	ND	ND	ND
亜鉛含有量	mg/L	1	0.06	ND	0.08	ND	ND
溶解性鉄含有量	mg/L	1	ND	ND	ND	ND	ND
溶解性マンガン含有量	mg/L	1	ND	ND	ND	ND	ND
クロム含有量	mg/L	0.5	ND	ND	ND	ND	ND
大腸菌数	CFU/mL	800	-	45	－	ND	ND
窒素含有量	mg/L	30	39	9.3	47	13	10
りん含有量	mg/L	4	4.3	0.67	5.0	1.0	0.89
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01	ND	ND	ND	ND	ND
シアン化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
有機りん化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	－	不検出	不検出
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	ND	ND	ND	ND	ND
六価クロム化合物	mg/L	0.05	ND	ND	ND	ND	ND
砒素及びその化合物	mg/L	0.05	ND	ND	ND	ND	ND
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	ND	ND
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出	－	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	ND	ND	ND	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	mg/L	0.2	ND	ND	ND	ND	ND
四塩化炭素	mg/L	0.02	ND	ND	ND	ND	ND
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	ND	ND	ND	ND	ND
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	ND	ND	ND	ND	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	ND	ND	ND	ND	ND
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	ND	ND	ND	ND	ND
チウラム	mg/L	0.06	ND	ND	－	ND	ND
シマジン	mg/L	0.03	ND	ND	－	ND	ND
チオベンカルブ	mg/L	0.2	ND	ND	－	ND	ND
ベンゼン	mg/L	0.1	ND	ND	ND	ND	ND
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	ND	ND	ND	ND	ND
ほう素及びその化合物	mg/L	230	ND	ND	ND	ND	ND
ふっ素及びその化合物	mg/L	10	ND	ND	ND	ND	ND
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100	10.7	8.3	12	11	9.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	ND	ND	ND	ND	ND
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	-	0.00070	0.12	0.00046	0.00023

※　ｎ－ヘキサン抽出物質排水基準：２(鉱油)、３０(動植物油)

※　ＮＤは、定量下限値未満を表す。　　「－」は、測定データなしを表す。

（2）放流水質測定結果　　中央浄化センター（令和7年度）

（単位：mg/L）

月	4月～6月						7月～9月						10月～12月						1月～3月						排水基準	運転実績	
項目	4/9	4/23	5/7	5/21	6/4	6/18	7/2	7/16	8/6	8/20	9/3	9/17	10/8	10/22	11/5	11/19	12/3	12/17	1/7	1/21	2/4	2/18	3/4	3/11		最大	判定
COD	9.3	11	6.4	9.4	7.0	8.4	8.2	6.4	7.9	7.5	8.9	7.1	8.2	7.7	7.3	8.9	9.1	9.1	7.9	8.7	9.6	8.4	10	7.9	20	11	適合
SS	3	4	3	3	2	1	1	1	＜1	1	1	＜1	1	1	1	2	4	3	2	2	2	2	10	1	70	10	適合
窒素含有量	10	12	5.0	10	4.9	10	9.6	4.8	10	9.9	9.9	10	9.9	10	9.6	9.9	9.8	11	11	10	10	9.8	7.1	9.8	30	12	適合
りん含有量	0.32	0.38	0.60	0.57	0.56	0.23	0.22	0.98	0.74	0.27	1.0	0.68	0.78	0.45	1.0	0.31	1.2	0.51	1.4	0.90	1.3	0.56	0.52	0.75	4	1.4	適合
大腸菌数（CFU/mL）	23	4	1	14	3	37	15	10	10	24	7	19	140	8	8	25	11	4	8	11	7	2	680	13	800	680	適合

A系処理施設放流水質測定結果　　南部浄化センター（令和7年度）

（単位：mg/L）

月	4月～6月						7月～9月						10月～12月						1月～3月						排水基準	運転実績	
項目	4/9	4/23	5/7	5/21	6/4	6/18	7/2	7/16	8/6	8/20	9/3	9/17	10/8	10/22	11/5	11/19	12/3	12/17	1/7	1/21	2/4	2/18	3/4	3/11		最大値	判定
COD	9.7	10	9.3	9.9	8.4	9.3	9.5	7.9	10	9.3	9.2	8.0	8.8	9.0	8.5	8.9	9.0	8.6	10	8.8	9.9	8.7	9.4	8.4	20	10	適合
SS	1	1	1	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	70	2	適合
窒素含有量	13	14	10	11	11	12	13	9.4	13	13	13	13	12	13	13	14	13	15	14	15	14	15	13	13	30	15	適合
りん含有量	1.4	0.40	1.1	1.0	0.89	0.28	0.44	1.0	0.86	0.67	0.52	0.40	0.59	0.46	1.3	1.5	0.63	1.4	1.2	1.6	1.2	1.6	1.3	1.1	4	1.6	適合
大腸菌数（CFU/mL）	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	800	<1	適合

B･C系処理施設放流水質測定結果　　南部浄化センター（令和7年度）

（単位：mg/L）

月	4月～6月						7月～9月						10月～12月						1月～3月						排水基準	運転実績	
項目	4/9	4/23	5/7	5/21	6/4	6/18	7/2	7/16	8/6	8/20	9/3	9/17	10/8	10/22	11/5	11/19	12/3	12/17	1/7	1/21	2/4	2/18	3/4	3/11		最大値	判定
COD	9.6	9.7	8.8	9.6	7.7	9.1	8.6	7.6	9.1	9.1	9.3	8.3	8.3	8.4	7.8	8.6	8.7	8.5	9.4	7.9	8.9	8.2	8.1	8.6	20	9.7	適合
SS	1	1	1	1	1	1	1	1	<1	<1	1	<1	<1	<1	<1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	70	2	適合
窒素含有量	11	10	9.1	10	9.1	9.7	9.6	7.0	9.7	10	10	11	10	10	9.8	12	11	12	11	12	11	12	9.2	12	30	12	適合
りん含有量	0.92	0.83	0.71	0.82	0.58	0.24	0.32	0.33	0.36	0.55	0.46	0.53	0.95	0.51	1.3	1.2	1.3	1.8	0.80	1.7	1.3	1.8	0.53	1.4	4	1.8	適合
大腸菌数（CFU/mL）	<1	<1	<1	<1	<1	8	<1	<1	2	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	<1	800	8	適合

（３）包括的民間委託

【第5期】包括委託 決算の推移(税込み)　　（円）

		業務準備期間	R6	R7	R8	R9	R10	合計	当初契約額	
中央浄化センター	決算	88,000	1,040,502,210	1,071,736,490				2,112,326,700	総額	5,280,000,000
									業務準備費	88,000
									R6	1,052,227,000
	ポンプ場費		635,620,480	684,640,000				1,320,260,480	R7	1,055,846,000
									R8	1,055,164,000
									R9	1,057,166,000
	処理場費	88,000	404,881,730	387,096,490				792,066,220	R10	1,059,509,000
南部浄化センター	決算	88,000	2,602,628,380	2,761,784,773				5,364,501,153	総額	13,200,000,000
									業務準備費	88,000
									R6	2,638,405,000
	ポンプ場費		580,713,650	566,563,580				1,147,277,230	R7	2,694,516,000
									R8	2,636,733,000
									R9	2,631,409,000
	処理場費	88,000	2,021,914,730	2,195,221,193				4,217,223,923	R10	2,598,849,000
合計	決算	176,000	3,643,130,590	3,833,521,263				7,476,827,853	総額	18,480,000,000
									業務準備費	176,000
									R6	3,690,632,000
	ポンプ場費		1,216,334,130	1,251,203,580				2,467,537,710	R7	3,750,362,000
									R8	3,691,897,000
									R9	3,688,575,000
	処理場費	176,000	2,426,796,460	2,582,317,683				5,009,290,143	R10	3,658,358,000

【第4期】包括委託　決算の推移(税込み)　　（円）

		業務準備期間	R1	R2	R3	R4	R5	合計	当初契約額	
中央浄化センター	決算	75,600	757,144,718	740,347,520	783,122,560	884,643,760	859,224,960	4,024,559,118	総額	3,840,989,800
									業務準備費	75,600
									R1	742,038,200
	ポンプ場費		488,984,554	482,902,090	482,476,390	545,493,740	533,830,990	2,533,687,764	R2	740,564,000
									R3	777,018,000
									R4	788,150,000
	処理場費	75,600	268,160,164	257,445,430	300,646,170	339,150,020	325,393,970	1,490,871,354	R5	793,144,000
南部浄化センター	決算	75,600	2,011,381,336	1,976,784,260	2,060,683,900	2,391,520,010	2,256,431,890	10,696,876,996	総額	10,211,588,200
									業務準備費	75,600
									R1	2,006,612,600
	ポンプ場費		402,517,692	397,309,550	422,030,620	480,456,240	422,292,750	2,124,606,852	R2	2,045,527,000
									R3	2,048,475,000
									R4	2,058,694,000
	処理場費	75,600	1,608,863,644	1,579,474,710	1,638,653,280	1,911,063,770	1,834,139,140	8,572,270,144	R5	2,052,204,000
合計	決算	151,200	2,768,526,054	2,717,131,760	2,843,806,460	3,276,163,770	3,115,656,850	14,721,436,114	総額	14,052,578,000
									業務準備費	151,200
									R1	2,748,650,800
	ポンプ場費	0	891,502,246	880,211,640	904,507,010	1,025,949,980	956,123,740	4,658,294,616	R2	2,786,091,000
									R3	2,825,493,000
									R4	2,846,844,000
	処理場費	151,200	1,877,023,808	1,836,920,140	1,939,299,450	2,250,213,790	2,159,533,110	10,063,141,498	R5	2,845,348,000

【第3期】包括委託　決算の推移（税込み）　（円）

		H26	H27	H28	H29	H30	合計	当初契約額	
中央浄化センター	決算	667,686,780	656,760,528	634,252,896	647,813,484	683,357,472	3,289,871,160	総額	3,304,800,000
								業務準備費	―
								H26	660,247,200
	ポンプ場費	437,292,216	426,576,996	411,330,852	419,517,900	444,203,028	2,138,920,992	H27	660,938,400
								H28	660,484,800
								H29	660,052,800
	処理場費	230,394,564	230,183,532	222,922,044	228,295,584	239,154,444	1,150,950,168	H30	663,076,800
南部浄化センター	決算	1,805,998,500	1,738,028,080	1,622,497,500	1,709,030,840	1,778,341,768	8,653,896,688	総額	8,856,000,000
								業務準備費	―
								H26	1,787,281,200
	ポンプ場費	349,250,800	341,444,500	330,009,700	339,684,444	344,457,633	1,704,847,077	H27	1,776,124,800
								H28	1,754,989,200
								H29	1,768,413,600
	処理場費	1,456,747,700	1,396,583,580	1,292,487,800	1,369,346,396	1,433,884,135	6,949,049,611	H30	1,769,191,200
合計	決算	2,473,685,280	2,394,788,608	2,256,750,396	2,356,844,324	2,461,699,240	11,943,767,848	総額	12,160,800,000
								業務準備費	―
								H26	2,447,528,400
	ポンプ場費	786,543,016	768,021,496	741,340,552	759,202,344	788,660,661	3,843,768,069	H27	2,437,063,200
								H28	2,415,474,000
								H29	2,428,466,400
	処理場費	1,687,142,264	1,626,767,112	1,515,409,844	1,597,641,980	1,673,038,579	8,099,999,779	H30	2,432,268,000

【第2期】包括委託　決算の推移（税込み）　（円）

		H23	H24	H25	合計	当初契約額	
中央浄化センター	決算	595,787,325	601,016,430	645,022,025	1,841,825,780	総額	1,722,000,000
						業務準備費	―
						H23	586,341,000
	ポンプ場費	372,299,025	374,121,300	396,898,235	1,143,318,560	H24	567,066,150
						H25	568,592,850
	処理場費	223,488,300	226,895,130	248,123,790	698,507,220		
南部浄化センター	決算	1,344,744,759	1,455,003,703	1,630,090,158	4,429,838,620	総額	3,969,000,000
						業務準備費	―
						H23	1,300,359,453
	ポンプ場費	295,661,800	304,540,290	319,144,113	919,346,203	H24	1,310,054,858
						H25	1,358,585,689
	処理場費	1,049,082,959	1,150,463,413	1,310,946,045	3,510,492,417		
合計	決算	1,940,532,084	2,056,020,133	2,275,112,183	6,271,664,400	総額	5,691,000,000
						業務準備費	―
						H23	1,886,700,453
	ポンプ場費	667,960,825	678,661,590	716,042,348	2,062,664,763	H24	1,877,121,008
						H25	1,927,178,539
	処理場費	1,272,571,259	1,377,358,543	1,559,069,835	4,208,999,637		

中央浄化センター所管ポンプ場位置図

南部浄化センター所管ポンプ場位置図

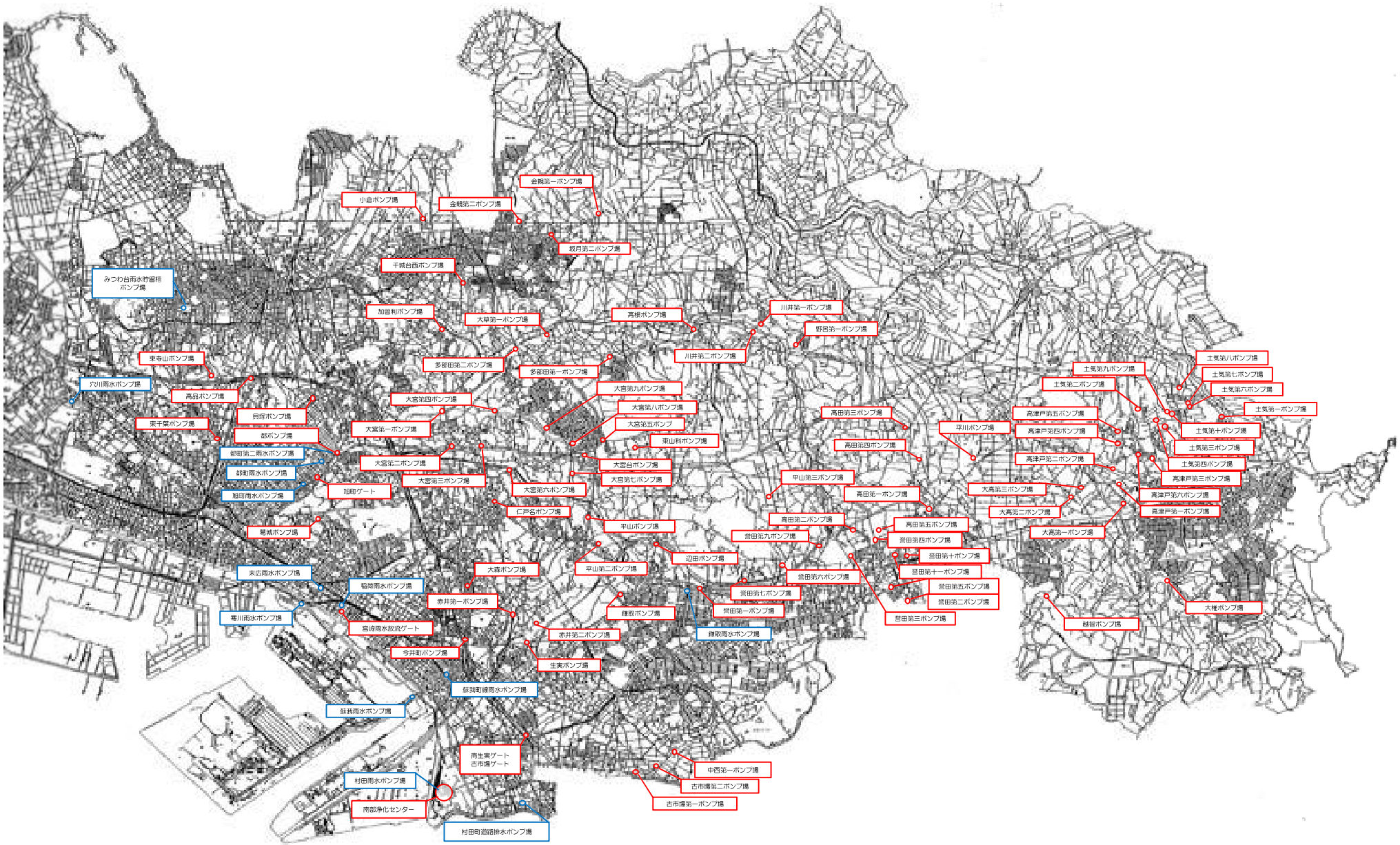

Ⅲ　事業場排除下水の指導状況

（1）下水排除基準

工場・事業場から公共下水道へ排除される下水は、下水道施設の機能保全及び終末処理場からの放流水の水質を確保するため、下水道法及び千葉市下水道条例により立入検査等を行い下水排除基準の規制・指導を行っています。

下水排除基準は表Ａ、業種別特定事業場等数は表Ｂのとおりです。

表Ａ　千葉市における下水排除基準

No.	対象者／項目		終末処理場を設置している公共下水道の使用者					現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者	
			特定事業場			非特定事業場			
			30 ㎥/日未満	30 ㎥/日以上 50 ㎥/日未満	50 ㎥/日以上	50 ㎥/日未満	50 ㎥/日以上	50 ㎥/日未満	50 ㎥/日以上
1	カドミウム及びその化合物		0.01			0.01			
2	シアン化合物		検出されないこと			検出されないこと			
3	有機リン化合物		検出されないこと			検出されないこと			
4	鉛及びその化合物		0.1			0.1			
5	六価クロム化合物		0.05			0.05			
6	ヒ素及びその化合物		0.05			0.05			
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005			0.0005			
8	アルキル水銀化物		検出されないこと			検出されないこと			
9	ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと			検出されないこと			
10	トリクロロチレン		0.1			0.1			
11	テトラクロロエチレン		0.1			0.1			
12	ジクロロメタン		0.2			0.2			
13	四塩化炭素		0.02			0.02			
14	1,2-ジクロロエタン		0.04			0.04			
15	1,1-ジクロロエチレン		1			1			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4			0.4			
17	1,1,1-トリクロロエタン		3			3			
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.06			0.06			
19	1,3-ジクロロプロペン		0.02			0.02			
20	チウラム		0.06			0.06			
21	シマジン		0.03			0.03			
22	チオベンカルブ		0.2			0.2			
23	ベンゼン		0.1			0.1			
24	セレン及びその化合物		0.1			0.1			
25	ほう素及びその化合物		230(10) ※1			230(10) ※1			
26	ふっ素及びその化合物		15(8)※1	10(8) ※1		10(8) ※1			
27	1-4 ジオキサン		0.5			0.5			
28	フェノール類		0.5	0.5		0.5			
29	銅及びその化合物		1	1		1			
30	亜鉛及びその化合物		1	1		1			
31	鉄及びその化合物(溶解性)		1	1		1			
32	マンガン及びその化合物(溶解性)		1	1		1			
33	クロム及びその化合物		0.5	0.5		0.5			
34	ダイオキシン類		10			10			
35	水素イオン濃度(ｐＨ)		5～9 ※2 (5.7～8.7)		5～9 ※2 (5.7～8.7)	5～9 ※2 (5.7～8.7)		5～9	
36	生物化学的酸素要求量(BOD)				600(300)※2		600(300)※2		
37	浮遊物質量(SS)				600(300)※2		600(300)※2		
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5		5	5		5	
		動植物油脂類			30		30		30
39	窒素含有量				240		240		
40	リン含有量				32		32		
41	温度		45(40) ※2			45(40) ※2		45	
42	沃素消費量				220		220		220

備考１　単位はpH、温度(℃)、ダイオキシン(pg-TEQ/ℓ)を除きmg/ℓです。

２　表に定める基準は、業種・設置年月日・排水量・排水地区により一部異なる場合もあります。

３　■部分の基準を超える下水を排除した事業場は、直罰の適用を受けます。

４　□部分の基準を超える下水を排除するおそれのある事業場は、除害施設（処理施設）を設置しなければなりません。

５　※１　下水道最終処理場の放流先により異なります。（　　）内は、海域以外の公共用水域へ放流される場合。

６　※２の（　　）内は、美浜区新港の製造業に適用する基準です。

（２）特定事業場及び除害施設設置事業場数

表Ｂ　業種別特定事業場及び除害施設設置事業場数　　令和８年３月末現在

分類番号	事業場名称	事業場数	分類番号	事業場名称	事業場数
09	食品製造業	59	56	各種商品小売業	6
10	飲料・たばこ・飼料製造業	3	58	飲食料品小売業	1
11	繊維工業	1	59	機械器具小売業	81
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	1	60	その他の小売業	75
13	家具・装備品製造業	1	61	無店舗小売業	1
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	69	不動産賃貸業・管理業	14
15	印刷・同関連業	7	70	物品賃貸業	4
16	化学工業	6	71	学術・開発研究機関	19
19	ゴム製品製造業	1	74	技術サービス業（他に分類されないもの）	20
21	窯業・土石製品製造業	8	75	宿泊業	13
22	鉄鋼業	2	76	飲食店	5
24	金属製品製造業	5	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	3
26	生産用機械器具製造業	6	78	洗濯・理容・美容・浴場業	91
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	79	その他の生活関連サービス業	11
32	その他の製造業	1	81	学校教育	6
33	電気業	1	82	その他の教育、学習支援業	3
35	熱供給業	2	83	医療業	29
41	映像・音声・文字情報制作業	1	84	保健衛生	3
42	鉄道業	2	85	社会保険・社会福祉・介護事業	2
43	道路旅客運送業	7	88	廃棄物処理業	1
44	道路貨物運送業	1	89	自動車整備業	7
48	運輸に附帯するサービス業	4	95	その他のサービス業	6
50	各種商品卸売業	1	97	国家公務	1
52	飲食料品卸売業	1	98	地方公務	5
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	1	99	分類不能の産業	1
54	機械器具卸売業	3	合計		537

注）分類番号及び業種名は「日本標準産業分類」（総務省）（平成２５年１０月改訂）の中分類に基づくものです。

（3）立入検査の状況

表　立入検査事業場の状況

対象事業場	立入件数	採水件数	違反件数	R7 違反率	R6 違反率	R5 違反率	R4 違反率
試験研究機関等	247	247	7	2.8%	3.2%	6.6%	2.4%
排水量 100 ㎥/日以上	287	287	12	4.2%	1.6%	2.6%	1.7%
排水量 50～100 ㎥/日	44	44	1	2.3%	4.5%	4.9%	4.8%
排水量 30～50 ㎥/日	15	15	1	6.7%	7.1%	0.0%	0.0%
排水量 30 ㎥/日未満	2	2	0	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%
合計	595	595	21	3.5%	2.6%	4.2%	2.3%

表　特定施設及び除害施設に関する届出件数

対象事業場	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R７
特定施設設置届（法第１２条の３第１項）	8	6	11	19	25	13	8
特定施設使用届（法第１２条の３第２項）	0	0	0	0	0	0	0
特定施設使用届（法第１２条の３第３項）	0	0	1	1	0	0	0
特定施設廃止届（法第１２条の７）	7	7	10	8	16	7	9
除害施設新設等届（条例第１０条の３）	1	0	0	0	2	0	2
除害施設使用廃止届出（条例第１０条の３）	1	0	0	0	1	0	0
合計	17	13	22	28	28	20	19

３　下水道への接続

公共下水道が整備され、供用が開始されると、汚水を直接下水道に放流することができるようになります。

そのため、その区域内にある土地の所有者・使用者・占有者は供用開始されたら遅滞なく下水道へ接続するための排水設備を設置することが法律で義務付けられています。

また、公共下水道処理区域内の汲み取り便所は、処理開始の日から３年以内に水洗便所に改造することが義務付けられています。

本市における接続の状況及び接続促進対策としての水洗便所改造等資金助成制度の概要は次のとおりです。

Ⅰ　接続の状況

表　処理区別接続世帯数　（令和８年３月末現在）

処理区別		整備区域内世帯数	接続世帯数	未接続世帯数	接続率
単独公共下水道	中央	89,475 世帯	89,456 世帯	19 世帯	100.0%
	南部	213,590 世帯	211,774 世帯	1,816 世帯	99.2%
	計	303,065 世帯	301,230 世帯	1,835 世帯	99.4%
流域関連公共下水道	印旛	191,975 世帯	191,674 世帯	301 世帯	99.8%
合計		495,040 世帯	492,904 世帯	2,136 世帯	99.6%

表　接続世帯数　（令和８年３月末現在）

区分	整備区域内世帯数	接続世帯数	未接続世帯数	接続率
中央区	121,964 世帯	121,288 世帯	676 世帯	99.4%
花見川区	90,017 世帯	89,895 世帯	122 世帯	99.9%
稲毛区	80,718 世帯	80,401 世帯	317 世帯	99.6%
若葉区	72,836 世帯	72,365 世帯	471 世帯	99.4%
緑区	53,657 世帯	53,109 世帯	548 世帯	99.1%
美浜区	75,848 世帯	75,846 世帯	2 世帯	99.9%
合計	495,040 世帯	492,904 世帯	2,136 世帯	99.6%

表　処理区別接続人口　（令和８年３月末現在）

処理区別		整備区域内人口	接続人口	未接続人口	接続率
単独公共下水道	中央	161,865 人	161,833 人	32 人	100.0%
	南部	418,014 人	414,560 人	3,454 人	99.2%
	計	579,879 人	576,393 人	3,486 人	99.4%
流域関連公共下水道	印旛	383,739 人	383,120 人	616 人	99.8%
合計		963,618 人	959,513 人	4,102 人	99.6%

Ⅱ　接続促進対策

下水道への接続に係る経済的負担を軽減するため、本市では、昭和４３年４月から下水道処理区域内で既設の便所を水洗便所に改造する方に対し、改造資金の助成を行う「水洗便所改造等資金助成制度」を設け、下水道への接続促進を図っています。

また、生活扶助世帯に対しては、改造資金を補助金として交付する特別助成制度も設けています。

（１）制度の概要

①　貸付金

項目	内容
貸付限度額	・くみ取り便所、し尿浄化槽を廃止して水洗便所に改造する場合 254,000 円 ・上記と併せて排水設備の設置工事を行う場合　500,000 円
償還方法	貸し付けた月の翌月から３７か月割賦償還
貸付利率	無利子
貸付対象者	・処理区域内の建築物の所有者または占有者

	・市内に住所を有する者 ・市税、下水道受益者負担金・分担金及び下水道使用料を滞納していない者
貸付対象者	・償還能力を有する者 ・確実な連帯保証人１名を有する者
連帯保証人	・本市に住所を有する満２０歳以上の者 ・一定の職業または相当の資産を有し、かつ独立した生計を営む者 ・市税、下水道受益者負担金・分担金及び下水道使用料を滞納していない者

② 補助金

交付条件	交付額
処理区域公示後１年以内に施工する場合（くみ取り便所の１くみ取り口または１し尿浄化槽につき）	10,000 円
処理区域公示後１年を超え３年以内に水洗便所への改造工事を施工する場合で、貸付金を利用しない場合	5,000 円

表　水洗便所改造の年度別貸付金及び補助金の状況

区分	貸付金		補助金	
	口数	金額（千円）	口数	金額（千円）
Ｈ６	1,706	518,885	1,901	18,090
Ｈ７	1,235	365,397	1,521	14,520
Ｈ８	1,266	371,030	2,016	19,420
Ｈ９	1,824	537,843	2,659	26,080
Ｈ１０	1,587	484,470	2,789	26,970
Ｈ１１	1,824	569,242	3,647	35,150
Ｈ１２	1,825	555,426	4,694	44,930
Ｈ１３	1,429	424,274	4,247	40,710
Ｈ１４	893	251,942	3,020	28,485
Ｈ１５	673	184,575	2,768	26,375
Ｈ１６	570	148,189	2,181	20,875
Ｈ１７	472	105,288	1,948	18,535
Ｈ１８	420	101,222	2,179	20,785
Ｈ１９	199	48,991	1,053	9,560
Ｈ２０	92	22,610	336	2,860
Ｈ２１	104	26,120	141	1,135
Ｈ２２	167	44,020	118	1,080
Ｈ２３	90	16,868	72	690
Ｈ２４	82	13,911	91	895
Ｈ２５	22	7,520	43	430
Ｈ２６	14	5,855	42	415
Ｈ２７	13	6,032	57	570
Ｈ２８	9	4,687	38	370
Ｈ２９	9	2,695	64	635
Ｈ３０	6	2,000	55	540
Ｒ元	11	4,613	51	510
Ｒ２	3	965	109	1,085
Ｒ３	5	1,830	81	805
Ｒ４	1	500	4	40
Ｒ５	2	1,000	4	40
Ｒ６	0	0	8	80
Ｒ７	9	4,426	4	40

表　貸付制度の変遷

適用年月日	水洗便所改造資金		排水設備設置資金		補助金
	貸付限度額	償還方法	貸付限度額	償還方法	
S43.4.1	45,000円	23か月償還	20,000円	20か月償還	5,000円
S45.4.4	〃	〃	〃	〃	5,000(3,000)
S48.4.1	111,000	37か月償還	111,000	37か月償還	〃
S51.4.1	159,000	〃	〃	〃	〃
S52.4.1	170,000	〃	〃	〃	〃
S53.4.1	177,000	〃	〃	〃	〃
S56.4.1	177,000	37か月償還	―	―	5,000(3,000)
S57.4.1	183,000	〃	―	―	〃
S58.4.1	189,000	〃	―	―	〃
S59.4.1	192,000	〃	―	―	〃
S60.4.1	195,000	〃	―	―	〃
S61.4.1	〃	〃	―	―	10,000(5,000)
H1.4.1	307,000	〃	―	―	〃
H2.4.1	317,000	〃	―	―	〃
H4.4.1	332,000	〃	―	―	〃
H5.4.1	345,000	〃	―	―	〃
H6.4.1	350,000	〃	―	―	〃
H8.4.1	360,000	〃	―	―	〃
H10.4.1	400,000	〃	―	―	〃
H11.4.1	500,000	〃	―	―	〃

補助金については、１くみ取り口、又は１し尿浄化槽につき
（　）内は、１年を超え、３年以内に自己資金で実施した場合

Ⅲ　排水設備工事

公共下水道処理区域の土地所有者は、トイレ、雑排水等全ての排水は排水設備を設置して公共下水道に排除しなければならないと下水道法で義務づけられています。

この排水設備の工事は、下水道法施行令により基準が定められており、また市が指定した工事店で施工することが条例により規定され、さらに指定排水設備工事業者は専属の責任技術者を１名以上置くことが義務づけられています。

（1）指定工事店制度

全国の自治体にて適切な排水設備工事を行うことができる業者を指定し、市民の皆様が安全に工事を依頼できるようにするための制度です。

千葉市では、指定排水設備工事業者の指定等に関する規則を定め、不正防止等に努めています。

表　指定排水設備工事業者数　（令和８年３月末現在）

区分／年度	指定排水設備工事業者
Ｒ７	４７３社

（2）排水設備工事の検査状況

表　排水設備工事検査の状況　（単位：件）

年度	汲み取り便所改造	浄化槽改造	新築家屋	その他	計
H15年度	351	2,834	3,228	105	6,518

H16 年度	279	2, 434	3, 830	110	6, 653
H17 年度	287	2, 286	3, 599	134	6, 306
H18 年度	278	2, 298	4, 159	112	6, 847
H19 年度	114	1, 301	3, 867	141	5, 423
H20 年度	88	640	3, 691	164	4, 583
H21 年度	87	883	3, 004	79	4, 053
H22 年度	88	856	3, 249	76	4, 269
H23 年度	50	402	3, 097	91	3, 640
H24 年度	42	330	3, 117	96	3, 585
H25 年度	23	256	3, 338	91	3, 708
H26 年度	30	200	3, 430	96	3, 756
H27 年度	25	229	3, 073	94	3, 421
H28 年度	20	175	3, 030	94	3, 319
H29 年度	16	161	3, 105	83	3, 365
H30 年度	13	144	3, 221	104	3, 482
R 元年度	15	134	2, 813	118	3, 080
R2 年度	4	174	3, 173	136	3, 517
R3 年度	12	147	2, 985	105	3, 249
R4 年度	15	81	3, 146	121	3, 363
R5 年度	10	64	2,926	130	3,130
R6 年度	7	59	2,960	119	3,145
R7 年度	10	57	2,896	101	3,064

Ⅳ　下水道事業受益者負担金

（1）受益者負担制度の概要

目　的　：公共下水道に係る都市計画下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第 75 条の規定に基づく千葉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例により公共下水道の設置される区域の所有者（受益者）から負担金を賦課徴収する。

受 益 者 ：排水区域内の土地所有者又は権利者。

負担金額：土地の面積１㎡当たり、市街化区域においては 200 円、市街化調整区域においては 230 円を乗じて得た額。

賦課方法：毎年度当初、賦課対象区域（当該年度内に確実に供用開始が見込まれる区域）として公告した区域内の土地について賦課。

徴収方法：3 年に分割し、1 年を 4 回の納期に分けて徴収。ただし、市長が必要と認めるときは納期を変更することができる。

減免措置：公共性の著しい私道、急傾斜地で宅地にすることが困難な土地又は公の生活扶助を受けている受益者などで一定の要件を満たす場合。（受益者負担金減免基準による）

猶予措置：受益者が天災、病気、盗難などの事情により負担金を納付することが困難である場合及び農地・資材置場などで、一定の要件を満たす場合。（受益者負担金徴収猶予基準による）

（2）受益者負担に関する条例の経緯

- 昭和 11 年、建設省令に基づき受益者負担金を徴収開始。
- 昭和 24 年 12 月、千葉市長洲地区下水道受益者分担金徴収条例制定。
- 昭和 30 年 12 月、千葉市北部地区下水道受益者分担金徴収条例制定。
- 昭和 40 年 1 月 18 日、旧都市計画法第 6 条の規定による省令の制定に基づき、受益者負担金制度（負担区制）を採用。　本千葉負担区　S40.10.27　制定　単位負担金　87 円／㎡
  本町負担区　S43. 8.16　制定　〃　164円／㎡
- 昭和46年3月25日、千葉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例により負担区制を採用。
  神明負担区　S46. 4.28　制定　単位負担金　141円／㎡
  稲毛・黒砂負担区　S46. 4.28　制定　〃　161円／㎡
  検見川負担区　S48. 6. 1　制定　〃　191円／㎡
- 昭和54年6月20日、千葉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（全部改正）により一律負担金制とする。　その他の排水区　S54. 6.20制定、S55. 4. 1施行　単位負担金200円／㎡
- 平成13年3月19日、本格的に市街化調整区域の整備に着手することとなったため、負担の公平に配慮するため千葉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正。
  H13.4. 1施行　単位負担金　200円／㎡（市街化区域）
  〃　230円／㎡（市街化調整区域）
- 平成 22 年 3 月 23 日、千葉市長洲地区下水道受益者分担金徴収条例及び千葉市北部地区下水道受益者分担金徴収条例を廃止、同日施行。

表　負担金の収納状況（現年度分）（単位：円）**※ 各年度とも３月末現在**

年度	調定額	収納額	収納率	調定期数
Ｈ２６	17,364,870	14,710,870	84.7%	1,815
Ｈ２７	15,529,280	13,416,690	86.4%	1,750
Ｈ２８	17,039,550	15,339,710	90.0%	1,154
Ｈ２９	13,044,290	12,130,390	93.0%	1,324
Ｈ３０	14,147,380	12,941,460	91.5%	1,791
Ｒ元	23,222,470	22,099,920	95.2%	1,816
Ｒ２	9,639,120	8,778,420	91.1%	1,601
Ｒ３	12,646,160	11,374,830	89.9%	2,114
Ｒ４	10,097,440	8,838,380	87.5%	1,513
Ｒ５	8,660,420	7,618,670	88.0%	1,178
Ｒ６	10,814,280	10,053,560	93.0%	1,219
Ｒ７	4,302,880	3,512,280	81.6%	451

Ⅴ　下水道事業受益者分担金

（1）受益者分担金制度の概要

目　　的：公共下水道事業のうち都市計画下水道事業でないものに要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づく千葉市公共下水道事業受益者分担金条例により、公共下水道の設置される区域の所有者（受益者）から分担金を賦課徴収する。また、平成22年3月23日、都市計画事業認可を取得しない区域からの公共下水道使用（以下、「区域外接続」という。）に際し、区域内との負担の公平を図るため、千葉市公共下水道受益者分担金徴収条例の一部を改正、平成22年4月1日施行。

受 益 者：排水区域内の土地所有者又は権利者。また、区域外接続にあっては、申請者。

分担金額：土地の面積1㎡当たり、市街化区域においては200円、市街化調整区域においては230円を乗じて得た額。

賦課方法：毎年度当初、賦課対象区域（当該年度内に確実に供用開始が見込まれる区域）として公告した区域内の土地について賦課。区域外接続にあっては、接続許可を受け竣工した後に対象区域を公告して賦課。

徴収方法：3年に分割し、1年を4回の納期に分けて徴収。ただし、市長が必要と認めるときは納期を変更することができる。なお、区域外接続にあっては、一括納付。

減免・猶予措置：受益者負担金制度と同じ。

（2）分担金の収納状況

表　分担金の収納状況（現年度分）

※H22年度より区域外接続に係る受益者分担金を賦課徴収　（単位：円）

年度	調定額	収納額	収納率	調定期数
Ｈ２８	6,955,440	6,955,440	100.0%	9
Ｈ２９	3,828,300	3,583,460	93.6%	75
Ｈ３０	3,344,860	2,825,470	84.5%	32
Ｒ元	10,281,970	10,281,970	100.0%	32
Ｒ２	2,614,880	2,614,880	100.0%	10
Ｒ３	306,300	306,300	100.0%	3
Ｒ４	237,450	237,450	100.0%	1
Ｒ５	505,970	505,970	100.0%	3
Ｒ６	3,408,180	3,133,500	91.9%	8
Ｒ７	218,620	0	0.0%	1

Ⅵ　下水道使用料

（1）水道水を使用した場合（1か月につき）　　Ｒ８．４．１　改定

	基本使用料	従量使用料	
		汚水排除量	使用料（1㎥につき）
一般汚水	６９４円	1㎥から5㎥までの分	１７円
		6㎥から10㎥までの分	２０円
		11㎥から20㎥までの分	１３３円
		21㎥から30㎥までの分	１８３円
		31㎥から50㎥までの分	２２６円
		51㎥から100㎥までの分	２７５円
		101㎥から500㎥までの分	３２１円
		501㎥から1,000㎥までの分	３５７円
		1,001㎥から2,000㎥までの分	３９６円
		2,001㎥以上の分	４３１円
浴場汚水	汚水排除量　1㎥につき　　１０円		
共用汚水	汚水排除量　1㎥につき　　８７円		

（2）水道水以外（井戸水等）を使用した場合（1か月につき）

① 一般家庭では、1世帯1人までは、1か月 10 ㎥とし1人増すごとに5㎥を加えた量を汚水排除量として（1）で算出します。

② 水道水との併用家庭では、1世帯1人につき1か月3㎥を水道使用量に加えた量を汚水排除量として（1）で算出します。

（３）使用料の収納状況

表　使用料の収納状況

区分 年度	調定額（円）	収納額（円）	収納件数（件）	収納率
Ｈ４	5,787,042,360	5,301,252,320	879,534	91.6%
Ｈ５	6,302,595,170	5,775,548,140	931,356	91.6%
Ｈ６	6,629,051,880	6,088,376,440	997,264	91.8%
Ｈ７	7,184,508,010	6,489,502,750	1,051,848	90.3%
Ｈ８	7,956,899,000	7,296,715,480	1,114,881	91.7%
Ｈ９	8,287,988,770	7,575,794,820	1,183,797	91.4%
Ｈ１０	9,270,365,810	8,371,609,130	1,246,502	90.3%
Ｈ１１	10,185,880,000	9,184,748,910	1,313,936	90.2%
Ｈ１２	11,831,310,410	11,084,010,870	1,661,543	93.7%
Ｈ１３	12,602,893,604	11,762,792,834	1,755,692	93.3%
Ｈ１４	13,154,604,355	12,272,409,705	1,839,626	93.3%
Ｈ１５	13,343,393,030	12,404,290,900	1,907,264	93.0%
Ｈ１６	14,065,274,529	13,082,124,349	1,962,988	93.0%
Ｈ１７	14,438,665,870	13,442,394,252	2,027,068	93.1%
Ｈ１８	14,514,385,340	13,515,695,647	2,100,110	93.1%
Ｈ１９	15,263,460,987	14,305,933,781	2,215,132	93.7%
Ｈ２０	15,440,126,221	14,501,332,357	2,282,638	93.9%
Ｈ２１	15,321,131,871	14,390,990,623	2,323,609	93.9%
Ｈ２２	15,682,423,198	14,781,358,472	2,364,075	94.3%
Ｈ２３	15,457,434,059	14,582,269,918	2,389,486	94.3%
Ｈ２４	15,577,215,397	14,721,762,984	2,422,465	94.5%
Ｈ２５	15,477,756,319	14,641,811,828	2,436,747	94.6%
Ｈ２６	16,155,514,051	15,321,087,710	2,467,747	94.8%
Ｈ２７	16,365,715,723	15,570,154,005	2,506,222	95.1%
Ｈ２８	16,273,622,964	15,522,518,094	2,538,620	95.4%
Ｈ２９	17,409,840,999	16,701,534,700	2,772,486	95.9%
Ｈ３０	16,311,395,655	15,765,253,511	2,702,659	96.7%
Ｒ元	16,195,877,923	15,694,908,487	2,731,239	96.9%
Ｒ２	15,890,424,760	15,479,958,196	2,775,001	97.4%
Ｒ３	15,789,522,774	15,473,331,821	2,835,538	98.0%
Ｒ４	14,119,632,545	13,876,883,019	2,504,579	98.3%
Ｒ５	15,538,420,195	15,374,614,089	2,905,407	98.9%
Ｒ６	16,429,555,406	16,288,738,745	2,953,640	99.1%
Ｒ７	16,521,188,878	16,380,637,736	3,003,516	99.2%

※　各年度の収納状況は、翌年度５月末時点の数値。
　ただし、平成４年度～平成１１年度については、同年度３月末時点の数値。

（4）使用料の変遷

表　下水道使用料の変遷

昭和３８年４月１日		
区分	汚水排出量	料金
家事汚水	１世帯５人まで	80円
	１人増すごとに	10円
営業汚水	排出量１㎥につき	7円
浴場汚水	排出量１㎥につき	6円
その他汚水	排出量１㎥につき	7円
し尿	１ヶ月１ヶにつき　水洗大便	80円
	水洗小便器	40円
	兼用便器	40円

昭和４３年４月１日		
区分	汚水排出量	料金
家事汚水	基本料金　１０㎥まで	150円
	１人増すごとに	15円
団体汚水	1000㎥未満の分　１㎥につき	15円
	1000㎥以上2000㎥未満　〃	12円
	2000㎥以上5000㎥未満　〃	9円
	5000㎥以上　〃	6円
浴場汚水	1000㎥未満の分　１㎥につき	6円
	1000㎥以上の分　〃	5円

昭和５０年４月１日		
区分	汚水排出量	料金
家事汚水	基本料金　１０㎥まで	220円
	１人増すごとに	22円
団体汚水	基本料金　１０㎥まで	220円
営業汚水	１㎥につき	220円
工業汚水	10㎥をこえ50㎥までの分	22円
その他の汚水	50㎥をこえる分	24円
浴場汚水	１㎥につき	6円

区分		改定日	S52.4.1	S54.4.1	S57.4.1	S60.4.1	H4.4.1	H7.10.1	H10.7.1	H13.4.1	H16.4.1	H19.4.1	H22.7.1	H26.4.1	R6.4.1	R8.4.1
一般汚水	基本使用料（0㎥～）											560円	570円	580円	611円	694円
	基本料金（10㎥まで）		220円	250円	300円	400円	500円	550円	630円	660円	680円					
	従量使用料（汚水排除量1㎥につき）	1㎥～5㎥										15円	15円	15円	15円	17円
		6㎥～10㎥											16円	17円	18円	20円
		11㎥～20㎥	22円	30円	40円	55円	70円	81円	96円	100円	104円	108円	109円	111円	117円	133円
		21㎥～30㎥	25円	35円	50円	70円	90円	105円	125円	131円	137円	143円	147円	152円	161円	183円
		31㎥～50㎥	30円	40円	60円	85円	110円	129円	154円	162円	170円	178円	182円	188円	199円	226円
		51㎥～100㎥	35円	50円	70円	100円	133円	157円	187円	197円	207円	217円	222円	229円	242円	275円
		101㎥～500㎥	40円	55円	80円	115円	156円	185円	220円	232円	243円	254円	259円	267円	282円	321円
		501㎥～1,000㎥	45円	60円	90円	130円	179円	212円	247円	260円	271円	281円	287円	297円	314円	357円
		1,001㎥～2,000㎥	50円	70円	100円	145円	202円	239円	279円	292円	303円	313円	319円	329円	348円	396円
		2,001㎥～	55円	75円	110円	160円	225円	266円	306円	320円	332円	342円	349円	359円	379円	431円
浴場汚水（汚水排除量1㎥につき）			6円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
共用汚水（汚水排除量1㎥につき）			22円	25円	30円	40円	50円	55円	63円	66円	68円	71円	72円	72円	75円	87円

（５）上下水道料金の徴収一元化

平成 24 年度から千葉県水道局と千葉県水道局給水区域内 11 市で構成される「徴収一元化協議会」で徴収一元化の実施に向け協議を進め、平成 30 年１月から千葉市、市原市、鎌ケ谷市、成田市の４市で上下水道料金の一括請求を開始した。

令和３年１月からは、船橋市、市川市、松戸市、浦安市、印西市、白井市の６市でも上下水道料金の一括請求を開始した。

また、市給水区域における徴収一元化については、県給水区域に先行して、平成 24 年４月から上下水道料金の一括請求を実施している。

一元化により、支払いや届出が一度で済むなど市民の利便性の向上や、納付書発送等の経費や手間の削減など事務処理の効率化、徴収率の向上が図られた。

徴収率については、一元化前の平成２８年度は９５．４％だったが、令和７年度では９９．２％と大幅に向上している。

4　各種助成制度

Ⅰ　雨水貯留槽と雨水浸透ます設置補助制度

（1）　制度の概要

【背景】

近年、都市化の進展に伴う浸透面の減少により、雨水流出量が増大し、市街地において浸水被害が発生しやすくなっています。計画降雨を超える集中豪雨が市内各地で発生しており、浸水被害軽減対策が要望されています。

このような背景の中、平成１０年度より、家庭でもできる浸水被害軽減と地下水涵養など水環境の保全対策として、公共下水道に接続し不要となった浄化槽の雨水貯留槽への転用や雨水浸透ますの設置に対して、工事費の一部を補助する制度を開始しました。また、平成１３年度からは、新たに市販貯留槽を加え、自助による浸水対応への補助を強化しています。

【補助対象の施設と補助金額】

補助対象施設		補助金額（限度額）
区　分	規　格	
浄化槽を雨水貯留槽に改造	既設の単独・合併浄化槽	1 基あたり　75,000 円
市販雨水貯留槽を設置する場合（建物 1 棟に対し 1 基まで）	容量 100 ㍑以上 200 ㍑未満	1 基あたり　18,000 円
	容量 200 ㍑以上	1 基あたり　25,000 円
雨水浸透ますを設置する場合（建物 1 棟に対し 4 個まで）	ます口径 150mm	1 個あたり　11,000 円
	ます口径 200mm	1 個あたり　13,000 円
	ます口径 300mm	1 個あたり　16,000 円
	ます口径 350mm 以上	1 個あたり　26,000 円

※補助申請金額は、千円以下切捨ての補助金額

※補助対象区域は、下水道計画区域内（下水道を使用している区域または、今後使用できる区域）

※雨水浸透桝が設置できない場所及び適さない場所

I. 設置禁止区域

(ｱ)建築物、隣地境界から５０㎝以内の区域

(ｲ)斜面付近は、傾斜度３５°以上で傾斜地の高さが２ｍ以上の土地は、のり尻から高さの３倍以内の区域

(ｳ)擁護されたのり面は、のり尻から高さの１.５倍の区域

(ｴ)工場跡地や埋め立て地等で土壌汚染があり、地下水の汚染が予想される場所

(ｵ)急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

II. 設置不適地

(ｱ)地下水位の高い低地

(ｲ)透水性のあまり期待できない土質の区域

（２）補助実績

	H10～R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
浄化槽転用	698基	0基	0基	0基	0基	0基	0基	698基
市販貯留槽	1,376基	45基	61基	52基	33基	47基	16基	1,630基
浸透ます	1,289基	0基	0基	0基	0基	0基	0基	1,289基
合計	3,363基	45基	61基	52基	33基	47基	16基	3,617基

Ⅱ　防水板設置工事の助成制度

（１）　制度の概要

浸水被害の軽減を図るため、住宅などの出入り口に防水板の設置を行う場合に、工事費用の一部を助成しています。

【助成対象者、助成額】

助成対象者	市内の住宅、マンション等の建築物に防水板設置及び関連工事を行う個人等
助成範囲	過去に浸水が発生した地域
助成対象工事	防水板の設置及びその設置に伴う関連工事
助成率	助成対象となる工事費用の２分の１
限度額	750,000円

（２）　助成実績

	H23～R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
助成件数	33	4	3	3	1	1	45

５　下水道の経営

Ⅰ　財源の仕組み

（１）建設改良費の財源

下水道の建設改良費の財源は、国の採択を受け国庫補助対象事業となった場合は、国費（国庫補助金）・企業債（長期借入金）で構成され、その他の地方単独事業(国庫補助対象事業以外)は、企業債・受益者負担金で構成されています。

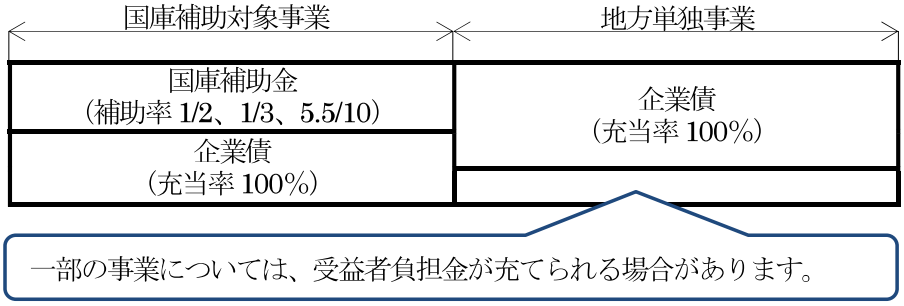

図５－１　建設改良費財源内訳

（２）収益的支出の財源

収益的支出（３条支出）の財源は、次のとおりです。

ア　汚水処理に要する経費

原則として、使用料収入で賄います。

ただし、以下の経費は、一般会計からの繰入れで賄っています。

・資本費（減価償却費、支払利息等）のうち、経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの（特定環境保全公共下水道においては 60%、それ以外については 30%を繰入れ）
・下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
・水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費（50%を繰入れ）
・不明水の処理に要する経費
・下水の高度処理に要する経費（50%を繰入れ）
・過去に発行した普及特別対策事業債等の企業債の利息（全部又は一部を繰入れ）
・災害復旧支援に要する経費
・水洗便所改造等資金の助成に要する経費
・下水道使用料減免等特別措置に係る経費
・退職給付費支給分に要する経費
・災害復旧事業債の元金償還に要する経費
・両浄化センターの電気料金高騰分に係る経費

イ　雨水処理に要する経費

一般会計からの繰入れで賄っています。

Ⅱ　経営状況

（１）決算状況

【収益的収支】（百万円・税込）

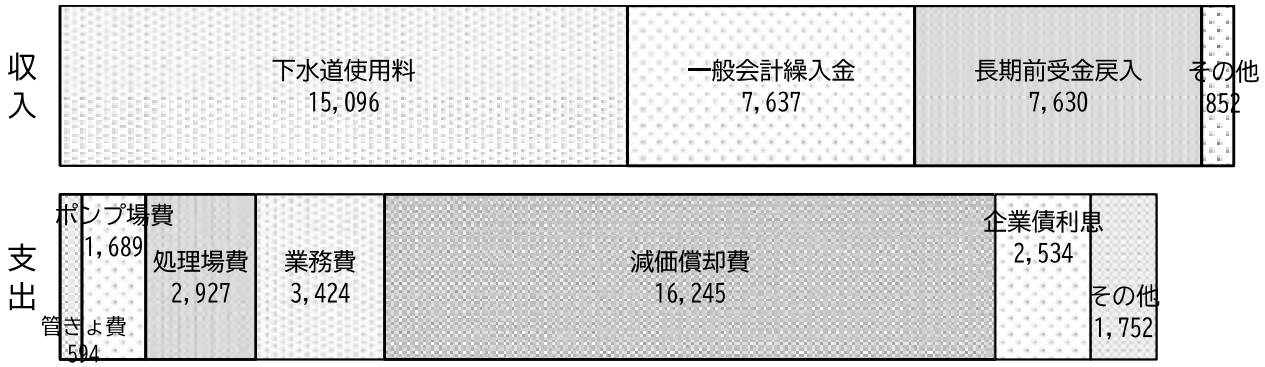

【資本的収支】（百万円・税込）

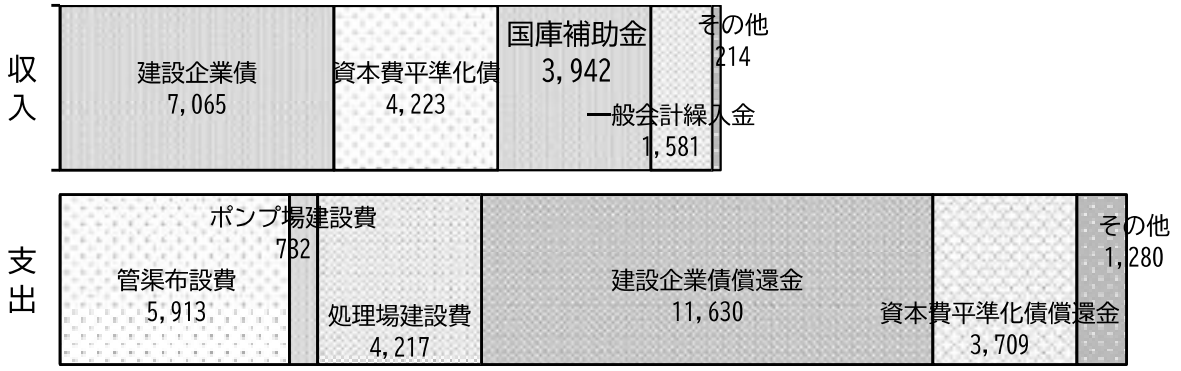

資本的収支については、通常、企業債償還金など多額の支出をするため、支出に対して収入が不足します。この不足分は、収益的収支で計上された当年度純利益や減価償却費等の内部留保資金などが充てられます。

【貸借対照表（バランスシート）】（百万円）

（令和８年３月３１日）

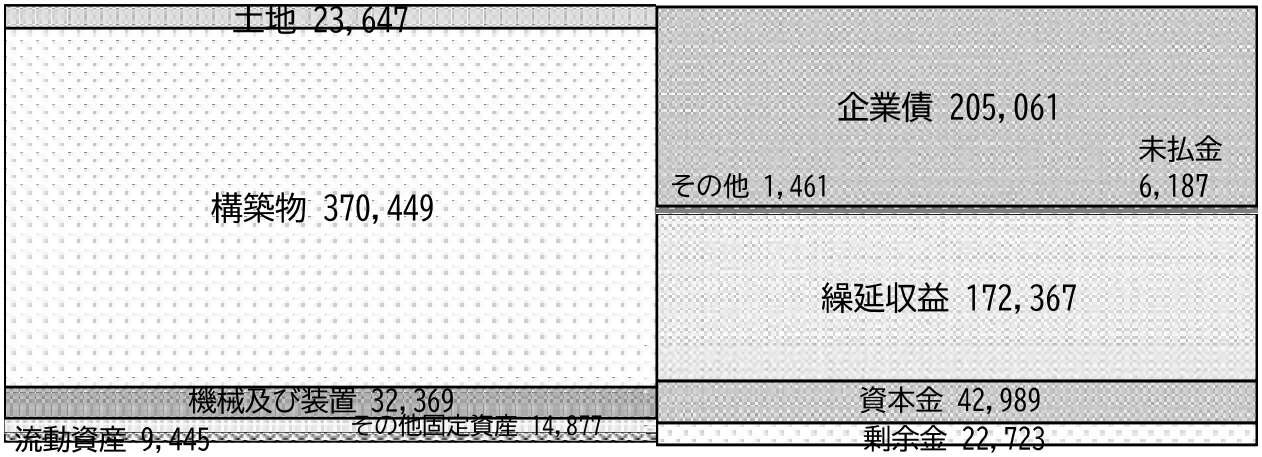

（２）下水道使用料、汚水処理費及び維持管理費

令和６年度の料金改定により使用料収入が増加しましたが、長期的な人口減少が見込まれており、今後さらなる料金改定を行わない限り、漸減が見込まれます。

一方、維持管理費については、施設の老朽化の進行に伴い上昇傾向にあります。

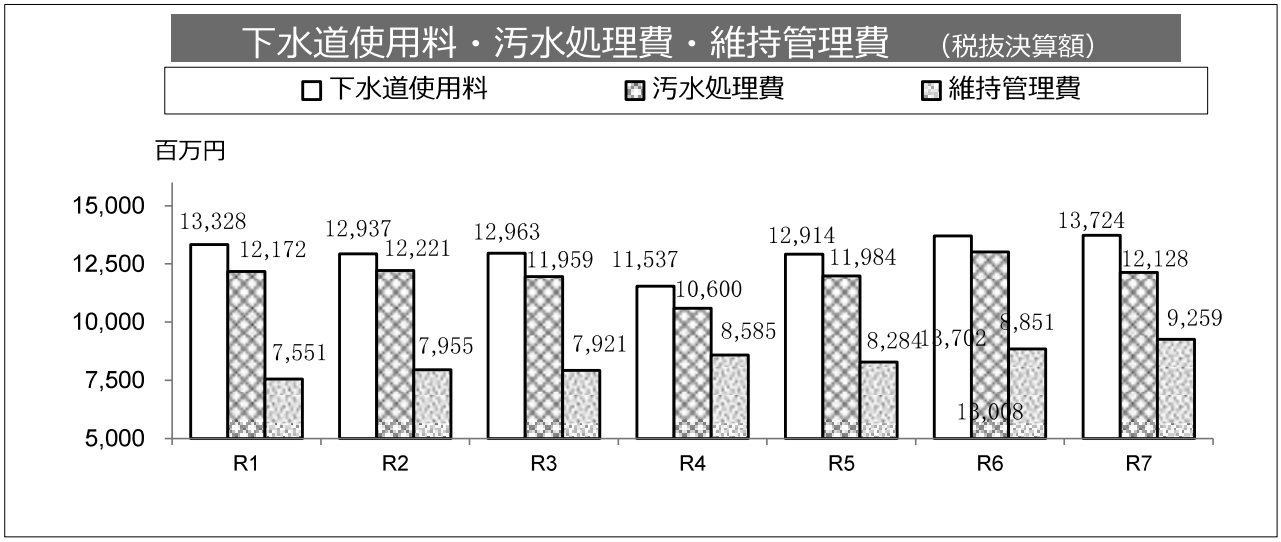

注：R4 の下水道使用料は、主に、物価高騰による市民の負担軽減等を目的に実施した特別減免により下落した。また、特別減免分等の補てんとして国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等に伴う一般会計補助金を受け入れたことにより、汚水処理に充当する下水道使用料が減少したため、汚水処理費が下落した。

（３）補てん財源残高

補てん財源は企業債の償還等に充当しており、近年の償還額の増加に伴いその残高は減少傾向にありましたが、令和３年度以降、一般会計繰入金の増加により補てん財源使用額が抑制された結果、残高減少に歯止めがかかっています。

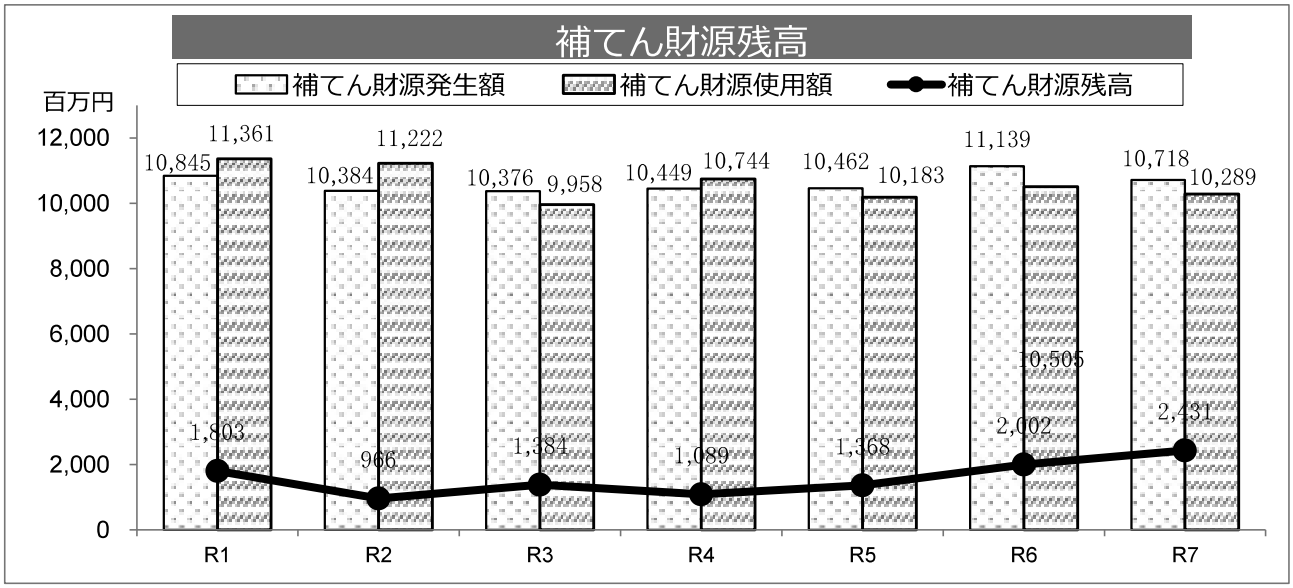

（４）企業債残高

企業債償還のピークは過ぎましたが、償還額は高止まりしており、当面、多額の償還財源が必要な状況が続きます。企業債残高は、償還額が発行額を上回っているため、年々減少しています。

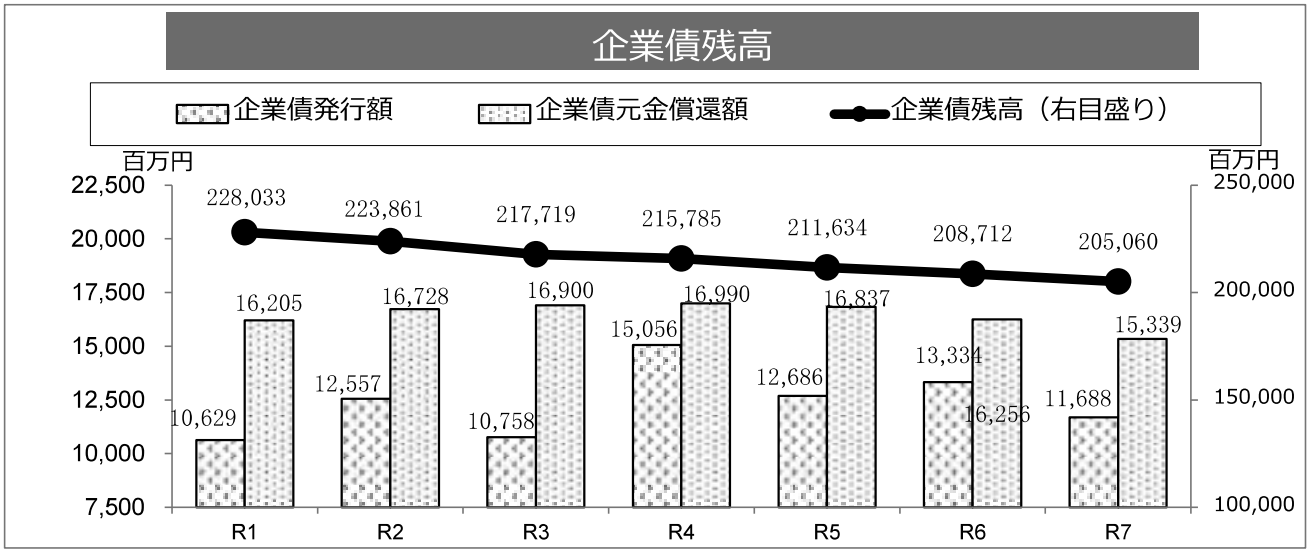

Ⅲ　経営指標

経営の状況や見通しについて住民や議会の理解を深めるため、令和３年度決算書から、各種経営指標のうち適切なものを選択して掲載することが義務付けられました。ここでは、決算書に掲載した４つの指標のうち３つと、決算書に掲載していない指標２つを紹介します。

（１）経常収支比率　【(経常収益/経常費用)×100】

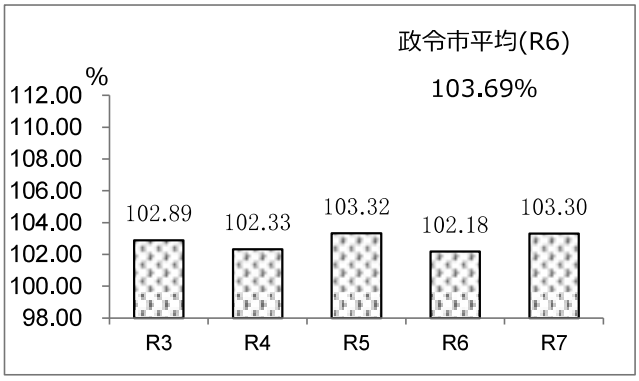

当該年度において、使用料収入や他会計負担金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

本市の率は健全経営の目安とされる 100%を超えていますが、政令市平均は下回っています。今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加などにより低下することが考えられます。

（２）流動比率 ＜決算書に不掲載＞　【(流動資産/流動負債)×100】

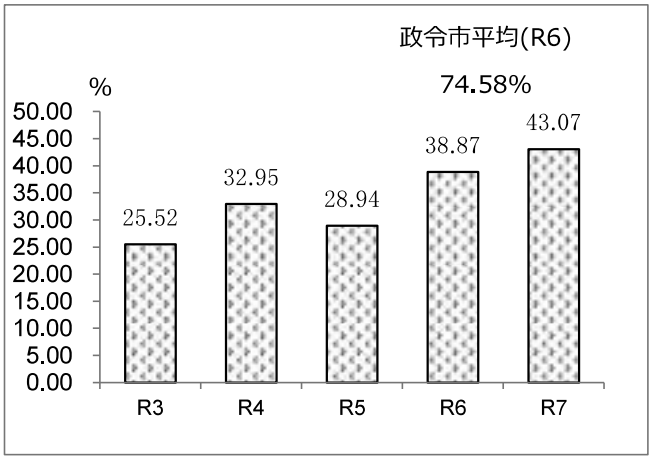

短期的な債務に対する支払い能力を示す指標です（数値が高いほど支払い能力が高い。）。「１年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況」が 100%となります。

100%を下回ると、即、支払いが不可能というわけではないですが、政令市平均を下回り、政令市順位が 17 位（R6）である本市は、債務（主に企業債）に比べて現金が不足傾向にあると言えます。

（３）企業債残高対事業規模比率 ＜決算書に不掲載＞

【((企業債現在高合計－一般会計負担額)/(営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金))×100】

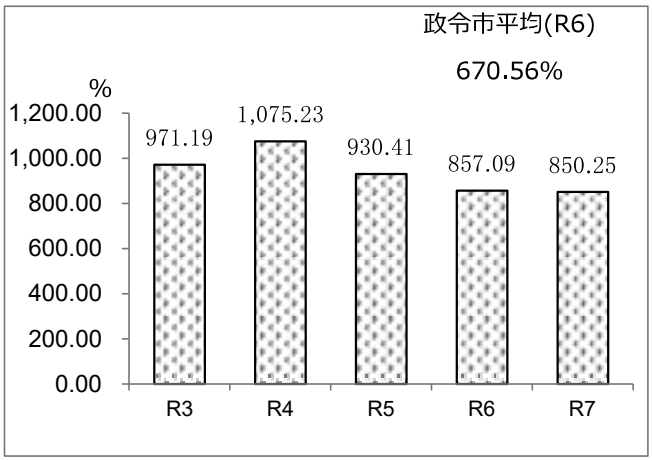

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

政令市平均を上回り、政令市の中で５番目（R6）に数値が高い本市は、使用料収入に比べて企業債残高の割合が高い状況にあると言えます。

（４）有形固定資産減価償却率 【(有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100】

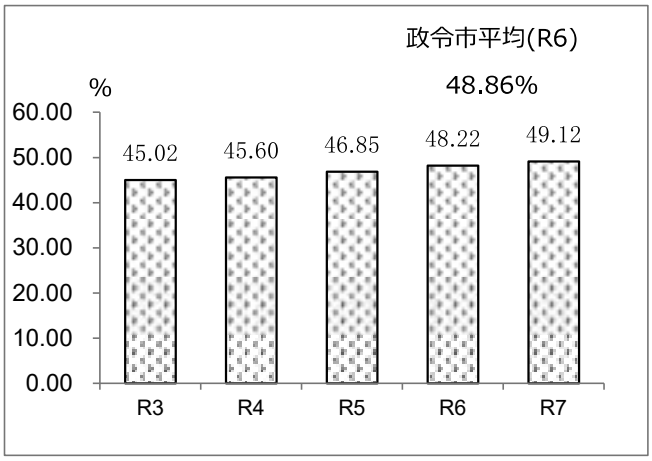

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

政令市平均とほぼ同率ですが、増加傾向にあり、今後も増加することから、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要があります。

（５）管渠老朽化率 【(法定耐用年数を超過した管渠延長/下水道布設延長)×100】

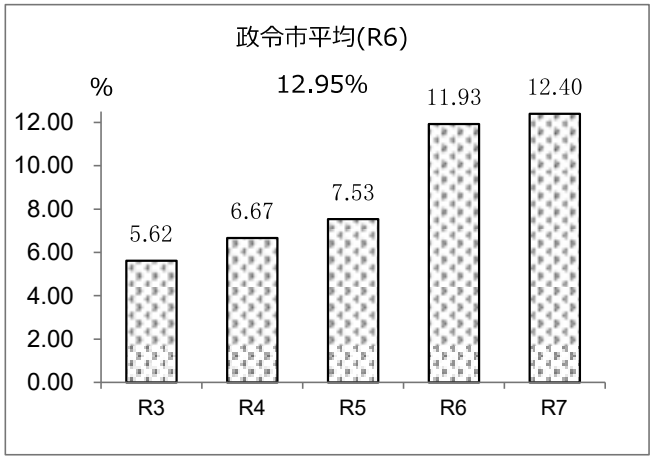

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標です。（４）の指標と異なり、管渠のみの老朽化度合を示しています。

本市の下水道管渠は、高度経済成長期に整備されたものが多いこともあり、耐用年数(50 年)を超えるものが増えています。政令市平均とほぼ同率ですが、増加傾向にあることから、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要があります。

６　印旛沼流域下水道事業（県事業）

Ⅰ　建設事業の概要

関連市町村		13市町(12市1町) 千葉市、佐倉市、船橋市、八千代市、成田市、 鎌ケ谷市、習志野市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町
都市計画決定		昭和43年12月28日
		最終変更　平成14年9月3日
下水道法事業計画		昭和47年12月18日
		最終変更　令和8年1月6日
都市計画法事業認可		昭和43年12月28日
		最終変更　令和7年2月7日
全体計画	計画処理面積	24,073ha
	計画処理人口	1,308千人
	計画汚水量	712,810㎥/日最大
	管渠	φ700mm～3,300mm　223.9km
	ポンプ場	11ヶ所
終末処理場名称及び位置		花見川終末処理場　約21ha（千葉市） 花見川第二終末処理場　約24ha(千葉市・習志野市)
処理方式		花見川(1)嫌気好気活性汚泥法（段階的高度処理） (2)凝集剤併用型循環硝化脱窒法 花見川第二(1)疑似嫌気無酸素好気法（段階的高度処理） (2)凝集剤併用型循環硝化脱窒法＋急速ろ過
排除方式		分流式
着手年度		昭和43年度
計画目標年度		令和13年度
供用開始年度		昭和49年４月
事業費		366,154百万円
財政内訳	国費	202,534百万円
	起債	55,608百万円
	県費	16,954百万円
	市町分担金	85,736百万円
	その他	5,322百万円

（県の資料より：令和８年３月末現在）

Ⅱ　建設事業に関する市町村負担金の状況

（１）　建設負担金

千葉市は昭和44年３月の市議会において下水道法第３条第２項の議決を得たので、県と負担割合について協議に入った。流域下水道事業については汚水量によって各市町村が負担することになっている。

(県の資料より：令和８年３月末現在)

都市名	面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (㎥/日)	汚水量比 (%)	負担率 (%)
船橋市	1,874	149,800	68,880	9.75	0.01
佐倉市	2,904	134,600	62,760	8.89	14.99
成田市	2,867	123,200	81,970	11.61	5.93
八千代市	2,374	177,300	88,730	12.57	16.81
鎌ケ谷市	232	20,000	8,740	1.24	1.92
四街道市	1,373	88,100	38,350	5.43	0.00
八街市	1,030	16,600	7,430	1.05	3.73
酒々井町	1,130	17,900	10,680	1.51	0.85
白井市	773	41,600	18,140	2.57	2.34
印西市	2,486	74,200	58,750	8.32	6.40
習志野市	1,349	87,000	58,510	8.29	6.57
富里市	814	37,100	18,420	2.61	0.09
小計	19,204	967,400	521,360	73.84	59.64
千葉市	4,869	340,700	184,780	26.16	40.36
合計	24,073	1,308,100	706,140	100.00	100.00

事業費と千葉市負担金（年度別）

（単位：千円）

区分	事業費	千葉市負担金
平成４年度迄	175,768,972	9,233,997
平成５年度	21,692,123	1,436,401
平成６年度	13,275,021	998,136
平成７年度	10,664,424	800,757
平成８年度	11,496,771	798,136
平成９年度	11,918,184	821,560
平成10年度	13,378,233	879,976
平成11年度	12,616,445	853,787
平成12年度	10,770,915	758,684
平成13年度	8,980,867	660,989
平成14年度	7,238,276	558,341
平成15年度	6,478,843	459,898
平成16年度	5,032,096	338,531
平成17年度	3,690,812	290,257
平成18年度	1,719,394	102,990
平成19年度	1,515,650	66,884
平成20年度	1,038,156	38,575
平成21年度	1,241,212	44,187
平成22年度	930,704	35,902
平成23年度	844,954	33,951
平成24年度	820,030	31,175
平成25年度	674,478	38,563
平成26年度	860,291	35,032
平成27年度	767,070	40,756
平成28年度	881,445	30,122
平成29年度	1,758,869	47,252
平成30年度	1,240,749	53,520
令和元年度	1,398,438	59,893
令和２年度	1,428,853	121,430
令和３年度	1,223,696	133,519
令和４年度	1,556,254	213,794
令和５年度	1,634,591	202,524
令和６年度	2,091,313	276,494
令和７年度	2,807,436	368,736

※事業費は、千葉市負担金算出の基礎となる事業費

（2）維持管理費負担金（千葉市分）の状況

区分	千葉市負担金 （千円）	1㎥当り単価 （円）
平成6年度	1,720,502	51
平成7年度	1,714,991	51
平成8年度	1,716,076	51
平成9年度	1,698,294	51
平成10年度	1,679,653	51
平成11年度	1,818,956	54
平成12年度	2,008,790	54
平成13年度	2,305,162	54
平成14年度	1,912,095	54
平成15年度	1,833,793	54
平成16年度	1,862,126	50.3
平成17年度	1,804,701	50.3
平成18年度	1,829,378	50.3
平成19年度	1,674,374	50.3
平成20年度	1,672,284	50.3
平成21年度	1,723,119	50
平成22年度	1,715,719	50
平成23年度	1,830,283	50
平成24年度	2,109,108	50
平成25年度	1,974,446	50
平成26年度	2,115,722	55
平成27年度	2,188,208	55
平成28年度	2,129,289	55
平成29年度	2,226,699	55
平成30年度	2,158,521	55
令和元年度	2,097,049	55
令和２年度	2,570,828	59.2
令和３年度	2,579,745	59.2
令和４年度	2,561,728	59.2
令和５年度	2,502,921	59.2
令和6年度	2,570,329	60.8
令和7年度	2,796,165	66.5